

2009(平成 21)年度
大学基準協会「大学評価」申請用

点検・評価報告書

奥 羽 大 学

目 次

序章

1. 大学の沿革	1
2. 大学の特色	3
3. 自己点検・評価に対するこれまでの取り組み	5

本章

1. 理念・目的	6
(1) 大学の理念・目的・教育目標等	6
(2) 学部の理念・目的・教育目標等	8
a . 歯学部	8
b . 薬学部	9
(3) 大学院研究科の理念・目的・教育目標等	10
a . 歯学研究科	10
2. 教育研究組織	11
3. 教育内容・方法	14
(1) 学士課程の教育内容・方法	14
a . 歯学部	14
①教育課程等	14
②教育方法等	31
③国内外との教育研究交流	37
b . 薬学部	38
①教育課程等	38
②教育方法等	52
③国内外との教育研究交流	56
(2) 大学院歯学研究科(博士課程)の教育内容・方法	57
①教育課程等	57
②教育方法等	63
③国内外との教育研究交流	67
④学位授与・課程修了の認定	68
4. 学生の受け入れ	70
(1) 学部等における学生の受け入れ	70
(2) 大学院歯学研究科における学生の受け入れ	78

5. 学生生活	81
6. 研究環境	87
7. 社会貢献	97
8. 教員組織	107
(1) 学部等の教員組織	107
(2) 大学院歯学研究科の教員組織	114
9. 事務組織	117
10. 施設・設備	121
11. 図書・電子媒体等	128
12. 管理運営	135
13. 財務	144
14. 点検・評価	151
15. 情報公開・説明責任	160
終章	162

序章

1. 大学の沿革

1972. 02 学校法人東北歯科大学（入学定員 120 名）設置認可
. 04 東北歯科大学開学(附属病院棟、進学棟、講義棟、軽食喫茶棟落成)
東北歯科大学第1回入学式
. 07 附属病院診療開始 厚生施設「無垢苑」開苑
. 10 校章制定
. 12 第1回創立記念日
1973. 09 記念講堂落成
. 10 東北歯科大学学会発足・東北歯科大学父兄会発足
1974. 09 基礎医学研究棟落成
. 11 校旗・校歌制定
1975. 09 体育館落成
. 10 韓国慶熙大学と姉妹校締結
1976. 09 中央棟（図書館）落成 テニスコート（3面）開場
1977. 09 実験動物舎落成
. 11 慰靈碑建立開眼式
1978. 03 第1回卒業式
1982. 05 創立 10周年記念式挙行
1983. 04 武道館、クラブ棟落成
1984. 05 創立記念銅像「躍進」除幕式
1986. 03 大学院歯学研究科博士課程（入学定員 19 名）設置認可
. 04 大学院第1回入学式
1987. 04 歯学部入学定員の変更（120名より 100名に削減）認可
1988. 12 文学部（英語英文学科、フランス語フランス文学科、日本語日本文学科）設置認可
学校法人東北歯科大学を学校法人晴川学舎に名称変更認可
東北歯科大学を奥羽大学に名称変更認可（‘89年4月1日より）
1989. 03 文学部棟落成
1989. 04 奥羽大学第1回入学式 校章、校旗、校歌の変更
. 06 米国ロマリンダ大学と姉妹校締結
. 10 慰靈碑菩提寺に移設
. 12 創立者影山四郎銅像除幕式

1990. 02 文学部司書課程認定
. 03 テニスコート移転増設(6面)立体駐車場落成
文学部教職課程認定
. 04 大学院歯学研究科第1回学位記授与式
1991. 04 文学部入学定員の変更(200名から350名に増員‘99年迄の期限付)
認可
. 09 解剖学棟落成
1992. 03 食堂棟(メモリー)落成 軽食喫茶を学生売店(グッディーズ)にして移設
1993. 03 文学部第1期生卒業式
1994. 05 奥羽大学文学会発足
1996. 04 第2講義棟落成
1997. 03 フランス国立パシフィック大学および太平洋国際交流センターと本学
文学部の三者協定に調印
1998. 04 動物実験研究施設建設(実験動物舎撤廃)
. 12 大学院歯学研究科収容定員の変更認可(76名から72名に削減、‘99年4月1日より)
1999. 04 文学部開設10周年記念像「秋ふたり」除幕式
. 07 文学部の期間を付した入学定員の廃止に伴う収容定員数の変更
(800名から1,100名に増員)認可
. 08 中国遼寧大学と姉妹校締結
. 10 文学部教職課程認定
2000. 02 進学棟と記念講堂太陽光発電システム設置
. 04 研修棟落成
文学部棟を薬学部棟に進学棟を薬学部実習棟にするための全面改修工事
2001. 02 第2講義棟と記念講堂太陽光発電システム設置
2003. 08 文学部学生募集停止
2004. 11 薬学部(薬学科)設置認可 薬草園新設
2005. 04 薬学部(薬学科)開設
. 07 薬学部修業年限延長に係る学則変更届出
. 09 奥羽大学収容定員の変更(1,400名から1,800名に増員)認可
2007. 03 文学部廃止
. 05 第3講義棟落成

2. 大学の特色

(1) 環境

本学は、東北地方の中核都市人口 34 万の福島県郡山市にあり、キャンパスは郡山駅より北西方向 2.5km に位置し、校地は東京ドーム約 5 個分の 203,000m² の面積を有し、建物の総床面積 56,330m² を有しております。四季の移り変わりを感じとれるように植栽を配備した中に 17 棟の建物とテニスコート・駐車場・薬用植物園・グランドを配備した学習環境となっております。

(2) 学生

在籍する学生の出身は、北海道から沖縄の全国各地に及びます。歯学部では西日本出身者が比較的多く、薬学部では半数以上が女子学生という構成になっております。

<在籍学生の男女別・出身地状況>

平成 20 年 5 月 1 日現在

	在籍学生数	男子学生	女子学生	東日本出身者	西日本出身者
歯学部	599	474(79.1%)	125(20.9%)	376(62.8%)	223(37.2%)
薬学部	572	271(47.4%)	301(52.6%)	505(88.3%)	67(11.7%)

優秀な学生に学費を支給する独自の奨学金制度（奥羽大学影山晴川育英奨学金）がある他、多くの学生が「日本学生支援機構」などの奨学金を受けて学業に専念しております。課外活動も盛んで、27 のクラブ・同好会があり、多くの学生が所属しております。大学祭（奥羽祭）は、学生が手づくりで主催する大学最大のイベントとなっております。

(3) 教育

本学の教育目標は、“高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな人材を育成すること”にあり、目標を達成するために、歯学部・薬学部ともにカリキュラム委員会によって社会に適応でき得るように教育方法やカリキュラムの整備を日々行っております。また、FD（ファカルティ・ディベロップメント）については、年度ごとに「自己点検・評価」や「学生による授業アンケート」を実施し、それに基づいて、教員の教育意欲を向上させ授業形態などの改善を行っております。教育には、施設々備に先進性を取り入れ、歯学部・薬学部共に附属病院と連携を十二分にとって、広い視点から実践的な教育に心懸けております。

(4) 研究

歯学部には、共同研究施設（電子顕微鏡研究施設及び X 線微小部分析研究施設、動物実験研究施設、放射性同位元素共同研究施設、組み換え DNA 実験室）が整備され、薬学部には NMR 装置、DNA シーケンサー、共焦点レーザースキャッピング顕微鏡などの大型機器が設備され、研究機器は充実しております。両学部間では、相互理解のもとに共同研究を行っております。

大学院歯学研究科では、歯学及び歯学に関連する学術を究めるべく、追求心をもって、専門性の高い研究に努めております。

(5) 附属病院

奥羽大学歯学部附属病院は、厚生労働省認定の「単独型臨床研修施設及び管理型臨床研修施設」として、単独型・地域医療短期・地域医療長期研修プログラムを管理・運営し、協力型臨床研修施設として登録されており地域歯科診療支援病院の指定を受けており、4つの医療施設からの委託診療も行い1つの学校歯科医も引き受けております。「患者さん」に対して思いやりの心を持って接することを第一義として診療を行っております。

学生には、質の高い臨床教育の場の提供に留意し地域社会への貢献を目指しております。また、附属病院の存在は薬学部にとって、広い視野の医療人を養うことを可能にする施設となつております。

3. 自己点検・評価に対するこれまでの取り組み

本学は平成 6 (1994) 年に文学部に自己点検・自己評価のための委員会を組織し、平成 11 (1999) 年に「平成 11 年度 自己点検・自己評価 奥羽大学 文学部」をまとめ文学部専任教員に配付し、同年 11 月文部科学省からの文学視学委員実地視察の際に提出しました。平成 13 (2001) 年歯学部に自己点検・自己評価委員会を組織し、歯学部・文学部・大学院歯学研究科・歯学部附属病院を含む大学全体の報告書を平成 14 (2002) 年に『2002 年度 奥羽大学自己点検評価報告書 奥羽大学』にまとめ本学の科目担当教員・役員・役職者・同窓会・父兄会に配付しました。

平成 15 (2002) 年 4 月 1 日から、学校教育法に「第三者による認証評価制度」が規定され、各大学は、数年に一度文部科学省が認める認証評価機関によって評価を受けることが定めされました。これを機に、本学も大学評価を得るために財団法人 大学基準協会 に平成 17 年 1 月に「奥羽大学歯学部 点検・評価報告書」を提出し審査申請を行いました。これにつき、大学基準協会から I 評価結果 現時点では本協会の大学基準に適合しているか否かの認定は保留する（保留期限 2008 年 3 月末） II 総評 III 大学に対する提言（改善事項 16 項目）等が記された報告書が平成 17 年 3 月に示されました。

『2006 (平成 18) 年度 奥羽大学自己点検・評価報告書 歯学部・大学院歯学研究科』をまとめ平成 19 (2007) 年 6 月に全国の歯学部・歯科大学に送付しました。

平成 17 年 3 月に大学基準協会から示された大学に対する提言のうち 一、必ず改善すべき事項 5 項目と 二、一層の改善を期待される事項 11 項目について、鋭意改善に努め「大学評価結果に対する報告書の作成について」(平成 19 年度 4 月 4 日付) に準拠し報告書を提出し、平成 20 (2008) 年 4 月に大学基準協会から大学基準に適合している大学 として認定されました（認定期間平成 20 年 4 月 1 日より平成 22 年 3 月末日まで）。

本学では、自己点検・自己評価に関して、平成 16 年 4 月に「奥羽大学自己点検・自己評価委員会規程」が制定され、その後平成 18 年 7 月に「奥羽大学自己点検・自己評価規程」の制定にともない、学部、大学院研究科、事務局、図書館、附属病院を単位として各自に委員会規程を整備し、自己点検・自己評価を実施することになりました。

試みとして、歯学部では平成 19 年 4 月と平成 20 年 10 月に自己点検・自己評価の適正性を補完するため、他大学教員に委員を依頼し、外部評価委員としての実地視察を受け相応の評価結果を得ました。向後は外部評価に関する規程を整備してまいります。

現在は、平成 22 年 3 月末日以後も大学基準協会から大学基準に適合している大学として認定が受けられるように、大学整備のための業務に努め励んでおります。

本章

1. 理念・目的

- 大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
 - 大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

(1) 大学の理念・目的・教育目標等

【現状説明】

1) 大学の理念・目的については、(1)「学校法人晴川学舎寄附行為」(資料: 奥羽大学 (5) の P. 21) と (2)「奥羽大学学則」(資料: 奥羽大学 (5) の P. 101) に、次のように明示しています。

○学校法人晴川学舎寄附行為第3条（目的）

この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな人材を育成することを目的とする。

○奥羽大学学則第1条（目的）

奥羽大学は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）並びに学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、広く知識を養うと共に、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育成し、国民の福祉と文化の発展に寄与することとし、————

後 略

2) 大学の教育目標

人間性というのは、人誰しもが生まれながらにして、豊かに或いは充分に備えているものではなく、自己の体験・自己の心の痛みを通して、初めて学びとるもの、さらに、常より多くを学び、常に心してこれを育成すべきものであることも明らかであります。本学では学生在学中に可能な限り“礼儀正しさ”を各人に備えさせてやりたいと思っております。礼儀は時と場所に応じて様々にその形を変え得るものでありますが、その精神、その本質は、「人間関係における他者の尊重」であり、すぐれて人間的な行為として、取るべき一つの姿、相手の心を傷つけまいとする思いやりの表現であります。大言すれば、一国文化の象徴的側面でもあります。こうした“礼儀正しさ”は場所を問わずに求められるものでありますが、特に教室においてそうであって欲しいと思います。伸びやかで活気がある中にも、教える者、共に学ぶ者への心遣いを忘れない「礼儀正しい教室風景」はまた、「美しい教室風景」であります。何故ならば、礼儀正しさは、常に美しさを伴うものだからであります。事実、伸びやかで礼儀正しい挙措動作ほど、その人を殊に若い人ほど美しく見せ、その人への好感を誘うものはないと思います。

グローバル化、情報の多様化と高度化が日々進んでいる我が国社会においては、分別ある高度の専門知識と技能のほかに思いやりのあるコミュニケーション能力を備えた人材の育成に心懸けています。

【点検・評価】

本学来訪者から言われることですが、「何時、何処を歩いてもゴミの落ちていないキレイな学校ですね」という言葉を頂戴しております。また、「本学の卒業生は病院でも歯科医師会でも礼儀正しく素直だ」という評価を受けております。

本学の「理念・目的」については、「規程」等を含み理事長や学長が入学式や卒業式或いは職員採用時に必ず話し、「教育目標」については学部長、附属病院長、学生部長、学年主任から新入生オリエンテーションや年度始めのガイダンスや登院式などの機会に説明しております。このほか奥羽大学のパンフレットや冊子やホームページを通して広く社会に発信しております。

[大学の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的及び、周知の方法については適切です。](#)

【改善方策】

「理念・目的」を如何に具体化し実行したかが、教育機関としての社会に対する務めであり責任であります。そのために本学では年次ごとにカリキュラムを見直し、どの教科をどの教員が担当した方がより効果的であるかなどのほかに、広く教員を公募して適切な教員を任用配置するかなどのことを進めております。周知方法とその有効性については改善できるか否かを常に検討し、改善できるものについては改善してまいります。

(2) 学部の理念・目的・教育目標等

a. 歯学部

【現状説明】

1) 歯学部の理念・目的については、「奥羽大学学則」（資料：奥羽大学（5）のP. 101）に次のように明示しています。

○奥羽大学学則第1条（目的）

奥羽大学は、 _____

_____ 中略 _____ 各学部のその目的は、次の各号のとおりとする。

(1) 歯学部は、高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな歯科医師を養成することを目的とする。

_____ 後 略 _____ 。

2) 歯学部の教育目標

- ・医療人に求められる教養、社会性及び倫理観を涵養する。
- ・歯科医療に求められる高度な専門知識及び技能を修得する。
- ・医療の場において自ら問題を発見し、解決していく能力を身に付ける。
- ・生涯にわたり歯科医師として、自己開発に努める習慣を身に付ける。
- ・医療、保険、福祉において、他の医療人と協調・連携する能力を研鑽する。

【点検・評価】

本学の歯学部附属病院は、福島県内はもとより、隣県の医療機関を支援しており、南東北における地域歯科医療の中心的役割を担っています。本学部において歯科医師を養成することにより、「地域歯科医療の発展と向上」に寄与するばかりでなく、社会に貢献しております。歯科医師に望まれるものとして、「教育基本法」や「中央教育審議会答申（平成17年9月5日）」に、①患者とうまくコミュニケーションが取れること、②好感を持たれること、③国際感覚を身に付けること、を謳っています。

[歯学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的及び周知の方法について](#)は適切です。

【改善方策】

平成19年度から態度教育、コミュニケーション技能、施設見学（キャリヤ・アップ学習）、及び医学英語のユニットからなる「歯科医療人間学」を開設しております。このユニットを第1学年から第6学年を通して学習させ改善を図っています。

b. 藥学部

【現状説明】

1) 薬学部の理念・目的については、「奥羽大学学則」(資料: 奥羽大学 (5) のP. 101) に次のように明示しています。

○奥羽大学学則第1条（目的）

奥羽大学は、

―――― 中 略 ――― 各学部のその目的は、次の各号のとおりとする。

(1) 歯学部は、_____ 中 略 _____。

(2) 薬学部は、高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな薬剤師を養成することを目的とする。

2) 薬学部の教育目標

薬剤師として“高度な専門知識と技術の修得”に加え、患者を中心とした医療をサポートする医療職として、患者への説明、情報の収集伝達といったコミュニケーション能力を含めた人間教育を開設し、21世紀に必要とされる問題発見・解決型の病院薬剤師、薬局薬剤師、製薬企業の医薬品の開発及び製造並びに販売を担当する従事者ほか医薬情報担当者(MR)となれる薬剤師を養成することを目的としています。

【点検・評価】

薬学部の教育理念である「高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな薬剤師を養成する」は、現在薬剤師に求められている資質を表しています。

薬学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的については、適切です。

【改善方策】

平成20年度に薬学部の第1回卒業生を社会に送り出すことから、申請したカリキュラムの完全実施に努めている現状で、依頼された講演会や実務実習指導者講習会及びワークショップなどにより周知に努めています。

(3) 大学院研究科の理念・目的・教育目標等

a. 歯学研究科

【現状説明】

- 1) 大学院の理念・目的については、「奥羽大学大学院学則」(資料: 奥羽大学(5)のP. 161)に、次のように明示しています。

○奥羽大学大学院学則第1条

奥羽大学大学院は、歯学及び歯学に関連する学術において深く理論応用を教授かつ研究し、その奥義を究め、歯学の進歩と社会の福祉並びに文化の発展に寄与するとともに、有為な研究指導者を育成することを目的とする。

2) 大学院研究科の教育目標

歯科医学及び歯科医療に関わる諸問題について、自立して研究することにより問題を解決できる能力を有する医療人を養成し、研究活動を通じて育成された問題解決能力をもとに、歯学部及び大学院の学生教育に携わることのできる人材を養成することを教育目標としています。

【点検・評価】

大学・学部に比較して、大学院歯学研究科の理念・目的・教育目標の周知の方法と有効性については、これまで具に検証をしてきませんでした。大学院の定員が充足していないことは、歯学研究科の周知努力が徹底していなかったことによると考えられ、定員充足のための具体的な方策を立てることが必要と考えます。

[大学院研究科の理念・目的・教育目標については適切です。](#)

【改善方策】

人材養成の目標を達成するために、次のような改善を行いました。

- i) より高度な研究を推進するために、従来の歯学部教育に倣った講座制（歯科基礎系8、歯科臨床系10、社会歯科系1の計19講座）を廃止して専攻科の再構築(平成17年4月)を行い、基礎歯科学と臨床歯科学を統合した学際的な歯学研究科(4領域19専攻科)とした。
ii) 社会の変化に対応した「社会人特別選抜制度」を平成19年4月に導入した。

これらについては同時にカリキュラムの再編成を行いました。

理念・目的・教育目標の周知の方法については、次のとおりです。

- i) 学部と大学院研究科の志願者のために、ホームページ上で情報を仕入れることが多いと考えられるので、カリキュラムや研究内容等の情報を掲載し、可能な限り閲覧できるように整備更新に留意する。
ii) 「大学院歯学部研究科（博士課程）学生募集要項」を臨床研修医と歯学部6年生の父兄や同窓会員に送付する。大学院生の生活状況等の情報を内容に盛り込む。
iii) 同時に、大学院専任教員の強化と若手研究者の育成を促進する。

2. 教育研究組織

○当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織構成と理念・目的等との関連

【現状説明】

(*<奥羽大学の教育研究組織図>*次頁に示します。)

大学組織は、歯学部歯学科と薬学部薬学科と大学院歯学研究科から構成され、歯学部には附属病院と4つの共同研究施設（1 電子顕微鏡及びX線微小部分析研究施設、2 動物実験研究施設、3 放射性同位元素共同研究施設、4 組み換えDNA実験室）があり、薬学部には附属薬用植物園を設置しています。本学々生と教員をはじめとする職員のほかに希望する地域住民等が利用できる図書館を備えています。以上全ての事務業務に対応する事務局を組織しています。

歯学部歯学科と薬学部薬学科と大学院歯学研究科のそれぞれは教育研究上の組織を構成し、正課教育を担当しています。教育課程の編成は、歯学部と薬学部ともに「大学設置基準」第19条と「学校教育法」第83条に規定された大学の位置付けに基づいて編成しています。

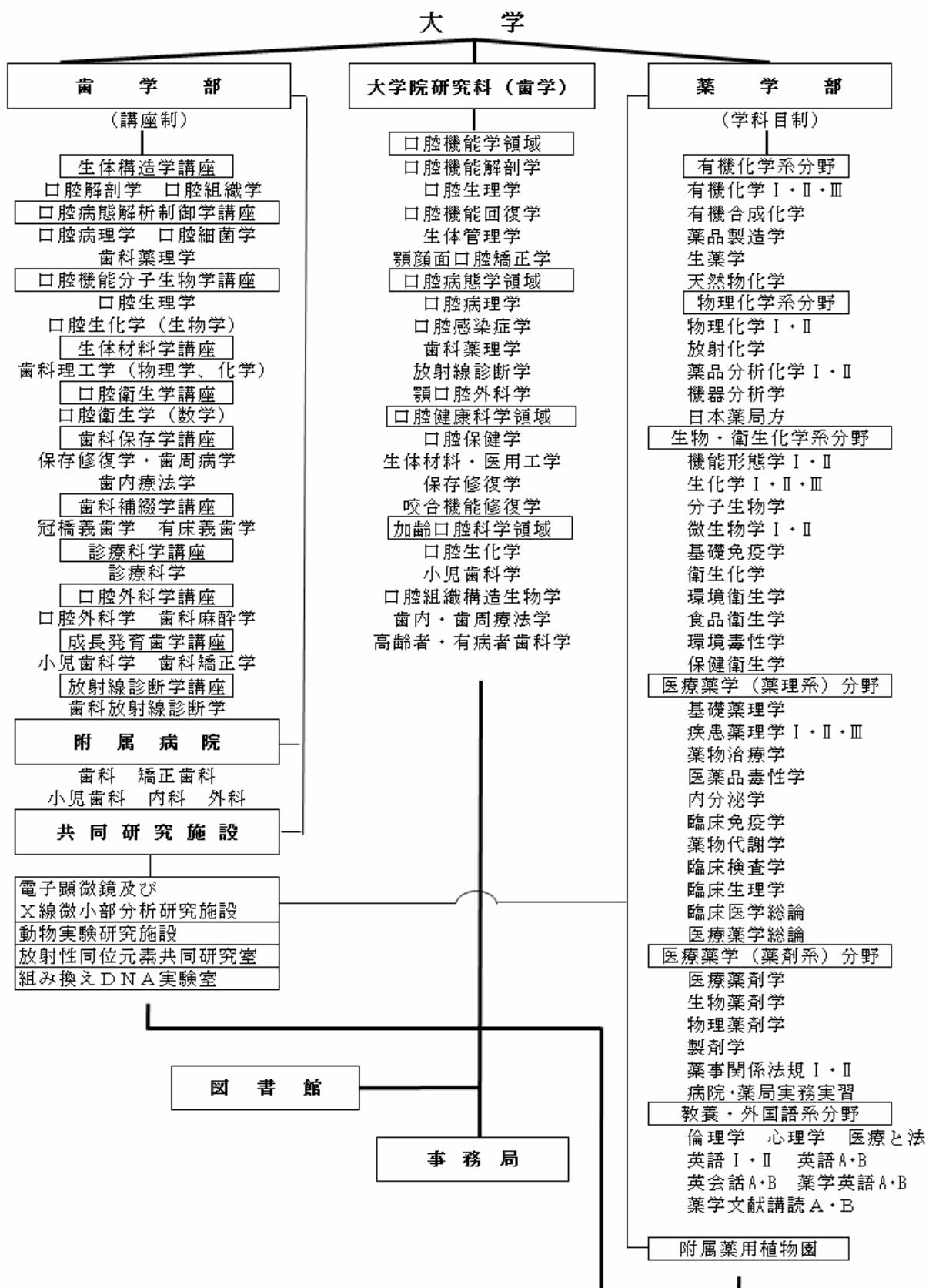
「学校教育法」の一部が改正されたことに伴い、本学教育を整備すべく、従来の教育組織の職位が教授・助教授・講師・助手であったものを教授・准教授・助教・（講師…臨床と教養系だけ）・助手の職位に改め、それぞれについて5年を基準とする（再任も可）任期制を平成19年4月1日から採用しました。中でも助教については「専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」とされました法律改正に従って本学では、原則として博士の学位を有する者を助教とし、講義等に携わることとしました。

歯学部の教育体制は、講座制を採り、「人間性豊かな歯科医師の養成」のために「6年一貫教育」として11講座、19分野で組織しています。歯学部長のもとに教務委員会を置き、教育にかかる案件を円滑に処理できる体制を整えています。また、歯学部附属病院では歯学生に臨床教育を実施するほか地域の中核病院として高度な医療を社会に提供しています。附属病院における臨床実習と臨床研修には、臨床教育を主たる業務とする教員を配置しています。

薬学部は平成17年に、4年制薬学部として設置・認可されました。翌18年には薬学部6年制への移行に伴い、6年制薬学部としての認可を受け、平成20年4月現在、4年制入学生は第4学年になり、6年制の入学生は第3学年までとなっています。薬学部の教育体制は科目制を採っており、科目主任を中心に科目の講義内容の調整と理解度の把握などを行っております。

大学院歯学研究科は4領域に19専攻科を設置しています。

＜奥羽大学の教育研究組織図＞



【点検・評価】

本学の組織は、「大学設置基準」に沿ったものであり、奥羽大学の「理念・目的」を果たす上で、その機能を発揮できる体制となっています。

大学では、「学校教育法」の一部の改正により助教職が講義等に参画できることで、きめ細かな教育が可能となりました。一方で、任期制の採用は、教員が教育研究に対して真摯に向向き合わなければならない責務の自覚を促した点で評価できます。さらに、教員に対するFD活動をより活性化し、伝達講習会やワークショップを効果的に実施する工夫を現在進めています。

教育研究組織は、「理念・目的」に適った歯学部の歯科医学教育・臨床実習・臨床研修と薬学部の教育と実務実習と大学院歯学研究科の教育研究指導を遂行するに足る人員を配置しており、それぞれが円滑に運営されています。また、歯学部は、共用試験にも参加して適切に対応しています。大学院は社会人入学も可能にするなど改革も適切かつ着実に実行しています。共同研究施設の利用も適切で研究成果も向上してきております。

【改善方策】

歯学部と薬学部からなる本学は、高度な専門知識と技能、及びコミュニケーション能力を備えた「人間性豊かな医療人」を育成することを目標としています。そのために二つの学部が協力して、教育研究組織が有効に機能するように工夫してゆきます。これを相互に進めて研究組織としては、教育組織に随伴するようにします。

共通する教育内容については、本学全体でまとめ、人的資源の有効活用を図ってゆきます。

社会の体制が大きく変革している時期に、その変化に乗り遅れないよう教育研究組織の見直しを継続してまいります。教育効果の向上が見られない講座や部署は人材確保に対する努力を払います。

3. 教育内容・方法

(1) 学士課程の教育内容・方法

a. 歯学部

①教育課程等

【到達目標】

『歯科医学教授要綱』と「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」を全て包含し、学生が国際化・情報化の変動にも適切に対応できる確固とした歯科医学を修得できるようにすること。

○教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性

(大学設置基準第19条第1項)

【現状説明】

「大学設置基準」第19条第1項に規定する「教育上の目的を達成するために必要な授業科目」については、「奥羽大学学則」(資料:奥羽大学(5)のP. 101)に次のように明示しています。

○奥羽大学学則第8条(授業科目の区分)

各学部において開設する授業科目は、次の区分とする。

(1) 歯学部 教養系教育科目、基礎科学系教育科目、口腔科学教育科目 _____
_____ 後 略 _____

第9条(開設授業科目及び履修方法)

第8条の規定に基づき、各学部が開設する授業科目及び履修方法等については、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

別表第1に「卒業に必要な単位数」を、別表第2に「授業科目・履修方法等」を記しております。この学則に従って教育課程は滞りなく実施されております。教育方針は、6年一貫教育として知識伝授型から問題解決型へと改善し、診療参加型実習を重視しています。

平成20年度からのカリキュラムの基本方針は、①授業時間の充実、②学力向上、③『歯科医学教授要綱』と「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」改訂内容の包含、④診療参加型臨床実習の強化、⑤I.C.T.教育の採用、の5点です。基本方針を基にして、本学の建学の精神である「人間性豊かな医療人の育成」に反映させ、本学部の特色あるカリキュラム体系を作成しております。カリキュラムの具体的な編成方針は、次のとおりです。

- ・授業時間については、従来1コマ90分であったが60分授業とした。
- ・従来の授業形態の長所を残し、スパイラル(らせん状=繰り返し)授業形態を取り入れた。
- ・歯科医学教授要綱と歯学教育モデル・コア・カリキュラム内容の完全実施を図った。
- ・基礎と臨床を結んだ「統合科目」を増設した。
- ・診療参加型の実習とするために教育内容を改善した。

- ・低学年の授業にITを用いた科目を新設した。
- ・人間性を育む「歯科医療人間学」のコアとなる“態度教育”と“コミュニケーション教育”的授業内容を強化した。

カリキュラムは、「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」の内容が約6割を占め、残りを本学独自の科目として6年一貫教育の体系を整え、学生が教育目標を達成できるように編成しました。

【点検・評価】

講座再編成を行うため、平成17年度から学則を改めて講座を改編し、専門基礎科目担当者と教養科目担当者の間の風通しをよくしたことは、歯科診療体制とカリキュラムに合致しており、教育の効率性が向上し適切であります。スパイラル授業形態を採用して配置したことは、学生の学力向上に寄与しています。

「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」に沿ってカリキュラムの改善を進めてきましたが、授業科目間の内容のつながりについては検証していませんでした。平成16年度に『歯科医師国家試験出題基準』に記載されている項目が、本学部においてどのように授業されているのか、科目担当者に対して調査を行った結果、すべて網羅されていましたが、科目間において同じ内容の重複とかなりの隔たりが見られました。科目内容の理解と科目間授業内容の調整が行われていない状態について科目担当者全員で話し合う必要があると考えます。

【改善方策】

現在進行しているカリキュラムの体系は、歯学部の理念・目的及び『歯科医学教授要綱』に照らし合わせて妥当であり、今後も繰り返し学習による長所を伸ばすよう方向修正を行います。

そして、年度末に学生と教員からアンケート調査を実施し、次年度に向けた改善策を立てることとします。

学生の立場に立って、1週間の授業配分を時間的に配慮し、平成21年度のカリキュラムは、同一科目を複数日とせず同日に配置することとして、学生にゆとりを持たせる予定計画です。

○教育課程における基礎教育を培う教育の位置づけ

【現状説明】

歯科医学を学習するのに不可欠な自然科学系の領域の理科 3 科目の生物学と化学と物理学は第 1・2 学年に配置して基礎科学教育としています。これらの科目は歯科医学の基盤となる重要な科目であり、学生が一定レベルの学力を有していなければなりません。しかし、理科 3 科目に対する入学者の学力レベルは均等ではないのが現状です。そこで、第 1・2 学年では学生を 3 グループに分けて、「基礎生物学」と「基礎化学」と「基礎物理学」を履修させ、まず高卒程度の基礎知識を修得させる授業形態としています。また、統計は必須の知識であることから、「統計数理学」と「I.C.T.（情報コミュニケーション技術）」の科目を行っています。このほか、教養系科目として「英語」「英会話」「ドイツ語」「心理学」「法学」「美術」及び「文章表現」を行っています。

基礎科学教育は、第 2・3 学年で授業するほか、第 4・5・6 学年にスパイラルに配置し、歯科医学の学習の基盤を各学年で修得できるようにしています。また、現在のカリキュラムでは、教養教育と専門教育の境界を撤廃しました。

基礎教育科目の特徴の一つとして、平成 20 年度から「総合学習」を第 1 学年から第 4 学年の各学年に週 3 コマ配置したことがあげられます。内容は、前学期に学んだことを次の学期に繰り返し学習させています。第 5・6 学年では「基礎演習」科目を設け、4~6 月の 3 ヶ月間に基礎科目を必ず修得できるよう図っています。

【点検・評価】

基礎教育科目は、歯科医学にとって重要なため、第 1 学年の「基礎生物学」「基礎化学」及び「基礎物理学」においては、少人数のグループ制で授業を行っていること、高学年にも基礎教育を学習する場を設定していること、第 5 学年と第 6 学年の学生に、3 年生までに終了した基礎系科目を復習し、基礎力を養う目的で実力確認演習時間を設けていること、統合した科目を配置したことで、シラバスに基礎的な生命基礎科学の充実を図ったことは適切です。

【改善方策】

各学年で実施している教育は、創意と工夫を重ね改善しながら基礎知識が豊富で高い倫理観を備えた歯科医師養成の教育課程とするように努めてまいります。

○教育課程における倫理性を培う教育の位置づけ

【現状説明】

倫理性を培う教育は6年間を通して学習できるように体系付けて配置しています。第1学年では「歯科医学概論」「歯科医学演習」「診療視覚教育」等の科目を通して、本学の「理念・目的及び教育目標」を説き、歯科医療の現場を実際に見聞させ、歯科医師としての倫理感を養っています。また、「社会歯科学」ではヒポクラテスの誓い、ニュールンベルグ綱領、ジュネーブ宣言、ヘルシンキ宣言、リスボン宣言、シドニー宣言などの規範を通して、患者の権利やインフォームド・コンセントの重要性を説き、医療倫理や尊厳死について教育しています。第2学年では「倫理学」を開設し、さらに、全学年に配置した「歯科医療人間学」で倫理観を向上できるように教育内容の充実を図りました。

【点検・評価】

本学では倫理に関する教育は入学から卒業まで段階的に行っており、本学部で実施している医療倫理の教育は臨床実習、臨床研修等で実践されています。[倫理教育のあり方は適切です。](#)

【改善方策】

医療に携わる人間は、倫理綱領に基づいて、知識と技術を駆使して最善の判断により行動することで社会の信頼を受け、社会に貢献することができます。これを学生に植え付ける教育を推進してまいります。

- 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性

【現状説明】

歯科医師を養成する学部として、カリキュラムは学生が確固とした目的意識を持って全科目を履修できるように配慮した編成となっています。専門の学芸を教育するための授業科目は、第1学年から開始しています。

i) 第1学年

「歯科医学概論」と「歯科医学演習」及び「診療視覚教育」で、歯科医学を総論的に学習させることで専門科目を導入しています。教養系教育の中の「歯科医療人間学」では態度教育のほか歯科用語、歯科医学英語などを教育し、専門科目へとつなげています。

ii) 第2学年

歯科医学教育の基盤となる基礎歯学科目の「口腔生理学」「解剖学」「口腔解剖学」「口腔組織学」の講義と実習を学習しています。また、歯科治療の学習の前準備として、「歯科臨床基礎学Ⅰ」を学習し、歯科治療の概要や歯科医療機器について学び、障害者・高齢者などの社会的弱者に対する歯科医療の実態を視覚的に学ばせています。

さらに、「歯科医療管理学」では、医療安全管理や救急蘇生について演習させています。第1学年に続けて「歯科医療人間学」では、保険診療や地域歯科医療の実態を提示し学ばせるほか、歯科医学英語を学ばせています。

iii) 第3学年

基礎歯学科目では、「口腔細菌学」「口腔病理学」「口腔生化学」「歯科薬理学」「口腔衛生学」「生体材料学」の講義を受け実習させています。臨床歯学科目では、「有床義歯学Ⅰ」の講義を受け実習させ、「歯科放射線学」「保存修復学Ⅰ」「口腔外科学Ⅰ」「冠橋義歯学Ⅰ」の講義を受けさせ、隣接医学科目として「小児科学」「内科学」「外科学」を学習させています。

また、基礎歯学科目と臨床歯学科目と隣接医学科目の科目間に亘る統合講義として「咬合学」「診断学」「高齢者歯科学」「障害者歯科学」を学習させています。また、「歯科臨床基礎学Ⅱ」では臨床で使用されている電磁波、レーザー、放射線、磁気に関する基礎知識を学ばせています。「歯科医療人間学」は学外施設（開業歯科医のもと）へ行って学びます。

iv) 第4学年

口腔科学教育が中心となり、「保存修復学Ⅱ」「冠橋義歯学Ⅱ」「有床義歯学Ⅱ」「歯内療法学」「歯周病学」「歯科矯正学」「小児歯科学」の講義を受け実習させ、「口腔外科学」「歯科麻酔学」の講義を受けています。「統合科目Ⅳ」は、咬合育成・発達加齢に関する教育を行い、「歯科医療人間学」ではこれまでにひき続き歯科医学英語を教育しています。さらに、コミュニケーション能力開発や、KJ法による問題点の抽出とその問題解決を、学生間で討論させています。

「臨床総合演習」と「CBT演習」では、第5学年に実施する臨床実習の前段階としてシミュレーションやコンピュータにより、診療に必要な知識と態度と技能のレベルアップを図っています。また、OSCEとCBTにより臨床のそれらを評価しています。

v) 第5学年

臨床実習は、臨床実習の準備期間として初めの3ヶ月をプレクリニックとし、続く12ヶ月を臨床実習期間として実施しています。平成20年度から学生を8名単位のグループに分け、臨床各科を2~3巡させて診療参加型臨床実習期間としています。巡回する科目は、総合歯科（保存修復学、歯内療法学、歯周病学、冠橋義歯学、有床義歯学、診療科学）と口腔外科（口腔外科学、歯科麻酔科）と矯正・小児歯科（矯正歯科、小児歯科）と放射線科とし、以上の科目について各グループが診療に参加して専門領域を学習します。

vi) 第6学年

最終学年として、これまでの知識をまとめるために「臨床総合講義」を行っています。卒業試験は12月と1月に実施しています。

【点検・評価】

「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」の内容を第4学年までに全て実施するカリキュラムを特色あるスパイラル教育形態に編成したことは、学習効果の効率的向上に有効でした。OSCEとCBTにより臨床の知識と技能と態度を評価していることは有効でした。特に、系統教育や統合教育の増設は、学習しやすい教育環境をつくり上げた点で評価できます。

平成19年度からスタートした「歯科医療人間学」「系統教育」及び「統合教育」では、学部で選任したコーディネーター教員の指導のもとで項目別内容とそれらの配分について討論の上に計画が立てられ、充実した講義形態が整ったことは適切です。

平成20年度からは「総合学習I~IV」を第1~第4学年で週3回（月曜の第1時限目と、他の曜日の第7限目）設け、当該学期の前学期の内容を復習する（演習）時間としたのは適切な方法です。

教員と学生の目的意識改革のため、「学生による授業評価」に加えて「教員による担当授業自己評価」を平成18年度から実施して評価の精度の向上を図ったことは評価できます。

学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに「学校教育法」第83条との適合性については適切です。

【改善方策】

各科目間における講義内容の重点項目を項目ごとにまとめ過不足を調整し、教員相互の確認と理解を深めるようにしました。

- 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

【現状説明】

「学部の理念・目的」の基本的な内容にかかわる教養系教育科目は、第2学年に一部配置しましたが、大部分は第1学年に開講し全て必修となっています。一般教養科目は、人文社会学系科目として「社会学」「倫理学」及び「心理学」により編成しています。「社会学」は「社会歯科学」につながり、「倫理学」は「医療倫理学」につながります。このほか、本学部独自の「歯科医療人間学」では、医療人である前の社会人としての素養と社会適応能力を高め、社会性と倫理を包括的に理解させることに重点を置いています。この「歯科医療人間学」は第1学年から第6学年まで実施しており、上級学年に成る程、学内学習から学外研修へと行動範囲を広げ、社会とのかかわりが体験できるように配慮しています。

【点検・評価】

本学の理念・目的を達成するためには、一般教養科目は不可欠です。すなわち、医療に携わるであろう学生には、人文社会科学系の科目が必要となります。

[開設している一般教養科目の配置は適切です。](#)

【改善方策】

一般教養科目の編成は、豊かな人間性の涵養という点でよく配慮しているので、現行の授業科目の内容や授業形態などの点検・評価を行い、学生にとってより学びやすい形態としてゆく一方で、「教養」や「社会適応能力」と「豊かな人間性」は、課外活動や日常活動からも培うことができるので常に留意し心懸けることを指導いたします。大学での授業は、あくまでも動機付けであり、それを一層深めてゆくのは学生自身の努力ですが、学生が社会とのかかわりを増し深めるように促す教育を進めます。

○外国語科目的編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

【現状説明】

グローバル化による外国語の必要性は学生も教員も等しく認識しており、確実に取り組まなければならぬ課題です。国際化への対応のために、幅広く外国語の学習環境を整える必要があることから、外国語は「英語」と「ドイツ語」を、第1・2学年で週2時間の30週、年間60時間を教育しています。そのほかに、第1学年では「英会話」を週2時間と、第4学年まで「医学英語」を継続学習させるユニットを「歯科医療人間学」の中に設け教育しています。

【点検・評価】

外国語科目に加えて「医学英語」を設けてあることは、英語への関心を高める努力として適切です。実際に、学生がコンテストで英語でプレゼンテーションを行い日本代表になったことは、その効果と言えます。

第1学年で「英語I」「英会話」「ドイツ語I」をそれぞれ週1時間の30週で年間90時間、第2学年で「英語II」「ドイツ語II」をそれぞれ週1時間の30週で年間60時間教育し、「歯科医療人間学」で医学英語を教育し、「英会話」で歯科にかかわる専門用語や英語表現を学ぶほかに、歯科診療所における患者さんと英語によるコミュニケーションがとれることを目的としていることと、国際化に対応できる歯科医師育成の一助とする内容にしていけることは評価できます。

【改善方策】

多くの学生にとって、どの程度の語学力を身に付けたかを評価する仕組みがなければその効果の判定ができません。学生部委員会では海外研修を毎年のように計画しており、海外において語学力を試してみようとする学生の増加が一つの指標になるものと思われることから、海外研修の奨励に努めています。外国語力を評価するために、TOEFLやTOEICの受験に挑戦する意気込みを育ててまいります。

平成21年度からは、第2学年にも「英会話」を設けることにしました。

○教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

【現状説明】

本学部では学年制を採用しており、授業科目の単位数は授業科目の方法や形態に応じて、次のような基準によって算出しています。

- ・講義科目は、60分の授業時間を15コマで1単位
- ・演習科目は、60分の授業時間を30コマで1単位
- ・実験・実習は、60分の授業時間を45コマで1単位

これらを基準に、本学部の卒業必要単位数は、平成20年度からは231単位。このうち、教養系教育科目と基礎科学教育科目併せて74単位（うち外国語科目は5単位）、生命科学教育科目は54.5単位、口腔科学教育科目は102.5単位となっています。6年間の教育課程における全授業の中で、専門教育科目の割合は68.0%、教養系・基礎科学教育科目の割合は32.0%です。

【点検・評価】

単位数と卒業要件単位数の総単位数における量的配分は、他の医療系大学と比較しても大差なく、本学部の教育目標を達成するためには適切です。

【改善方策】

現時点で特に改善しなければならない点は見当たりませんが、科目内容の整備に努めてまいります。

○基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

【現状説明】

平成17年4月から本学部の講座を改編して、基礎講座5と臨床講座6としました。教養系理科3科目と数学は基礎講座の中に組み入れて6年一貫教育の骨子としました。

講座編成は、次のとおりです。

現 行	旧 講座（教室）名
生体構造学講座	← 口腔解剖学第1講座、口腔解剖学第2講座
口腔病態解析制御学講座	← 口腔病理学講座、口腔細菌学講座、歯科薬理学講座
口腔機能分子生物学講座	← 口腔生理学講座、口腔生化学講座、生物学教室
生体材料学講座	← 歯科理工学講座、物理学教室、化学教室
口腔衛生学講座	← 口腔衛生学講座、数学教室

歯学部長の指揮のもとに、教授は教授会を構成し、教授以外の教員には講座主任から教授会の内容が伝達されます。基礎教育と教養教育の内容は、教務委員会が統括しながら、科目担当者がカリキュラムに沿って行っています。

教員の業績評価は、歯学部自己点検・自己評価委員会が実施し、教員から意見・異議ある場合は歯学部長に伝え教務委員会に諮り対応する仕組みになっています。

【点検・評価】

講座を改編して、教養系理科3科目と数学の教員が講座に所属することで、相互理解が深まり、授業内容の整備が進み業績評価に対して発言する機会が設けられたことは適切です。

教育課程の構築に際しても歯科医学で必要な基礎教育と教養教育が連携され、効果的な教育を図ったことは適切です。

【改善方策】

教養系理科3科目と数学の教員が講座に配置されたことで、カリキュラム上の科目間の障壁はある程度取り除けたと考えますが、まだ運営期間が浅いので、内容を注視し続けて改善を図ります。

○カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

【現状説明】

本学部のすべての科目は必修としています。

6年一貫教育を柱とする平成19年度からの新カリキュラムの中で、臨床教育をさらに充実するために、臨床実習期間を12ヶ月から15ヶ月に延長しました。「歯科医療人間学」「系統・統合教育」及び「診療参加型臨床実習」、さらに平成19年度のカリキュラムを点検・評価して平成20年度カリキュラムに改正を加え、第1～第4学年に「総合学習I～IV」を配置し、基本的な歯科医学教育項目を“スパイラル学習”としました。第5学年と第6学年の学生に、第3学年までに終了して記憶の薄くなった基礎系科目を復習させ、EBM（根拠に基づく医療）にしたがって臨床を学ぶ演習時間を設け実施しております。

【点検・評価】

入学時より歯科医療にかかわる意識を持たせ、6年間で内容を確っかりと把握させるために、専門領域の科目を早期から学習させることは量的整備として適切です。

授業時間を90分から60分に短くしたことは、授業への集中力を高め繰り返し授業を実施する時間を産み学力向上を付与する配慮ができたと考えています。

6年間の全授業の中で、専門教育科目の割合は68.0%、教養系科目の割合は32.0%という量的配分は『歯科医学教授要綱』の内容に叶い適切です。

【改善方策】

実施したカリキュラムで教育効果の向上がみられない時は、量的配分の見直しと改善を継続して重ね、幾分でも教育の向上に努めてまいります。

○学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

【現状説明】

入学者が必ずしも理科3科目すべてを高校で履修してきていない現状なので、歯学部では中等教育から高等教育への移行が教員にとっても学生にとっても或いは大学・学部にとっても円滑ではないという認識が早くからありました。そこで近年本学部では、これを円滑に進めるために「基礎生物学」「基礎物理学」「基礎化学」を第1学年に設け学習させているほかに「生物学」「物理学」「化学」「生命基礎科学Ⅰ・Ⅱ」を学ばせ相互に連携するシステムとして、第1～第2学年の2年間で修得できるようにしています。

【点検・評価】

平成11年の中央教育審議会（中教審）の答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」では、「入学者選抜だけではなく、カリキュラムや教育方法などを含め、全体の接続を考えていくべきであり、高等学校と大学の両者が、いかにしてそれぞれの責任を果たしていくかという観点から、両者の教育上の連携を拡大することが必要」との提言がなされ、中でも特に「大学においては、入学して来る学生の履修歴等の多様化がいつそう進むことに対応して、大学教育への円滑な導入を図る工夫をする」という具体的な提案がありました。

本学のカリキュラムはこの答申に対応しており適切です。

【改善方策】

大学進学率の上昇は、今後も続していくと思われ、高校における理科科目履修歴の多様化は、さらに進行することが予想されます。こうした学生を選別するためには、①入学時におけるガイダンスの徹底を図ること、②個別のカウンセリングを行うこと、が必要です。それによって学習が不足している学生への指導をきめ細かく行い、学力向上を図っていきます。

文部科学省では、高大連携の具体的例示として高校に大学教員が出向いての「出前授業」を「学校外の学修の単位認定」の一つの形態として位置付けています。これについては、本学部の科目によっては、高校と協議してできることは進めてまいります。

○国家試験につながりのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、カリキュラム編成の適切性

【現状説明】

本学では独自に「歯科医療人間学」を開設し、第1学年から第6学年まで履修させ、6年一貫教育の実績を上げるために、教養系課程と専門課程を関連させた「系統科目」と、基礎と臨床を結んだ「統合科目」を取り入れて、国家資格取得に対応する学習内容としています。本学部では国家試験を6年間の歯科医学教育カリキュラムの総括的な評価と位置づけています。したがって、カリキュラムと国家試験は密接に関連すると考えております。

【点検・評価】

本学部の基本的な歯科医学教育内容は、『平成19年度改訂 歯科医学教授要綱』と『平成19年度改訂版歯学教育モデル・コア・カリキュラム』に沿って、「平成18年度歯科医師国家試験出題基準」の内容を完全に包括しており、「学校教育法」第83条の目的に適っています。

卒業生の歯科医師国家試験合格率が、全国平均を常に下回っていることについては問題であります。卒業生の歯科医師国家試験の必修問題の正答率がかんばしくない要因を分析している中で、基礎歯学科目に対する知識が不足であることが判明しました。

ここ数年来はカリキュラムや科目内容の整備を続けていることから、教員側の教育意識の高まりも見られ教育の内容は良くなっています。

これまでの国家試験不合格者の成績分析から「必修問題」と「臨床実地問題」の成績が思わしくないので、成績を向上させるような工夫が必要です。

【改善方策】

平成20年度の第6学年の臨床実習中に基礎と臨床歯学科目に関する項目を演習する時間を設けています。臨床実習の終了後はアチーブメントテストや模擬試験等を取り入れ、学生が自分の学力を自己点検できるようにしました。こうした取り組みにより、不得意であった必修問題や臨床実地問題の正答率が向上することを図っています。

本学理念の「豊かな人間性」はカリキュラムの消化だけで獲得できるものではなく維持し続けられるものではありません。カリキュラムはただ単にそれらの足掛りの役割を為すと考えております。

歯科医師国家試験合格率の向上とその安定を維持するためには、学生自身が学習意欲を向上させ、問題解決型の学習形態を培うことが不可欠です。教員は、これらを適切に指導し補助することが役割だと認識することが重要ですので、これらの要件の認識の徹底に努めます。

○医・歯・薬学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適切性

【現状説明】

診療参加型臨床実習のために「歯学モデル・コア・カリキュラム」が提示され、医療系大学間共用試験が実施されていることを見ても、臨床実習は歯学教育課程の中で重要な位置を占めています。臨床実習は、第4学年までに学んだ知識を臨床の場で確認することにその目的を置いています。第4学年の共用試験（OSCEとCBT）に合格した学生には、臨床実習を行うにあたっての適切な知識・態度・技能が備わっていると判断された上で、臨床実習のプログラムに参加させています。カリキュラム上の実習期間中に臨床を学ぶためにEBMにしたがって基礎歯科医学を学ぶ時間を設けています。

臨床実習は、現在15ヶ月間実施されて診療参加型臨床実習として各診療科のローテーションで診療しています。シラバスには、各診療科ごとの一般目標と行動目標を掲げ、期間中に履修する項目と症例数（ミニマム・リクワイアメント）を定めています。診療参加型臨床実習では、学生ごとに実施が許容される歯科医療行為を水準1～3まで定めています。そのほか、臨床実習期間の中にチュートリアル教育を取り入れ、問題解決能力を育成しています。

【点検・評価】

臨床実習期間中、ローテーションにより少人数で各診療科を回ることは、学習機会の均等化を図る上では有効です。指導医の説明によっても臨床実習生が診療の一部を担うことに患者さんの同意が得られないことは大きな問題です。ローテーションにより各診療科を回っても診療料で提供できる症例に偏りが出ることが問題です。

[本学部で設定している診療参加型臨床実習の期間及び時期は、6年間の教育期間の位置付けとして適切です。](#)

【改善方策】

患者数や教員のマンパワーによって各科で設定されるミニマム・リクワイアメントの内容に差が生じます。これらを解決するために、診療参加型臨床実習のあり方を根本的に実際診療の代替として、本学が行っているシミュレーション実習やスキルラボの時間が教育制度の中の位置として認められつつありますので、これらのシステムの充実に努めます。

- 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

【現状説明】

「大学設置基準」の第 21 条に規定されている単位数は、「講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする」及び「実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする」となっています。

本学部の 6 年間の教育科目 231 単位のうち、講義科目は 65 科目（教養・基礎科学教育 23 科目と生命科学教育 16 科目と口腔科学教育 26 科目）計 150.5 単位で、演習は 13 科目 17 単位、実験・実習・実技は 22 科目 23.5 単位、そして診療参加型臨床実習が 40 単位となっています。

【点検・評価】

本学部における単位の算出基準は、「大学設置基準」の規定を満たしており、授業時間数の配分はバランスがとれて適切です。

【改善方策】

単位と科目の配分については、履修状況を注視し、改善点が見られれば、早期に対応し改善に努めてまいります。

- 国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性
(大学設置基準第 28 条第 2 項、第 29 条)

【現状説明】

卒業については、本学部における卒業所要単位をすべて履修して単位認定を受ける必要があります。

編入学については、欠員補充が生じた場合に実施していますが、他大学や他教育施設で履修した科目・単位と本学で履修する科目・単位に統一性があると認定できる場合は相応の学年に受け入れ就学させることができます。

【点検・評価】

編入学を実施した事例の学生の成績は良好で、他の学生の模範となった例が多くありました。

【改善方策】

学部の性格から、タイトなカリキュラム構成となっており、他の大学等との単位互換は困難ですが、教育科目のうち、他大学で開設している科目や既修した科目・単位については、事例の発生が認められた時毎に検討し対応してまいります。

- 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合
- 兼任教員等の教育課程への関与の状況

【現状説明】

「大学設置基準」第10条に規定されている「教育上主要と認める授業科目」については、平成19年度までの90分授業のシラバスでは、教養系教育31科目と専門教育61科目（基礎科学教育+口腔科学教育）の合計92科目としていました。このうち、授業を兼任教員が1名で担当している科目は、教養系教育4科目です。開設授業科目で専任教員が担当する科目の割合は、教養系科目で85.8%と専門教育科目で90.5%となっています。

平成20年度からは、60分授業にしたことにより開設授業科目数は10%程増加し、教養系教育・基礎科学教育36科目（旧・教養系教育科目）と生命科学教育（旧・基礎科学教育）26科目と口腔科学教育40科目の合計102科目となっています。開設授業科目の専・兼比率は、平成19年度と同等です。

【点検・評価】

専門教育の専・兼比率が92.70%であることは適切です。

大学基礎データ（表3）
開設授業科目における専兼比率

学部	年度	担当科目	専門			教養		
			専任教員担当科目 (A)	兼任教員担当科目 (B)	専兼比率%	専任教員担当科目 (A)	兼任教員担当科目 (B)	専兼比率%
歯学部	平成16年度	必修	72.2	6.8	91.40%	26	5	83.90%
		選必	-	-	-	-	-	-
		全科目	72.2	6.8	91.40%	26	5	83.90%
	平成17年度	必修	74.2	7.8	90.50%	28	4	87.50%
		選必	-	-	-	-	-	-
		全科目	74.2	7.8	90.50%	28	4	87.50%
	平成18年度	必修	74.8	8.2	90.10%	27	4	87.10%
		選必	-	-	-	-	-	-
		全科目	74.8	8.2	90.10%	27	4	87.10%
	平成19年度	必修	55.2	5.8	90.50%	26.6	4.4	85.80%
		選必	-	-	-	-	-	-
		全科目	55.2	5.8	90.50%	26.6	4.4	85.80%
	平成20年度	必修	61.2	4.8	92.70%	30.4	5.6	84.40%
		選必	-	-	-	-	-	-
		全科目	61.2	4.8	92.70%	30.4	5.6	84.40%

本学部の教育内容の確認と補完の理由から、専任教員を補佐するために他大学等より客員教授（8名）と非常勤講師（64名）を採用しております。教養系教育科目のうち、「法学」「美術」「倫理学」は非常勤講師が担当しております。他の教育機関・施設や実社会の臨床の場など学外で活躍している教員・医師が本学部の教育に携わっていることは幅広く深い教養を身につけるうえで効果的です。

【改善方策】

非常勤講師の中には、高い見識を有する方が多く見られることから、今後の適用については検討してまいります。

②教育方法等

【到達目標】

カリキュラムに相応した教員のノルマと学生のノルマの達成率を確実に高め、進級率と卒業率を高めること。

○教育上の効果を測定するための方法の有効性

【現状説明】

i) 本学部では、すべての学科目が必修であるので、前・後期に2回行っている定期試験の結果と出席率、小テスト、レポート等の提出物の形成的評価を合わせて総括的評価を行って教育効果を測定しています。

ii) 模型実習では、製作物を提出させて教育効果の測定資料としています。

iii) 第5学年の臨床実習では、インストラクターの指導下で患者治療に参加し補助を行い、規定のケースを修得したかどうかを測定し、教育効果を判断しています。

形成的評価のために中間試験を行い、学期末に総括的評価のための総合試験を行っています。中間試験は主として知識を測定することを重視した客観的試験とし、学期末に行われる総合試験では客観的試験に加えて実技試験も実施しております。進級判定は、総合試験の結果と、各診療科で測定した評価点を合計として、60%を超えた者を合格としています。

第6学年では形成的評価として国家試験に準じた総合試験を年5回程度実施しており、総括的評価としての卒業試験は12月と1月に実施し、「国家試験出題基準」に沿って多肢選択方式で作成した必修問題と一般問題と臨床実地問題の区分で実施しています。

各学科目の単位修得判定は、それぞれの科目担当責任教員が行い、進級判定は教授会で判定しております。

【点検・評価】

学生の学力を測定する方法として多くの科目で形成的評価を行い、定期試験と合わせて総括的評価を行っていることは適切です。実習では、実技試験と実習態度の観察記録を測定しています。この測定法は問題解決能力を測定する方法として、適切です。

平成18年度から医療系大学間共用試験実施評価機構による共用試験を実施し、知識・技能・態度を測定して合格した学生の臨床実習に参加を許可しましたことは適切です。

【改善方策】

学生の学習効果を測定するための方法の適切性については向後も整備を図り改善してまいります。

○卒業生の進路状況

【現状説明】

本学部卒業生は、研修歯科医として本学あるいは他大学歯学部附属病院に勤務するか、大学院に進学するか、病院あるいは開業医に勤務するかを選択しております。平成8年から努力目標として開始した歯科医師臨床研修には、毎年30名ほどが本学の研修歯科医として採用されていました。その頃大学院に進学した者は平均10名であり、他大学病院あるいは開業医に勤務する者は50名ほどでした。平成18年度から歯科医師臨床研修が必修化されたのに伴い、卒業生はすべて研修歯科医として本学部附属病院と他研修施設に勤務しています。研修先は歯科医療研修振興財団が運営する歯科医師臨床研修マッチング協議会が実施するマッチングプログラムに則って決定されています。

【点検・評価】

平成18年度から必修化された歯科医師臨床研修に対して、本学部卒業生全員が研修歯科医として採用されていることは適切です。

卒業生のうち7割が本学部附属病院に研修医として勤務することは妥当です。

【改善方策】

診療室の改修と設備の更新を平成20年度中に行い、今後とも魅力ある研修プログラムを構築することに努めます。

- 厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性
- 履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性
- 各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

【現状説明】

各学科目の成績は、科目担当責任教員が定期試験結果と出席率のほかに、小テスト結果やレポートや提出物の評価を総括し、「奥羽大学学則」第37条に則り60点以上を合格点として判定しています。

本学部の性格から全科目が必修で学年制を探っています。

進級判定は学年末に行い、学年に配置されている全科目の修得を進級基準としています。

成績評価は、科目担当者が実施した試験等の成績を学事部教務課に提出し、学年ごとに成績一覧表を作成し、教授会で単位の修得と進級の合否を判定する仕組みとなっています。

第1学年から第4学年までは、講義、実習、演習の各科目とも100点満点のうち60点以上を合格としています。 第5学年の臨床実習では、知識を50%、技能・態度を50%として算出し、その合計が60%以上の者を合格と判定しています。 第6学年の卒業試験では、従来は60%以上を合格していましたが、平成19年度からは、65%以上を合格として卒業判定をしています。

【点検・評価】

第1学年から第4学年までの成績評価の実際として、履修する各科目毎に60%以上を取得することを合格基準としていることは適切です。

臨床実習において科目担当者による知識の評価と診療科が行う技能・態度の評価を総合して評価していることは、評価が偏らず厳格に実施できる適切な方法です。

国家試験の合格率を考慮し、卒業試験の成績評価基準を60%から65%に引き上げたことは、学生の国家試験に対する緊張感と真剣な意欲を引き出すことにつながったことから適切です。

【改善方策】

シラバスに設定してある学科目の到達度は、各担当教員の判断により点数化していますが、その基準の適否の検証を行っていないので、客觀性のある成績評価を行う仕組みを導入するよう努めます。

成績の総括的評価にGPA(Grade Point Average)制度を導入することを検討します。また、教員に厳格な成績評価の必要性の認識を促すために、学部全体で同僚による授業評価の徹底を図ってまいります。

- 学生に対する履修指導の適切性
- 留年者に対する教育上の措置の適切性

【現状説明】

年度初めには、全学生にシラバスを配付してオリエンテーションを実施し、履修科目について学生に把握させています。本学部の理念・目的と教育目標を解説するとともに、シラバスの6年一貫教育のフレームワークを解説し、教育目標を達成するための教育方法、成績評価方法、成績評価基準等について説明しています。学生の生活態度等を掌握するために、学年主任と3～9名のクラス担任を置いて、学生指導を行っています。特に、最終学年の第6学年にはクラス担任10名を配置し、担当教員当たり10名前後の学生を担当し、学業上の問題について随時指導を行っている現状です。

学生部委員会は、学生部長・学年主任・カウンセラーによって構成され、教育効果の点検と整備に欠かせない組織となっております。学生の成績は出席率と相関しているので、学生部委員会は出席状況を毎月に把握し、厳しく対応しています。学年主任とクラス担任は、担当するグループに留年者がいる場合は、日常の学業や生活上の問題、特に精神面に関する問題については注意深く指導を行っています。

「奥羽大学試験規程」に、各期の授業時間数の80%以上の出席が無い学生は受験資格を失うことが規定されています。出席率の低い学生には担当教員が注意を与え、保護者に連絡し、授業には欠席のない対応を促しています。

平成20年度から、第5学年の学生にオフィス・アワーを設け、基礎系講座の研究室を訪問し、履修済み科目の基礎医学についての質問や相談ができるような仕組みをとっています。

【点検・評価】

歯学部では、学年主任とクラス担任がチューターとなりグループ制をとった学生と接続しているので、いつでも学生の履修指導が行える体制であることは適切です。特に、留年者に対してはケアを重視し、日常生活や学習に対しても積極的に支援しております。特に学業不振な学生や出席率の低い学生に対して指導を行っていることは適切です。

【改善方策】

留年者に対しては、学生の学力向上のため、或いは学生自らが学習する習慣を身に付けるため、課外授業や補講や質疑応答ができる環境作りに努めます。

学生指導は、主として出席率・学業不振者に重点を置いています。さらに問題解決能力を持った学生を増やすことに努めます。

- 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント (FD)）およびその有効性
- シラバスの作成と活用状況
- 学生による授業評価の活用状況

【現状説明】

学生部委員会の中に FD 委員会を設置し、学生の学修を活性化するための教育指導方法を改善する組織的な取り組みを行っています。FD 委員会の活動として、外部講師を招聘してチュートリアル教育のあり方と CBT と OSCE の実施に向けた教員養成とカリキュラムプランニングのワークショップを数回開催してきました。

シラバスには理念・目的・教育目標が記載されていますので、履修指導のガイドanceに活用しています。また、6年間の授業概要を一冊にまとめて記載していますので、学生が、どの時点の教育を受けているのか一目瞭然に分かるように構成されています。教員はシラバスに沿って授業を行い、学生は予習と復習でも常時活用できる構成となっています。

「学生による授業評価」は科目の終了直前にアンケートで行い、学事部教務課職員が講義室あるいは実習室に行って調査書に記入させています。この授業評価で得られた情報は科目担当者にフィードバックされて、教員の自己点検・評価に活用されています。これらの情報は歯学部長に報告され、歯学部長は一定の評価に達しない科目担当者の授業参観を行って助言するほか教員の適切な配置にも活用しています。

【点検・評価】

教育課程をまとめたシラバスは毎年改善して、新入生のオリエンテーションや各学年の年度開始時のガイドanceに活用しているほか、教員も常に使用していることは適切です。

学生による授業評価を毎年実施し、教育効果の向上に寄与しており、その結果を教員に伝えた上で教員が自己点検・評価を行い、『授業の自己評価報告書』を冊子にまとめ学内教員に配付するほか全国の歯学部歯科大学に公表していることは指導方法を整備する上で適切です。

【改善方策】

学生と教員が教育課程について共通認識を持ち、学習意欲と学力の向上をもたらすには良質なシラバスの作成が不可欠で、学生が実際どのようにシラバスを活用しているのかを今後調査して向後のシラバス整備に努めます。

- 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性
- 多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性
- 「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、こうした制度の運用の適切性

【現状説明】

本学部における授業は1コマ60分で午前3コマと午後4コマの7コマを1日の正課としています。授業方法は講義、実験・実習と臨床実習と演習からなっています。配分割合は大学設置基準の規定に沿っています。

従来の授業は、教科書と黒板とプリントとスライドを使用形態でしたが、現在はITの発達により、コンピュータを取り入れた形態に移行しています。多様なメディアを用いた授業が導入されています。多肢選択方式へと転換しているのが現状です。このことは本学の講義、実験・実習、演習、試験等のどの場面でも多く使われることになりました。

教養科目では、学年を2~3のクラスに分けて、学習効果の向上につながるように工夫しています。第2学年以降の専門科目は、学年をグループ分けしたクラスで実習を行い講義は1クラスの形態で授業しています。

本学部では、「遠隔授業」による授業科目を単位認定しておりません。

【点検・評価】

授業形態と授業方法については何度も改善を加え整備してきたことから、現時点では適切です。

臨床教育では、「疾患別」「テーマ別」の講義と演習が重視されてきているので、従来の科目別講義の範囲では收まらない状況が続いているので今後の工夫が必要です。

さらに態度教育が重要視されてきていることから、統合講義の増設と態度教育を含む「歯科医療人間学」を実施しているのは適切です。

臨床教育では「症候別」「テーマ別」「科目別」と分けて教育を提供していますが、臨床は常に流動的で停滞固定しているものではありません。一本の木に根があり、幹があり、枝があり、葉が繁り、花が咲き実をつけることは、それぞれに分けて教えることが可能ですが、臨床における症例、テーマ、科目はそれほど明確でなく、常に連なり合い、隣にあります。これらを区分して教育するのは難しいことです。

授業に多様なメディアを活用していることは、学生の理解力と技能を高めるうえで有効な手法ですが、メディアを多用するほど、学生はノートを取らず、デジタルカメラで板書やスライドを撮影し、講義を録音している学生が見られ、単に資料収集だけで満足していないか気懸りです。

シラバスに全学科目の「科目の概要」「一般目標」「到達目標」「学習方法」「評価」が記載され、学生に提示してあることは適切です。現在の授業時間での問題は教員が時間を消化する域から脱け出でおらず、学生の質問能力を引き出すに至っていない一方通行的な教育形態に陥っていないか気になるところです。

モノクロからカラーに、マニュアルからオートに、アナログからデジタルにという手法(技法)と表現の変化に併せて、授業形態も変更を重ねてきたことは適切です。

【改善方策】

最新のデジタル機器を駆使した授業形態が学習効果を向上させるかについては、長期的に観察に努めてまいります。

③国内外との教育研究交流

【到達目標】

海外において活躍できるような感覚と能力を備えた歯科医師を育成する。

○国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【現状説明】

「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」では、大学において養成すべき歯科医師像について「国際水準の知識・技能と倫理観を持ち、世界中の人々とコミュニケーションのできる歯科医師」としています。この目標達成のために、モデル・コア・カリキュラムに沿って国際社会で活躍できる歯科医師を育成するカリキュラムを平成14年度から導入しました。平成20年度のカリキュラムでは、第1学年の「英会話」授業の半分を“歯科英語”とし、診療上患者との会話に必要な英語教育を行い、さらに「歯科医療人間学」でも歯科医学英語力の向上を図っています。

本学部では早くより学生の国際交流を奨励し、県費留学制度や国際協力機構や海外技術研修員などの受け入れ先として、ブラジル・アルゼンチン・ペルー・マラウイ・ブータンから日本の歯科治療の現状を勉強する留学生を受け入れ指導を行いました。

国際学会で参加発表する教員は、年々増えています。平成18年に「奥羽大学教員の海外留学に関する規程」を整備し、平成19年に「奥羽大学特別研究期間（サバティカル・リープ）に関する規程」を定め、海外留学を行う環境は整備しています。

【点検・評価】

早くから国際交流の重要性を認めて進めてきたことは適切です。

平成19年度カリキュラムから「歯科医療人間学」をスタートさせ、「歯科英語」を組み入れています。

「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」の意図に沿い、国際社会で活躍できる歯科医師として、学生のうちから語学力を高め、その語学力を通じ国際交流を可能とするカリキュラムのプランニングは適切です。

【改善方策】

国際交流が量的に満たされている現状ではありません。まだまだ受け入れについては余裕があると思うことから更に多くを受け入れてまいる方策を検討します。その上で質的向上を図ってまいります。

b. 薬学部

①教育課程等

【到達目標】

将来、薬剤師や薬学研究者等の医療技術者として、医薬品の創薬等に関わる職業人を育てるために本学教育理念に基づき学生が国際化・情報化の変動にも適切に対応できる確固とした使命感と倫理感を涵養する教育課程を整備する。

○教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第19条第1項）

【現状説明】

「大学設置基準」第19条第1項に規定する「教育上の目的を達成するために必要な授業科目」については、「奥羽大学学則」（資料：奥羽大学(5) のp. 102）に次のように明示しています。

○奥羽大学学則第8条（授業科目の区分）

各学部において開設する授業科目は、次の区分とする。

(2) 薬学部 基礎教育科目、専門教育科目

第9条（開設授業科目及び履修方法）

第8条の規定に基づき、各学部が開設する授業科目及び履修方法等については、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

別表第1の2に「卒業に必要な単位数」を、別表第2の2に「授業科目・履修方法等」を記しております。この学則に従って教育課程は滞りなく実施されております。

平成18年4月から6年制薬学部となつたことに伴い、平成18年度入学生からは文部科学省に提出した6年制薬学部の設置認可申請書にある教育カリキュラムを実施しています。教育カリキュラムは、基礎教育科目と専門教育科目の二つの区分から編成しています。

(1) 基礎教育科目

教養科目と外国語科目からなります。

(2) 専門教育科目

基礎科目と薬学専門科目と薬学応用科目からなります。

基礎科目は第1学年と第2学年に配置しています。

薬学専門科目は第1学年から第4学年に配置し、薬学応用科目は第2学年から第6学年に配置しています。

【点検・評価】

教育カリキュラムに基づいて実施しています。各教科目は系統立てて基礎から応用へ進み、実習も関連科目の履修後に配置している等工夫されているので適切です。

○教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

【現状説明】

本学部の学生が、薬剤師として生命にかかわる職業人になることを自覚し、それにふさわしい行動・態度が取れるように、その基盤となる基礎教育と倫理教育を第1学年で履修します。その中で、「倫理学」「心理学」「医療と法」の三科目を必修とし、

選択必修科目表

(4年制)

12科目の中から 4科目選択必修

A	B	C	D
心の科学	現代経済論	現代社会論	医療社会(臨床の実際)論
医学史	医療概論	西欧文化論	日本語表現論
科学と哲学	法学	くすりと法	医療と哲学

(6年制)

18科目の中から 6科目選択必修

A	B	C	D	E	F
心の科学	現代経済論	現代社会論	臨床の実際	基礎物理学	日本古典文学
医学史	医療概論	西欧文化論	日本語表現論	日本文化論	自己表現論
科学と哲学	法学	くすりと法	医療と哲学	スポーツと健康	基礎生物学

4年制では選択必修科目 A・B・C・D の中から各1科目の計4科目を選択して履修し、6年制では選択必修科目 A・B・C・D・E・F の中から各1科目の計6科目を、第1学年で選択し履修しています。

【点検・評価】

薬学コア科目を学ぶ前に、基礎教育と倫理教育を早くから教育していることは適切です。

- 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性

【現状説明】

薬剤師としての専門教育を行うにあたり、「専門教育科目」を「基礎科目」と「薬学専門科目」と「薬学応用科目」の三つに区分して教育しています。

4年制教育科目

(I) 専門教育科目

①基礎科目

薬学モデル・コア・カリキュラムの薬学準備教育ガイドライン(F)を網羅する自然科学の基礎となる科目では、10科目必修

「化学（第1学年）」「物理学（第1学年）」「数学Ⅰ・Ⅱ（第1学年）」「生物学（第1学年）」「統計学（第2学年）」「情報科学（第1学年）」「情報科学実習（第1学年）」「薬学概論（第1学年）」「薬用植物学（第1学年）」

②薬学専門科目

薬学教育のコアを形成する授業科目で、有機化学系と物理化学系と生物科学系と医療薬学系の4分野からなります。

（有機化学系分野）では、10科目必修

・有機化学の基本を学ぶために

「有機化学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（第1学年前後期・第2学年前期）」

・化学物質（薬）の性質や製造法を構造式から判断できる知識を学ぶために

「有機合成化学（第2学年後期）」「生薬学（第2学年後期）」「薬品製造学（第3学年前期）」「天然物化学（第3学年後期）」

「薬化学実習（第2学年前期）」「薬品製造学実習（第2学年後期）」「生薬学実習（第3学年前期）」

（物理化学系分野）では、10科目必修

・分析化学や物理化学の基礎を学ぶために

「物理化学Ⅰ・Ⅱ（第1学年後期・第2学年前期）」「薬品分析化学Ⅰ・Ⅱ（第1学年後期・第2学年前期）」

・NMRスペクトル測定装置やマススペクトル測定装置による分析技術等を学ぶために

「放射化学（第2学年前期）」「機器分析学（第2学年後期）」「日本薬局方（第4学年前期）」

「物理化学実習（第2学年前期）」「放射化学実習（第2学年後期）」「薬品分析化学実習（第2学年前期）」

(生物系分野) では、

14 科目必修

- ・生体に作用する働きを理解するために
「機能形態学（第1学年後期）」「生化学Ⅰ・Ⅱ（第1学年後期・第2学年前期）」「分子生物学（第3学年後期）」
- ・身体の健康を維持するための機構を学ぶために
「基礎免疫学（第3学年前期）」
- ・予防医学や感染症について学ぶために
「病原微生物学（第2学年後期）」
- ・衛生化学について学ぶために
「衛生化学（第3学年前期）」「食品衛生学（第3学年前期）」「環境毒性学（第3学年後期）」「環境衛生学（第4学年前期）」「保健衛生学（第4学年前期）」「生化学実習（第2学年前期）」「微生物学実習（第3学年前期）」「衛生化学実習（第3学年前期）」

(医療薬学系分野) では、

21 科目必修

- ・薬剤師としての基礎知識を学ぶために
「基礎薬理学（第2学年前期）」「医療薬学総論（第2学年後期）」「疾患薬理学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（第2学年後期・第3学年前後期）」「物理薬剤学（第2学年後期）」
- ・身体の健康を維持するための機構を学ぶために
「内分泌学（第3学年後期）」「臨床免疫学（第3学年後期）」
- ・病気の状態を学ぶために
「臨床生理学（第2学年前期）」「臨床医学総論（第4学年前期）」「医療薬剤学（第3学年後期）」「薬理学実習（第3学年後期）」「薬剤学実習（第3学年後期）」「調剤学実習（第3学年後期）」
- ・薬物療法について学ぶために
「薬物治療学（第3学年後期）」「医薬品毒性学（第4学年前期）」
- ・体の病的変化を観察するための検査法を学ぶために
「臨床検査学（第3学年前期）」
- ・生体内における薬物代謝のメカニズムを学ぶために
「薬物代謝学（第3学年前期）」「生物薬剤学（第3学年前期）」
- ・薬物と製剤材料の物性と、医薬品加工に関する基本的知識を学ぶために
「製剤学（第3学年前期）」
- ・薬事関係法規と医療保険関係法規を学ぶために
「薬事関係法規（第4学年前期）」

③薬学応用科目

4 科目選択必修

さらに薬学を深く理解し、より広い視野に立った知識を得るために
薬学応用科目の講義科目は 10 科目

- ・第 3 学年に 7 科目（「医療心理学」「漢方薬学概論」「ゲノム創薬概論」「薬局管理学」「臨床内科学概論」「新薬概論」「分子薬理学」）の中から 3 科目選択
- ・第 4 学年に 3 科目（「医薬品化学」「香粧品科学」「薬物送達システム概論」）の中から 1 科目選択し計 4 科目を履修します。

広い範囲に及ぶ薬学教育を統合して、第 2 学年で「基礎薬学演習」を実施し、第 4 学年で「総合薬学演習」と「病院・薬局実務実習」と卒業研究として「特別実習」を実施します。

4 年制教育の第 4 学年の 6 月及び 9 月に、「病院・薬局実務実習」で薬剤師の実務を体験し、医療人としての使命感と倫理観を養うために、計 6 週間の実習を実施します。

6 年制教育科目

4 年制教育課程を骨子として、6 年制教育課程を編成しました。

(配当年次変更科目)

- ・「日本薬局方」 第 4 学年→第 3 学年
- ・「医療薬学総論」 第 2 学年→第 4 学年
- ・「調剤学実習」 第 3 学年→第 4 学年
- ・「香粧品科学」 第 4 学年→第 6 学年
- ・「医療心理学」 第 3 学年→第 4 学年
- ・「漢方薬学概論」 第 3 学年→第 4 学年
- ・「ゲノム創薬概論」 第 3 学年→第 6 学年
- ・「薬局管理学」 第 3 学年→第 4 学年
- ・「臨床内科学概論」 第 3 学年→第 4 学年
- ・「新薬概論」 第 3 学年→第 6 学年
- ・「分子薬理学」 第 3 学年→第 4 学年
- ・「病院・薬局実務実習」 第 4 学年→第 5 学年
- ・「特別実習」 第 3~4 学年→第 5~6 学年

(1) – ②の外国語科目と (2) – ①の基礎科目の変更はありません。

(2) – ②薬学専門科目

6 科目必修

・新設科目

- ・生物系

「機能形態学Ⅱ（第 1 学年）」「生化学Ⅲ（第 2 学年）」

「微生物学Ⅰ・Ⅱ（第 2 学年・第 3 学年）」

- ・医療薬学系

「薬事関係法規Ⅰ・Ⅱ（第 4 学年・第 6 学年）」

(2) – ③薬学応用科目

15 科目の中から **10 科目選択必修**

・新設科目

- 「在宅医療・介護概論（第6学年）」
- 「口腔疾患と保健（第6学年）」
- 「看護概論（第4学年）」
- 「薬局経営論（第6学年）」
- 「MR実践論（第6学年）」
- 「医療経済学（第6学年）」

・既設科目

- 「香粧品科学（第6学年）」
- 「薬物送達システム概論（第6学年）」
- 「医療心理学（第4学年）」
- 「漢方薬学概論（第4学年）」
- 「ゲノム創薬概論（第6学年）」
- 「薬局管理学（第4学年）」
- 「臨床内科学概論（第4学年）」
- 「新薬概論（第6学年）」
- 「分子薬理学（第4学年）」

新設科目

6 科目必修

- 「臨床コミュニケーション論（第4学年）」
- 「臨床治験コーディネーター総論（第6学年）」
- 「医薬品情報学（第4学年）」
- 「病院・薬局事前実習（第4学年）」
- 「総合薬学演習Ⅰ・Ⅱ（第4学年・第6学年）」

【点検・評価】

教育カリキュラムは、日本薬学会「薬学教育モデル・コア・カリキュラム」の一般目標に示された項目にすべて対応していますので適切です。カリキュラムの編成で学生が、基礎教育ではより広い基礎知識を学び、専門教育では基礎科目と薬学専門科目でより深く学び、密度の濃い専門的学力を身につけ、薬学応用科目では実践的応用能力を修得できるよう配慮してあることは適切です。

- 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

【現状説明】

医療人としての自覚を持った薬剤師となれるように、基盤となる教養科目を入学時から第2学年まで教育します。第1学年では、「倫理学」「心理学」「医療と法」を必修とし、さらに、社会人・医療人として必要な素養に関する内容を含む選択科目は学生の興味・関心に応じ履修させますが、偏らず幅広く学修させるために、12科目をA～Dの4グループに分け、各グループから1科目ずつ選択する選択必修としています。

6年制教育の基礎教育科目の教養科目は教育課程における基礎教育の項で前出した選択必修科目12科目に「基礎生物学」「基礎物理学」「日本文化論」「スポーツと健康」「日本古典文学」「自己表現論」の6科目を加えた18科目を6グループに分け、各グループから1科目を選択した6科目を必修としています。

【点検・評価】

一般教養的授業科目の編成において、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮があることは、適切です。

- 外国語科目的編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

【現状説明】

薬剤師には国際的なコミュニケーション能力が求められることから国際的に広く情報を収集する必要があります。

外国語科目

区分 年次	必修	1科目選択必修
第1学年	英語I	「英語A」「英語B」
第2学年	英語II	「英会話A」「英会話B」
第3学年		「薬学英語A」「薬学英語B」
		「薬学文献講読A」「薬学文献講読B」

4年制 4年制 ・第4学年「特別実習」で外国語文献を講読します。

6年制 6年制 ・第4学年の「病院・薬局事前実習」で薬学英語を講読し、第5～6学年の「特別実習」で外国語文献を講読します。

【点検・評価】

入学時から卒業時まで英語の教育が継続して行われることは外国語能力を育成する上では適切です。

○教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

【現状説明】

4年制教育課程

開設授業科目	必修科目	選択科目・うち履修	科目計	卒業所要総単位
104	74	(30) 12	86	132

<内訳>

区分	科目数	選択・必修の別	配分割合(%)	単位数
専門教育的科目	73	・	83.3	110
基礎科目	10	必修	11.4	15
薬学専門科目	55	必修	55.3	73
薬学応用科目	4	必修	13.6	18
	4	選択	3.0	4
教養科目	7	・	10.6	14
	3	必修	4.5	6
	4	選択	6.1	8
外国語科目	6	・	6.1	8
	2	必修	3.05	4
	4	選択	3.05	4

6年制教育課程

開設授業科目	必修科目	選択科目・うち履修	科目計	卒業所要総単位
125	84	(41) 20	104	190

<内訳>

区分	科目数	選択・必修の別	配分割合(%)	単位数
専門教育的科目	89	・	86.3	164
基礎科目	10	必修	7.9	15
薬学専門科目	59	必修	49.5	94
薬学応用科目	10	必修	23.7	45
	10	選択	5.2	10
教養科目	9	・	9.5	18
	3	必修	3.2	6
	6	選択	6.3	12
外国語科目	6	・	4.2	8
	2	必修	2.1	4
	4	選択	2.1	4

【点検・評価】

4年制教育課程における卒業所要総単位数に対する専門教育的授業科目は83.3%、一般教養科目は10.6%、外国語科目は6.1%です。

6年制教育課程における卒業所要総単位数に対する専門教育的授業科目は86.3%、一般教養科目は9.5%、外国語科目は4.2%です。

本学部は平成17年に開設し、教育カリキュラムは文部科学省に提出した薬学部設置認可申請書に従って行っています。また、平成18年度からは6年制薬学部の設置認可申請書に基づき教育カリキュラムを編成しています。[教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目と一般教養科目と外国語等の量的配分とその適切性は、おおむね妥当です。](#)

○基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

【現状説明】

各科目を担当する教員が年内の授業計画を立案し、教授会で選ばれた委員が構成する学生部委員会に提出され、学生部委員会で科目担当教員から計画についての意見と説明を受け、曜日配当等の審議を行います。審議内容と結果について学生部長が薬学部教育の責任者である薬学部長が主催する教授会に提案しています。教授会審議結果が薬学部長から学生部長に託され、個々の科目担当教員に渡り、授業を実施しています。基礎教育と教養教育に関し、兼任教員や非常勤講師が担当する科目があります。教育課程の円滑な運営については、学生部長が管理しています。

【点検・評価】

本薬学部が4年制教育課程で卒業生を輩出するのは平成21年3月が初めてのことから、基礎教育と教養教育の運営については妥当ですが、責任体制の確立の検証については時間的観察が必要です。

○カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

【現状説明】

○4年制薬学部の開設授業科目・104科目のうち必修科目は74科目・71%の割合で、選択科目は30科目・29%で、そのうち履修する科目は12科目・11.5%です。履修する実際の必修科目の割合は86%で、選択科目の割合は14%です。

○6年制薬学部の開設授業科目・125科目のうち必修科目は84科目・67.2%の割合で、選択科目は41科目・32.8%で、そのうち履修する科目は20科目・16%です。履修する実際の必修科目の割合は81%で、選択科目の割合は19%です。

【点検・評価】

[編成しているカリキュラムにおける、必修と選択の量的配分については適切です。](#)

○学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

【現状説明】

薬学を学ぶにあたり、動機付け教育の一つとして、入学時に外部施設を使い1泊2日のフレッシュマン・キャンプを開催しています。薬学を目指した仲間と交流し、薬学を学ぶ意義について理解を深め、スタート台を同じくしたことで目的意識を高め合い、薬剤師の社会的役割を確認させています。

理科のうち生物と物理については、4年制課程では基礎教育科目にはない、専門教育科目の基礎科目として、「物理学」「生物学」「化学」「数学Ⅰ・Ⅱ」を第1学年に配置しています。

6年制教育課程で、基礎教育科目的教養科目に「基礎物理学」と「基礎生物学」を配置し、専門教育科目の基礎科目として「物理学」「生物学」「化学」「数学Ⅰ・Ⅱ」を第1学年に配置し授業しています。

本薬学部の教育課程の中で「物理系薬学」と「化学系薬学」と「生物系薬学」の分類で教育する科目があります。これらの基礎となる知識を確実なものとするために、4年制にはなかった「基礎物理学」と「基礎生物学」を6年制教育課程では教育しています。

【点検・評価】

6年制教育課程の中に、4年制教育課程には配置していない「基礎物理学」と「基礎生物学」を配置し授業していますが、学生の理科離れの現状は深刻であり、「物理学」「生物学」以外にも「化学」を配置する必要があるので、今後検討し、教育課程の整備に供してまいります。

○国家試験につながりのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、カリキュラム編成の適切性

【現状説明】

本学部では、薬学教育のコアを形成する基礎系薬学専門科目（「有機化学」「有機合成化学」「薬用植物学」「物理化学」「放射化学」「薬品分析化学」「機能形態学」「生化学」「病原微生物学」）についての理解を深め学習した知識を確認しています。第2学年後期に「基礎薬学演習」を教授しています。

4年制薬学部では、それまでに学んだ薬学専門科目と薬学応用科目について復習する「総合薬学演習」を第4学年に配置し、各科目を統合して理解する力を高めています。

6年制薬学部では、「総合薬学演習Ⅰ」を第4学年で教授し、「総合薬学演習Ⅱ」を第6学年に設け、各科目を統合して理解する力を高めています。

【点検・評価】

4年制薬学部で、第2学年と第4学年時に復習する機会と理解力の程度を確認する時間として「演習」を科目として2つ設けたことは適切です。

6年制薬学部で、それらの機会を更に、1つ加えたことは適切です。

○医・歯・薬学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適切性

【現状説明】

臨床実習前までに実施した講義と実習と演習によって学習した知識と技術が、実社会でどれだけ受け入れられ、どれだけ有効と認められるかを学生個人と本薬学部で計量し、達成度を高め一人でも多くの有為な人材を本学から輩出する一つの段階と位置づけております。

本学部の臨床実習は、市井における調剤薬局と薬局を備えた病院を依託先として、社団法人日本薬剤師会で2007年1月に作成した「薬学生のための薬局実務実習書」に基づき実務実習を実施しております。

○依託先と期間については

4年制薬学部の臨床実習は病院（4週間）と薬局（2週間）で実習しております。

6月の実務実習の内訳として、病院107施設133名、薬局71施設87名でした。

9月の実務実習の内訳として、病院65施設87名、薬局107施設133名でした。

実習の依託先には、平成〇〇年度奥羽大学実務実習評価表を一薬局一用と一病院一用を個別に送付し依頼しています。

一薬局一には、I. 業務の理解度とII. 項目別評価とIII. 総合評価を段階別に評価していただくほかに、当該学生に対する所見と本学に対する意見及び感想並びに要望などについて記入していただいています。

I. 業務の理解度では、<倫理>・<医療保険制度>・<調剤業務>・<医薬品管理業務>・<麻薬・向精神薬等の管理業務>・<製剤>・<医薬品情報>・<患者・顧客との接遇>・<地域医療・在宅医療>・<地域保健>の10項目について評価を受け、

II. 項目別評価では、実習態度と積極性と協調性の3項目について評価を受け

III. 総合評価では、優・良・可・不可の評価を受けるように表わしています。

一病院一には、I. 業務の理解度とII. 項目別評価とIII. 総合評価を段階別に評価していただくほかに、当該学生に対する所見と大学に対する意見及び感想並びに要望などについて記入していただいています（ここまで一薬局一に対するものと同じです）。

I. 業務の理解度では、<倫理>・<調剤業務>・<注射剤業務>・<医薬品管理業務>・<麻薬・向精神薬等の管理業務>・<製剤>・<医薬品情報>・<薬剤管理指導業務>・<治療薬物モニタリング(TDM)>・<治験管理業務>・<その他>の11項目について評価を受け、

II. 項目別評価とIIIの総合評価については、一薬局一の評価表項目と同じです（_____は、各々固有の項目を示しています）。

【点検・評価】

現在、派遣した学生から調査書を集め、派遣先から評価表を回収している段階ですが、口頭での報告ではいずれもスムーズだったと言うことです。

○各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

【現状説明】

(1) 基礎教育科目

① 教養科目	4年制課程	講義	第1学年	7科目
	6年制課程			9科目
② 外国語科目	4年制課程	演習	第1学年	2科目
	6年制課程		第2学年	2科目
			第3学年	2科目
				6科目

(2) 専門教育科目

① 基礎科目	4年制課程	講義	第1学年	8科目	9科目	10科目	
	6年制課程		第2学年	1科目			
② 薬学専門科目	4年制課程	講義	第1学年	6科目	43科目	55科目	
			第2学年	14科目			
			第3学年	17科目			
			第4学年	6科目			
		実習	第2学年	6科目	12科目		
			第3学年	6科目			
③ 薬学応用科目	6年制課程	講義	第1学年	7科目	47科目	59科目	
			第2学年	14科目			
			第3学年	19科目			
			第4学年	6科目			
			第6学年	1科目			
		実習	第2学年	6科目	12科目		
			第3学年	5科目			
			第4学年	1科目			
		演習	第3学年	3科目	4科目	8科目	
			第4学年	1科目			
			第4学年	2科目			
			第2学年	2科目			
			第4学年	2科目			
④ 実習科目	6年制課程	講義	第4学年	7科目	14科目	20科目	
			第6学年	7科目			
			第4学年	1科目			
		実習	第5学年	1科目	3科目		
			第6学年	1科目			
			第2学年	1科目			
		演習	第4学年	1科目	3科目		
			第6学年	1科目			
			第2学年	1科目			

講義・演習・実習ともに授業時間は90分を1コマとしています。

4年制教育課程では、講義科目63科目94単位で71.2%、演習科目8科目13単位で9.9%、実習科目15科目25単位で18.9%になります。

6年制教育課程では、講義科目79科目130単位で68.4%、演習科目9科目18単位で9.5%、実習科目16科目42単位で22.1%になります。

【点検・評価】

本学部の4年制教育課程と6年制教育課程における単位の算出基準は「大学設置基準」の規定を満たしており、授業時間の配分はバランスがとれて適切です。

○国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性

(大学設置基準第28条第2項、第29条)

【現状説明】

設置4年目の本学部では、単位互換と単位認定に関しては実施していない現状です。

○全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

【現状説明】

専任教員が担当する基礎教育科目の授業科目数は23科目で専任教員の割合は51.1%で、非常勤の教員が担当する授業科目数は22科目で非常勤教員の割合は48.9%です。

そして、専任教員が担当する専門教育科目の授業科目数は137科目で専任教員の割合は93.8%、非常勤の教員が担当する授業科目数は9科目で、非常勤教員の割合は6.2%です。

【点検・評価】

基礎教育科目では、専任教員と非常勤教員のそれぞれが担当する授業科目数の割合は半分半分となっておりますが、専門教育科目では、一部の科目を除き専任教員が授業科目を担当していることは適切です。

○兼任教員等の教育課程への関与の状況

【現状説明】

基礎教育科目の教養科目で10科目と外国語科目で5科目、専門教育科目で10科目、計25科目の授業科目を非常勤教員が担当しています。担当している科目内容については、専任教員が担当する科目と同じく、シラバスに掲載し行った授業の試験と判定を行っています。

【点検・評価】

本学部の教育内容の確認と補完の理由から、専任教員を補佐するために他大学等より非常勤講師（16名）を採用しております。他の教育機関・施設や実社会など学外で活躍している教員等が本学部の教育に携わっていることは幅広く深い教養を身につけるうえで効果的です。

大学基礎データ（表3）

開設授業科目における専兼比率

学部	年度	担当科目	専門			基礎教育		
			専任教員担当科目(A)	兼任教員担当科目(B)	専兼比率%	専任教員担当科目(A)	兼任教員担当科目(B)	専兼比率%
薬学部	平成17年度	必修	28	6	82.40%	6	4	60.00%
		選必	0	0	0.00%	6	10	37.50%
		全科目	28	6	82.40%	12	14	46.20%
	平成18年度	必修	85.4	7.6	91.80%	10	4	71.40%
		選必	0	0	0.00%	16	10	61.50%
		全科目	85.4	7.6	91.80%	26	14	65.00%
	平成19年度	必修	134.4	9.6	93.30%	6	8	42.90%
		選必	7	0	100.00%	23	12	65.70%
		全科目	141.4	9.6	93.60%	29	20	59.20%
	平成20年度	必修	133.7	10.3	92.80%	4	8	33.30%
		選必	2	1	66.70%	20	14	58.80%
		全科目	135.7	11.3	92.30%	24	22	52.20%

②教育方法等

【到達目標】

「薬学教育モデル・コア・カリキュラム」を包含したカリキュラムに相応した教員のノルマと学生のノルマの達成率を確実に高め、進級率と卒業率を高めること。

○教育上の効果を測定するための方法の有効性

【現状説明】

- i) 講義科目と演習科目については、科目の中にはレポートや小テストや中間テストを課している科目がありますが、それらの結果と前・後期に2度実施する定期試験の結果と出席状況等を総合して評価します。
- ii) 実習科目については、実習ごとのレポート提出と実習試験の結果に出席状況と実習態度を合わせて総合して評価します。
- iii) 実務実習については、依託先の薬局と病院からの評価表と学生の調査書を合わせて総合して評価します。
- iv) 各学生の評価や半期ごとに集計した成績については、学生の指導や父母との個別面談の資料にしています。
- v) 全科目担当教員が出席した教授会で進級の判定を行っています。

【点検・評価】

本学部の教育課程の各科目は日本薬学会「薬学教育モデル・コア・カリキュラム」に沿って内容を編成していることについては適切です。

教育効果の判定については、各科目担当教員に委ねられています。各科目担当教員は各自に到達目標を設定して授業していますが、目標と達成度についての検証に関しては第三者の検証が現在のところ特になことが懸念されます。

○卒業生の進路状況

【現状説明・点検評価】

本学部は平成17年度4月開設ですので、卒業生の進路については次年度が待たれます。

- 厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性
- 履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

【現状説明】

科目的成績は次の区分により評価し、60点以上を合格としています。

(定期試験の評価基準)

評定	合 格			不格
評価	100~80点	79~70点	69~60点	59点以下
	優	良	可	不可

本学部の修学形態は、単位・学年制としています。

(4年制教育課程) の開設授業科目は 104 科目ですが履修すべき科目数は 86 科目・132 単位です。これらを卒業までに修得すれば卒業となります。

(進級要件)

第1学年では 43 単位分の科目が配当されますが、そのうち 36 単位以上修得したものが進級。

第2学年では 34.5 単位分の科目が配当されますが、そのうち 29.5 単位以上修得したものが進級となります。

第3学年では 32.5 単位分の科目が配当されますが、そのうち 27.5 単位以上修得したものが進級となります。

第4学年では 22 単位分の科目が配当されますが、これはすべて修得しなければなりません。各学年毎に単位修得すれば 132 単位修得終了となります、各学年の未修単位についての修得猶予期間は次年度 1 年のうちとなっており、修得できなければ進級できず留年となります。

(6年制教育課程) の開設授業科目は 125 科目ですが、履修すべき科目数は 104 科目・190 単位です。

(進級要件)

第1学年では 48 単位分の科目が配当されますが、そのうち 40 単位以上修得したものが進級。

第2学年では 39.5 単位分の科目が配当されますが、そのうち 33.5 単位以上修得したものが進級。

第3学年では 39.5 単位分の科目が配当されますが、そのうち 33 単位以上修得したものが進級。

6年制教育課程の設置は平成 18 年 4 月であることから現在、年次計画進行中です。

【点検・評価】

学生にとって時間的調整の機会を講じている点は適切です。

薬学における教育課程で、配当科目数の多さに比べ履修時間は充分でないと考えますが、そのような意味で本学部の単位・学年制は、履修する学生にとって時間的調整の機会を講じており適切です。

○各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

【現状説明】【点検・評価】

4年制教育で、第2学年に「基礎薬学演習」、第4学年に「総合薬学演習」を実施し、6年制教育で第2学年に「基礎薬学演習」、第4学年に「総合薬学演習Ⅰ」、第6学年に「総合薬学演習Ⅱ」を実施し、演習形態で授業して知識の実際を身に付けて質の確保を図っています。

4年制教育課程の4年生と6年制教育課程の3年生が「基礎薬学演習」を実施した現在では広範囲にわたる薬学コア科目の統合には役立っていると思料します。

○学生に対する履修指導の適切性

【現状説明】

年度の初めに、当該年度の「シラバス」を配付して各学年の学生を対象に学年主任とクラス担任による「履修ガイダンス」を実施して講義や実習や演習についての概要と注意説明を受け科目を確認し、選択必修科目的履修申請についての指導を受けます。講義と演習については、充分な予習と復習の必要を説いて、実習ではグループ学習の中からパートナーの存在と役割分担を学ばせています。

【点検・評価】

年度初めに、学年主任が学生に履修指導を行っていることは適切です。また、授業の出席状況が芳しくない学生をクラス担任が面談指導するほか、保護者との連絡を密にし学生指導に当たっていることは適切です。

○留年者に対する教育上の措置の適切性

【現状説明】

留年者に対して、各学年主任が履修指導を個別に行ってています。学生は再履修届をその場で作成し、提出することで、修得必要な科目に対する自覚を促しています。

【点検・評価】

学年主任が学生を個別に指導していることについては適切です。

- 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント (FD)）およびその有効性
- 学生による授業評価の活用状況

【現状説明】

平成 17 年度本学部開設当初から、学生部委員会の中に FD 担当者を置き、

i) 講義については

準備の良否、シラバスの系統性との整合性、工夫の有無、話し方について、学生との同調性、熱意、興味度、要点の明確度、質問に対する応答等を項目として

ii) 実習については

目的説明、内容に対する興味、講義との関連性、配付資料の適切性、熱意、説明指導の良否、教育内容の適否、教員間の連絡の徹底性、実習内容と時間の適合性、危機管理についての説明と対応等を項目として

授業評価アンケートを実施しています。方法は、予定したアンケート日の授業開始時に、事務職員が教室で用紙の配付と回収を行います。担当教員は教室外で待機しています。アンケートの回収結果については、項目ごとにまとめ冊子に収録したものを本学部教員に配りました。学生用には 10 部図書館に配架して供しました。

【点検・評価】

この作業により、科目担当教員自身も授業内容の到達目標をしっかりと把握することができ、授業内容を明確化できたと考えます。学生の学修の活性化については今後、検討してまいります。

教員の到達すべき目標に対する意識の明確化と向上に対する効果については適切です。

- シラバスの作成と活用状況

【現状説明】

4 年制学生用と 6 年制学生用のシラバスを毎年作成し、学生に供しています。シラバスには各学年で履修する各科目的授業科目の内容を具体的に記しています。

その他、教務日程、年間予定表、時間割、学生実習日程表、カリキュラム一覧、さらに学則の抜粋、学籍について、履修の概要、卒業認定要件、試験と成績評価、試験規程、薬学部科目担当者一覧、薬剤師国家試験出題基準、構内案内などについて記載していますので大学職員と学生は、必要に応じ、良く活用しています。

【点検・評価】

よく活用しているので「シラバス」としては適切です。

○授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

【現状説明】

講義科目的授業形態は科目によっては一部3クラスとしていますが、基本的には2クラスとし、薬学のコアになる科目である「有機化学I」「有機化学II」「有機化学III」「生化学I」「生化学II」「基礎薬理学」「疾患薬理学I～III」の科目は3クラスで行い、演習科目の外国語科目的授業は4クラスで行っています。実習科目の授業形態は、薬学の基礎的な実習である「薬化学実習」「物理化学実習」「薬品分析化学実習」「生化学実習」と「情報科学実習」は4クラスで行い、そのほか薬学の専門的な実習については2クラスで行っています。

以上のように、基礎・基本を十分に指導する体制となっており、教育指導上極めて有効であります。

【点検・評価】

科目に応じて複数クラスに編成していることは、履修する学生の理解を引き出すことに連なり教育効果を高めることで適切です。

○多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

【現状説明】

講義室にはAV機器を設備し、授業等に活用しています。語学教育の「英語I」「英語II」では、CALLシステムを設置した教室で講義が行われます。実習室でも講義室同様にAV機器を設置し実習を行っています。

【点検・評価】

CALLシステムを配置した教室を使用しての英語教育は、教員と学生間の到達度が高く、特に語学の授業に有効に働いていることと、実習指導によく活用していることは適切です。

○「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

【現状説明】

本学部では実施していません。実施するよう努めています。

③国内外との教育研究交流

○国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【現状説明】

本学部では実施していません。実施するように努めています。

(2) 大学院歯学研究科（博士課程）の教育内容・方法

① 教育課程等

【到達目標】

本学の教員及び学生の各々が、歯学に関する学術において、学士課程を一步前に進めた或いは一段超えた上の課程としての意識を自覚し、高度に専門的な能力を養い、自立した研究者として研究を行い、又は高度に専門的な業務に従事できる人材と成ること。

- 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項・同第4条第1項との関連

【現状説明、点検・評価】

大学院歯学研究科の教育課程と理念・目的並びに学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項、第4条第1項との関連については、前出p.10の(3)大学院研究科の理念・目的・教育目標等のa.歯学研究科の内容が合致していますので適切です。

- 「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性
- 歯学部に基づく大学院歯学研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係
- 博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性
- 博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

【現状説明】

○奥羽大学大学院学則（抜粋）

第11条 入学の時期は毎学年度始めとする。

第12条 入学することのできる者は次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 歯科大学又は大学歯学部を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における18年の課程を修了し、前号と同等以上の学力があると認められた者
- (3) 文部科学大臣の指名した者

第13条 入学検定は人物、学力、及び身体について行う。ただし、学力検定は試験検定とし、試験の方法はその都度これを定める。

自立した研究者に必要な学識及び卓越した能力を培い研究を行うために、教育課程を4領域19専門研究分野（専攻科目）に分けています。卒業所要総単位数を30単位以上修得することとし、主たる研究活動の成果を論文に纏め提出し、学位申請し、審査及び最終試験に合格した者を課程修了と認めています。

領域・専攻科目

(平成17年度から)

領域	専攻科目
口腔機能学	口腔機能解剖学 口腔生理学 口腔機能回復学 顎頬面口腔矯正学 生体管理学
口腔病態学	口腔病理学 口腔感染症学 歯科薬理学 放射線診断学 顎口腔外科学
口腔健康科学	口腔保健学 生体材料・医用工学 保存修復学 咬合機能修復学
加齢口腔科学	口腔生化学 口腔組織構造生物学 小児歯科学 歯内・歯周療法学 高齢者・有病者歯科学

(平成17年度から)

履修別科目		(分)	・	回	・	単位
・必修科目	(1) 大学院講義 定例セミナー	90	30	4		
	(2) 専攻科目・講義 専攻科目・実習	90	60	8		
・選択必修科目 (講義)	(3) コア・カリキュラム (15科目中1科目必修) (4) 専門カリキュラム (22科目中1科目必修)	90	15	2		
・選択科目 (講義)	コア・カリキュラム (15科目中1科目選択) 専門カリキュラム (22科目中1科目選択) 特別セミナー 歯学特論	90	15	2		
		90	15	2		
		90	12	4		
		90	15	2		

大学院生共通の必修科目として、(1) 大学院講義と定例セミナーを履修し、(2) 専攻科目の講義と実習を履修し、選択必修科目として (3) コア・カリキュラム (15 科目) と (4) 専門カリキュラム (22 科目) の中から各 1 科目の計 2 科目を選択して 1~2 年次に履修することにしています。必修科目の大学院講義と定例セミナーは、大学院担当教員が各専攻科目についての基礎と専門と特徴について授業を行い、講義とセミナーを交互に実施しています。専攻科目の講義と実習については、専攻した科目の担当教員と大学院生が研究課題を選定し、課題に必要な知識に関連した講義と実習については専攻科目担当教員が行います。

選択必修科目は、本研究科が開設したコア・カリキュラム 15 科目と専門カリキュラム 22 科目のの中から各 1 科目の計 2 科目を選択し 1・2 年次に履修します。

選択科目は、本研究科が開設した選択必修科目と全く同じ構成でコア・カリキュラム 15 科目と専門カリキュラム 22 科目となっています。大学院生が専攻科目を選んだことにより、その専攻科目に関連する知識を必要としたときに、開設した科目の中から必要な分の科目を 1~4 年次に選択して履修することができます。また臨床に関する、より専門的知識を必要としたときのために歯学特論を設けておき、3~4 年次に選択して履修できます。

選択必修科目と選択科目

(平成17年度から)

コア・カリキュラム（15科目）	専門カリキュラム（22科目）	歯学特論（5科目）
統計処理の基礎	電子顕微鏡の基礎	顎口腔機能再建学特論
統計処理の演習	細胞培養と器官培養の実際	感染症特論
硬組織の細胞生物学	実験動物学	機能的顎顔面矯正治療学特論
歯の形態形成と微細構造	生化学実験法	疾患画像評価法の基礎と臨床
分子生命科学	予防歯科・疫学<1>	小児歯科学特論
感染・免疫学	予防歯科・疫学<2>	
感覚・運動生理学	齲蝕治療論	
研究の進め方<1>	咬合発達学	
研究の進め方<2>	下顎運動と咬合器	
研究の進め方<3>	生体機能工学	
論文の書き方	顎口腔外科学	
薬物動態学	生体管理の基礎と臨床	
病因・病態学	電子生理学の基礎と応用	
生体材料応用学	形態病理学	
顎関節の基礎と臨床研究	生体医用工学	
	口腔加齢現象論	
	歯内治療学	
	口腔インプラント学	
	顎口腔機能評価学特論	
	包括矯正歯科治療学	
	有病者歯科学	
	放射線診断治療学	

平成 19 年度から社会人特別選抜入学制度を導入し、大学院歯学研究科の門戸を広げました。教育課程は 4 領域 19 専門研究分野（専攻科目）と卒業所要総単位数が 30 単位以上修得することは全く同じですが、必修科目と選択必修科目の履修期間を 2 年間から 4 年間に拡大したほか、昼夜開講制と夏期集中講義を設け、各人毎に履修時間割を作成し履修できるようにしています。

授業時間割 (一般選抜入学者)

平成20年度大学院歯学研究科授業時間割 (前期)

時限		曜日	月	火	水	木	金
1	9:00~10:30		専攻科目	専攻科目	専攻科目	専攻科目	専攻科目
2	10:45~12:15		専攻科目	専攻科目	専攻科目	専攻科目	専攻科目
3	13:15~14:45	専攻科目	コアカリキュラム	専攻科目	専門カリキュラム	専攻科目	専門カリキュラム 専攻科目
4	15:00~16:30	専攻科目	専門カリキュラム	専攻科目	コアカリキュラム	専攻科目 コアカリキュラム	専攻科目 大学院講義定例セミナー 専攻科目

平成20年度大学院歯学研究科授業時間割 (後期)

時限		曜日	月	火	水	木	金
1	9:00~10:30		専攻科目	専攻科目	専攻科目	専攻科目	専攻科目
2	10:45~12:15		専攻科目	専攻科目	専攻科目	専攻科目	専攻科目
3	13:15~14:45	専攻科目	コアカリキュラム	専攻科目	専門カリキュラム	専攻科目	専門カリキュラム 専攻科目
4	15:00~16:30	専攻科目	専門カリキュラム	専攻科目	コアカリキュラム	専攻科目 歯学特論	専攻科目 大学院講義定例セミナー 専攻科目

【点検・評価】

「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」の適合性については、大学院歯学研究科を1専門科目あたり1専門講座を置き細かく区分し、更に主科目と副科目（選択科目）だけ履修していたときは専攻科目だけに重心が傾き、歯学研究が目づまり状態となり行き詰まりを来たしていました。口腔の状態を静止した分類とはせずに動的状態を主として19専攻科目を置き、それらを4領域にまとめたことで領域内における各専攻科目間の関連と各領域間の関連に融通性を持たせる結果となり、歯学研究を進め発展させる上で、適切です。

「歯学部に基礎を置く大学院歯学研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容」との関係については、歯学部の教育課程と大学院歯学研究科の教育課程は、歯学教育の専門性を貫いており適切です。

「博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性」と「博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性」については、①教育課程等の現状で説明したように、単位制システムを徹底し綿密な教育プログラムの構築と、歯学博士にふさわしい幅広い知識を身につけるために専攻科目以外の科目についても学習する教育システムにしているので適切です。

【改善方策】

教育課程の更なる充実を促すために、カリキュラム編成とシラバスの作成については継続して整備に努めます。

そして、国際社会で通用し活躍できる研究者を送り出せるように、常に大学院研究科と教員が協力して早くから大学院生のリサーチ・マインドを高め時代に即応した教育プログラム作りに努めてまいります。

○各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

【現状説明】【点検・評価】

授業科目の主なる特徴は、口腔と口腔に関連する事象についてを対象としています。

授業科目名と履修形態については①教育課程等の領域・専攻科目と履修科目の説明と重複するので割愛します。

授業科目の内容は、それぞれの領域の中で専攻科目を担当する教員の研究分野の中から、大切な分と進んだ分と社会の動向についてを情報として提供しています。

大学設置基準によれば卒業要件単位数は 124 単位と定められていることから、単純に年割換算単位は 31 単位になります。

ところで、本歯学部研究科の卒業所要単位数は 30 単位で、1~2 年次に必修科目と選択必修科目を履修するだけで単位修得は可能になります。単位修得にあたっては、レポート提出と観察記録の提出と筆記試問と口答試問等を課しております。

歯学研究科の在学を 4 年以上 8 年を越えないものとしていること。履修単位修得所要時間が 1 年程度設けてあることから、未知のことを調べ探りあてる研究に費やす時間は量り知れないが、一応 3 年から 7 年を設けてあることは適切です。

【改善方策】

各授業科目に特徴づけ内容を充当させ履修形態を常に整えることに努めます。

○国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性
(大学院設置基準第 15 条)

【現状説明】

単位互換と他施設で修得した単位認定について、本学は実施しておりません。

○社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

【現状説明】

社会人に対しては社会人特別選抜入学制度を実施して、平成 20 年度現在 7 名が在籍しており各人に履修時間割を作つて履修時間を昼夜開講し夏期集中講義等を実施しています。外国人留学生の受け入れはありません。

【点検・評価】

社会人に対する教育課程編成と教育研究指導への配慮について現在のところは適切です。社会人特別選抜制度を導入したことにより大学院生の充足率が向上したことは適切です。

②教育方法等

【到達目標】

大学院生の研究能力向上のために、常に最先端の科学技術と高度な歯科医学の知識と理論に関連する情報を収集し備えておくこと。

○教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

【現状説明】

カリキュラムに基づいて講義と実習を行い、レポートと観察記録と口答試問を繰り返し行い、2年次には研究計画発表会を行い、3年次には研究経過発表会を行い研究の方向性を確かめさせ研究意識の高揚を図り、教育効果を測定し教育成果を最終的に測定するための論文提出と審査を行っています。

【点検・評価】

全てステップ・オン・ステップの状態で教育研究成果を測定する仕組みにしてあるは適切です。

【改善方策】

筆記試験などの結果を分析し、より明確な教育効果測定の方法を検討し、大学院教育カリキュラム、講義・セミナー等のアンケートを行い、問題点を改善することに努め、教育と研究の向上を進めてまいります。

○学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

【現状説明】

2年次の研究計画発表会と3年次の研究経過発表会に出席した教員全員が研究の進行状況並びに資質の向上について評価表を提出し、それらを集め総合成績評価として検証しています。

【点検・評価】

学生が専攻する科目担当教員だけでなく、専門を異にする多くの科目担当教員から評価を受けることにより、研究が独善に陥らず研究内容に広さと深さが加えられ、より公正になる点で適切です。

【改善方策】

研究計画発表会と研究経過発表会の機会を更に整備してまいります。

- 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性
- 学生に対する履修指導の適切性
- 指導教員による個別的な研究指導の充実度

【現状説明】

本研究科の教員は、大学院収容定員 72 名に対して、専任教員 2 名と専攻科目担当教員 38 名の合計 40 名となっています。4 領域の構成は、口腔機能学領域 10 名と口腔病態学領域 10 名と口腔健康科学領域 8 名と加齢口腔科学領域 10 名であり、専任教員 2 名を基礎歯科学と臨床歯科学の主任に配置しています。専攻科目担当教員の任用は、歯学部の教授と准教授と講師と助教の中から大学院研究科委員会で歯学研究科の教育と研究指導の能力を有すると認められた教員を充てています。

毎年 4 月の大学院生のためのオリエンテーションで履修指導をしています。学生は履修科目を決定し年間授業の履修届を提出しています。

大学院生は履修科目の中で専攻科目担当教員から逐時、教育と研究についての指導と助言を受けながら、発表会と論文作成の際は指導担当教員から個別に充分な指導と助言を与えています。

【点検・評価】

4 年間で課程を修了する学生の現況から適切です。

【改善方策】

大学院生の研究計画・研究経過発表会の開催により、研究の進捗状況を専攻科目担当教員全員が具に把握できるようになりました。更にこれを進めます。

- 医学系大学院における臨床系専攻の学生に対し、病院内外でなされる教育・研究指導とこれを支える人的、物的体制の充実度
- 医学系大学院における臨床系専攻の学生について、臨床研修と研究の両立を確保させるための配慮の状況とその適切性

【現状説明】

学部卒業後に歯科医師臨床研修が義務化されたので、研修終了後に大学院に入学するケースが増えました。

4領域の中で臨床系を専攻した学生は、大学院研究科委員会で決めた「大学院生の臨床実習について一歯科医療についての広く深い知識と技術を基に研究を進展させるために、本学附属病院で臨床実習を行うことがある。」に沿って臨床実習を行っています。

臨床実習は担当教員の指導のもとに臨床症例から知識と技術と患者接遇態度を修得します。

【点検・評価】

- i) 臨床系を専攻する学生でも、教育課程で修得すべき単位数は必修科目と選択必修科目を加えた科目の 30 単位であり、規定の期間で履修すれば修得できること。
- ii) 選択科目は入学してから最終年度までの期間で修得できること。
- iii) 選択科目を選択履修する時の科目については、指導担当教員が適切に指導していること。
- iv) 臨床系専攻学生が臨床実習する際は、指導担当教員が専攻科目に応じた附属病院の診療科と症例を提供し臨床実習を行っていること。
- v) 大学院生が附属病院で診療するのに必要な補助業務については病院職員があたり、歯科医籍登録と保険医登録についての事務手続き等は大学院入学時に事務員が支援していること。
これらのことから、教育・研究指導を支える人的・物的体制は整っており、臨床研修と研究の両立を確保するための配慮と状況については適切です。

【改善方策】

現状の維持と継続に務めます。

- 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み
(ファカルティ・ディベロップメント (FD)) およびその有効性
- シラバスの作成と活用状況
- 学生による授業評価の活用状況

【現状説明】

教育・研究指導方法の改善を促進する組織的な取り組みである FD 活動として「大学院教員を対象とした研修会」を開催し、研究活動のあり方と英語による研究発表や論文投稿について学び教員の資質向上に努めました。また、他大学や他大学院の同じ専攻分野の研究者を講師に招いて「特別セミナー」を各年度 4~8 回開催し、先端的技術の紹介や指導などの機会を持ちました。中には外国の研究者を招聘した講演会もありました。

大学院で配付したシラバスの内容は、年間行事予定、「奥羽大学大学院学則（抜粋）」、「奥羽大学学位規程（抜粋）」、授業科目の履修方法、専攻科目履修表、歯学研究科の編成と各担当教員の研究内容、授業科目と内容、授業時間割、大学院講義・定例セミナ一日程、学位授与の手続きと学位申請時に必要な提出書類などが記載してあり、活用されています。

学生による授業評価アンケート結果は、大学院運営委員会で各科目担当教員別に意見を付して渡しております。

【点検・評価】

実施した研修と講演と学生による授業評価アンケート等の FD 活動については、教育と研究に対する意欲を高め、ひいては学生の学習態度を良くし、研究意欲の亢進につながったことは適切です。

【改善方策】

今後の FD 活動については、質・量をよく吟味し良質な結果を出せる FD 活動に高めてまいります

③国内外との教育研究交流

【到達目標】

専門を同じくする教育研究者と交流するために、教育に支障ない範囲で、内外の大学を訪問したり学会に参加すること。

○国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【現状説明】

国内外の教育研究者による本学での講演やセミナーを下表のように開催して、大学間の歯学教育の実情や研究に関する意見交換を行い、有意義なものとしています。

講演会・セミナー開催状況（回数）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
国内研究者	5	7	8	8	4
国外研究者		2	1	1	

本学では、学術研究の促進と専任教員の資質を向上させるため「奥羽大学国内研修規程」「奥羽大学教員の海外留学に関する規程」及び「奥羽大学特別研究期間（サバティカル・リープ）に関する規程」を定めており、教員の学外における研修や留学については制度的に保証されています。I・T 技術等を活用し、内外の研究者との交流は既に活発に進めております。

【点検・評価】

国内外への留学等を奨励し教育研究機関としての発展につなげるために、サバティカル・リープ制度等を設け、規程により保証されているのは適切です。

【改善方策】

大学院生が興味を持つ課題を募り、他大学や他研究機関の研究者を招聘して積極的に研究活動を開拓してまいります。

④学位授与・課程修了の認定

【到達目標】

地域社会において歯科医学をリードする人材を輩出するために、より専門的で独創性があり、高い完成度の研究に対して学位を授与する。

- 修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性
- 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

【現状説明】

1) 学位、博士（歯学）の授与状況（平成15年度から平成19年度まで）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	合計
課程博士	5	9	4	3	6	27
論文博士	4	5	2	5	7	23
	9	14	6	8	13	50

2) 学位の授与方針・基準

○奥羽大学学位規程

(博士の学位授与の要件)

第3条の2 博士の学位は、大学院学則第10条第1項に基づき、本学大学院に4年以上在学し、所定の単位を修得し、さらに博士の学位論文（以下「学位論文」という。）の審査及び最終試験に合格した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、本学大学院学則第10条第2項に基づく博士の学位は、所定の期間研究に従事し、本学大学院の行う学位論文の審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

3) 学位審査の透明性と客観性を高める措置として

従来、第1次審査の審査員3～5名の中で学位論文の指導教員を主査とし他を副査としていましたが、平成18年度から学位論文指導教員は主査となることはなく、選出結果によって副査または陪席としました。

【点検・評価】

大学院の入学生が所定の課程を修了し、学位の授与を受けている現状は適切です。

学位の授与方針と基準については、「奥羽大学学位規程」に明記してあり適切です。

学位審査の透明性と客観性を高める措置については、指導教員が主査とならず他の教員が主査となることは適切です。

【改善方策】

学位審査の透明性と客観性を高める措置については、更に検討を進めます。

○標準修業年限未満で終了することを認めている大学院における、こうした措置の適切性、妥当性

【現状説明】

本大学院は、標準修業年限未満での修了は認めておりません。

4. 学生の受け入れ

(1) 学部等における学生の受け入れ

【到達目標】

- ・好奇心旺盛で探究心のある学生を受け入れる。
- ・医療を通して社会に貢献する情熱を持つ学生を受け入れる。
- ・地域医療を支える意識を強く持つ学生を受け入れる。
- ・医療現場に立つ者に相応しい倫理観を持つ学生を受け入れる。

○大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

【現状説明】

学生募集は、学事部教務課入試係が歯・薬学部の入試委員会と連携しながら企画立案し、募集活動を行っています。募集活動は、高等学校及び受験者への入試要項・大学案内・過去問題集等の配付、高校訪問、大学進学説明会、テレビ CM、電車・バス車内のポスター掲示、受験雑誌への掲載、進学相談会への参加などです。特に、本学から発信して実施するオープンキャンパスと地域の中・高校の要望を受けて実施するキャンパス見学会は、受験生と父兄や生徒と中・高校の先生と本学教・職員が会合して意見を交わす唯一の機会であることから重要な広報活動と捉え、入試情報のほかに施設・設備の見学、実習体験を盛り込み全学的な協力体制のもとに取り組んでいます。平成 19 年度は計 8 回実施しました。

「人として広く知識を養うとともに深く学芸を教授研究し、知的・道德的及び応用能力を育成し、国民の福祉と文化の発展に寄与する“人間性豊かな医療人”を養成する」という理念・目的に基づき、教育理念・目的に到達できる能力・適性と学ぶ意欲を有し、将来医療人になると強い信念を持った学生を受け入れることを基本方針としています。

入学者選抜の方法は、次のとおりです。

a. 歯学部

- 推奨入学試験は、出身高等学校長の推薦書と出身高等学校からの調査書と小論文、面接試験を行い、それぞれ点数化して評価することにより選抜しています。特に、小論文は 4 人の入試委員が評価し、学力試験では測れない思考・展開・表現能力等を評価しています。
- 一般選抜入学試験は、理科系科目の学力の評価に重点を置いて、面接試験を併用し、入学志望者の歯科医師になることへの意志等の確認を行い評価しています。平成 17 年度から、面接試験に「奥羽大学の建学の精神」に対する質問項目を加え、目的意識をはっきりと受験生に聞くこととしました。なお、歯科医学は自然科学を主体としているので、入学後の履修を円滑にするため、学力試験では「理科」「数学」「英語」を課し、理科は「物理」「化学」「生物」のうちから一科目を選択させています。答案は平成 18 年度からマークシート方式に変え、より広く知識を問える出題としています。

iii) 帰国子女特別入学試験は、調査書、小論文、面接試験、学力試験の結果を入試委員が総合的に評価し合否を判定しています。また、平成20年度から高大連携公開講座の案内と講義内容を大学のホームページに掲載すると共にそれを福島県内の高校に送付しています。

b. 薬学部

i) 推薦入学試験

入学後の授業が理解できる学力を評価するために調査書の理数系科目に重点をおき、面接試験では人間性等を評価して選抜しています。なお、小論文では、科学的な見方が出来る能力を測ることにしています。

- ① 指定校推薦入学試験
- ② 公募推薦入学試験

ii) 一般選抜入学試験

平成17年度から平成20年度まで「英語」「数学」「化学」の3科目で実施していましたが、平成21年度から「英語」「数学」「理科」に改め理科は「生物」「物理」「化学」のうちから1科目を選択することにしました。

【点検・評価】

高校の行事や進路指導の時期・内容を把握して高校訪問を実施していることは適切です。

平成20年度にスタートした「高大連携公開講座」いわゆる「出前講義」は、地域社会に対して大学の教育研究内容の実際を紹介しており、大学の理解を求めるうえで有効であり、適切です。

偏差値や評定値に捉われず、人間性・個性・適性を重視した本学部の複数の入学者選抜方法は適切です。

【改善方策】

オープンキャンパスでは、参加者から「在学生の話を直接聞きたかった」という意見がありました。今後は参加者と在学生の対話の機会を設けてゆきます。

薬学部については、志願者の増加を図るために、現在行われている入学者選抜方法以外の多様な選抜方法を検討してまいります。

広報活動は、目的を明確にすることが重要です。「大学名を知ってもらう」⇒「大学に興味関心を持ってもらう」⇒「大学に行きたいという欲求を持ってもらう」というステップを積み重ねることで受験生の獲得に結び付けたいと考えています。受験生や高校生などを対象にした直接的な活動のほか、小・中学生や地域住民に本学の魅力を伝えるなど長期的な戦略を練っていく努力も必要と思われます。

i) 大学名を知ってもらうための方策

(イ) 将来を見据え、県内や隣接県の小・中学生まで視野を広げ、早い時期から地域の大学として認識してもらう。

- ・オープンキャンパスでサイエンスショーなどのイベントを開催
- ・小・中学校への出張講義

(ロ) 地域の大学として一般市民と交流を持つ。

- ・公開講座の充実

(ハ) 高校生に本学に対する興味や良いイメージのインパクトを与える。

- ・FM ラジオ等を利用して高校生に向けた情報発信

ii) 本学に興味関心を持ってもらうための方策

(イ) 本学ホームページは、これまで外部業者に委託して作成していましたが、教務課職員が作成すること、受験生と大学の距離をより近くにすることができましたことを機会として

- ・入試情報のほか、写真や動画を掲載して学生生活の様子を発信する。
- ・一方通行の情報提供ではなく、メールで質問などを受け付け、Q & Aの形で答える。
- ・携帯電話からアクセスできるようにする。

(ロ) 資料請求者へメールマガジンを発信する。

- ・資料請求者と継続的なコミュニケーションを保つ。

iii) 本学に入学したいという気持ちを持ってもらうための方策

(イ) キャンパス見学会の充実

- ・受験生や高校生が、気軽に相談ができるような雰囲気をつくり上げ、在学生の支援参加を促す。
- ・受験生や高校生から出された相談内容を今後の広報活動の参考とする。
- ・利便性を考慮したキャンパス見学会やオープンキャンパスを開催する。

(ロ) 新入生へのアンケート

本学を選んだ理由について調査を行い、今後の広報活動に役立てる。

これまでの募集活動・広報活動で足りなかつた「学内の連携」を強化する。イベント時に各部署から担当者を出すなど全学的な協力体制を整えて、職員の学生確保の意識を高め、総合的に取り組むことが必要です。現在までに実施したことを項目に分けて、それぞれを検証し今後の対応をする。

- 入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係
- 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

【現状説明】

a. 歯学部

建学の精神を受け人間性豊かな歯科医師を養成することを目的としている本学部では、複数の選抜方法によって、優秀な学生をとることを受け入れ方針としています。また、カリキュラムの中に入学した1年生の時から卒業する6年生までの全ての課程を通して、本学部が独自に設けた「歯科医療人間学」を学ぶことで、学生受け入れの際に示した到達目標の——好奇心旺盛で探究心を持ち、医療人となって社会に貢献する情熱を持ち、地域医療を支える強い心を持ち、医療現場に立つに相応しい倫理感を備えられるように——科目を配置しそれぞれの教員が授業を行っています。

b. 薬学部

「高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな薬剤師を養成する」ことを教育理念として、複数の選抜方法を実施して有能な人材を選抜することを受け入れ方針としています。従って、教育課程では、科学的思考ができ、人間性とのバランスがとれるようなカリキュラムを編成して、入学時から履修させています。

【点検・評価】

本学部の入学者受け入れ方針は、建学の精神を受けた学部の教育理念・目的・教育目標に沿った「人間性」を重視したものであり、本学の教育課程に「人間性」を重視したカリキュラムが組み込まれていることは適切です。

【改善方策】

建学の精神である「人間性豊かな医療人の育成」を実現するために、教育内容と教育方法を整備します。

- 入学者選抜試験実施体制の適切性
- 入学者選抜基準の透明性
- 入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

【現状説明】

入学者選抜試験の実施は、学長が試験委員長となって、各学部に管理委員と入学試験委員と入学実務委員から構成する入学試験委員会を置き、各学部長が副委員長となって実施しています。

- (1) 入学管理委員は、出題依頼、出題管理及び入学試験等に関する管理業務に当たる。
- (2) 入学試験委員は、実施要項の作成、採点基準及び、入学者選考業務等に当たる。
- (3) 入学実務委員は、入学希望者の進学指導と助言活動及び入学試験実務等に当たる。

本学部における入学者の選抜基準は、受験科目ごとの得点を総合計し、合計点数の高い受験者から順に合格としています。各評価項目はすべて点数化し総合的な評価を行っています。合格者は、入試委員会より提出された原案に基づき教授会の議を経て決定し、発表しています。

【点検・評価】

入学者選抜試験実施のために奥羽大学入学者選抜規程を設けていることは適切で、その規程に則って入試を行っていることは妥当です。

- 各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

【現状説明】

本学では、年度毎に入試委員会が得点状況をはじめとする入試結果のデータと分析結果を検証し出題者に伝えています。

【点検・評価】

入試委員会が年度ごとの問題の難易度を検証し、出題者に伝えていることは翌年度からの入試問題を作成する上で適切です。

【改善方策】

学部の教育課程と出題した入試問題との関連を検証して、密による要がある。

○科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

【現状説明】

a. 歯学部

「奥羽大学歯学部聴講生及び委託生規程」に、聴講生とは、所定の科目の一部について修学を許可された者をいい、委託生とは、官公庁、法人又は外国政府等からの委託により本学所定の授業科目の一部について、修学を許可された者と規定しています。

平成15～19年度の聴講生については次のような在籍状況です。

歯学部における聴講生数 (女子)					
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
聴講生数	2 (1)	8 (0)	5 (0)	8 (2)	16 (3)

b. 薬学部

実施していません。

【点検・評価】

歯学部における聴講生の数が漸次増加していることは、歯学部の授業科目が評価されていることで適切です。

【改善方策】

歯学部卒業生だけでなく、他大学、他学部に在籍あるいは卒業した者も積極的に受け入れていきます。

- 学生収容定員と在籍学生数、(編) 入学定員と (編) 入学者数の比率の適切性
- 著しい欠員ないし定員超過が恒常に生じている学部における対応策とその有効性

【現状説明】

a. 歯学部

歯科医師過剰問題が歯科医師会で取り上げられ監督庁と協議された結果報告を私立歯科大学協会が受けた結果、募集人員を 20% 自主削減することになり、本学部では入学定員（当時 120 名）100 名、収容定員は 600 名のところ現在の在籍学生総数は 599 名で、充足率は 99.8% です。

b. 薬学部

平成 17 年開設時の入学定員は 200 名で収容定員 800 名のところ、平成 19 年度と平成 20 年度の 2 年間は連続して入学定員を充足できなかったことから、現在の在籍学生数は 572 名で充足率 71.5% です。特に平成 20 年度の入学生は 55 名で入学定員に対する充足率は 27.5% と極めて低調でした。

【点検・評価】

a. 歯学部

募集人員と入学者数の比率については、1 : 1 の関係であり、適切です。

b. 薬学部

全国的な薬科大学・薬学部の新・増設と 18 才人口の減少が負の相乗効果として働いたと思われ、学生募集を取り巻く環境が厳しさを増した。

【改善方策】

a. 歯学部

入学志願者が減少の傾向にあることから大学の評価を上げて定員確保を維持すること。

b. 薬学部

平成 21 年度の学生募集について見直しを図り、定員を 200 名 → 140 名に収容定員を 1,200 名 → 840 名、入学金を 60 万円 → 20 万円に年間授業料を 180 万円 → 150 万円に削減して、4 年制度から 6 年制度移行に伴う経済的負担を軽減し、より多くの優秀な学生を集めて地域に貢献する。

○退学者の状況と退学理由の把握状況

【現状説明】

a. 歯学部

本学部の退学者は、平成17年度4名、平成18年度12名、平成19年度8名でした。退学理由は、進路の変更、経済的な理由、成績不振などでした。第1・第2学年での進路変更は、歯学への適性がないことを学生本人が判断したものです。成績不振による退学者は、一年間で1名に満たない状況です。

b. 薬学部

本学部の退学者は、平成17年度1名、18年度7名、19年度12名でした。退学理由は、経済的理由、進路の変更、健康上の理由などでした。進路変更をした者が多く、薬学への適性がないことを学生本人が判断したものです。

【点検・評価】

a. 歯学部

いかなる理由であれ、退学者が出ることは、教育課程と教員の指導の中に原因があったと捉えます。

b. 薬学部

退学者の中に進路変更を理由とする者が多く見られたことから、入学者受け入れ方針を受験生に正確に伝えていくことが必要です。

【改善方策】

今後とも、退学者を出さないよう教育課程の整備と教員の指導を徹底します。

(2) 大学院歯学研究科における学生の受け入れ

【到達目標】

広く門戸を解放し、研究意欲旺盛で、将来優れた研究者として活躍でき、歯科医学・歯科医療を通じて社会に貢献できる資質を持った人材を受け入れる。

○大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

【現状説明】

「学生募集要項」を学内に掲示し、本学のホームページにも掲載し、研修歯科医と本学歯学部学生と全国歯科大学歯学部に配付しています。平成19年度から実施している社会人特別選抜入学制度については、同窓会や歯科医師会を通じて開業医等への広報活動を行っています。

募集定員は18名（社会人特別選抜を含む）で、入学試験は年3回行われています。入学願書の受け付けは入学試験期日に対応して設定しています。学生募集要項を公表し、広く門戸を開放するとともに、入学試験を3期に分けることにより出願者が適当な時期に受験できる措置をとっています。

選抜は、調査書、成績証明書等の書類審査と、語学試験及び専攻分野の口頭試問の結果を総合して行い、合否の結果は出願者に文書で通知しています。語学試験は英語または独語の筆記試験を課しており、合否判定を行う大学院研究科委員会の席上で試験問題を公表し、各委員の合否判断の資料としています。判定基準は、語学試験と口頭試問の点数合計が60%以上を合格としています。

平成16年度から平成20年度までの大学院入学者

年 度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
入学者数	7	10	3	10 (6)	13 (1)

() 内は、社会人特別枠選抜者

【点検・評価】

平成18年度の臨床研修義務化により臨床研修がスタートしたことから入学者の減少につながったと判断して、平成19年度から社会人特別選抜制度を設けたことは適切です。

【改善方策】

社会人特別選抜入学制度の広報を充実し、入学生の増員を図り定員の充足に努めること。

○成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、こうした措置の適切性

【現状説明】

実施していません。

○他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

【現状説明】

本研究科は公募制を採っており、国籍を問わず門戸開放を原則としています。また、社会人特別選抜制度を設け、より広く社会に門戸を開放しています。

他大学歯学部の卒業者で本研究科に入学した学生は、現在3名在籍しており、そのうち社会人特別選抜制度による者は2名となっています。

【点検・評価】

社会人を平成19年度から受け入れるような制度にしたことは適切です。

○「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

【現状説明】

実施しません。

○大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

【現状説明】

平成19年度から「社会人特別選抜者入学制度」を実施して、平成19年度入学者6名、平成20年度入学者1名、現在計7名が在籍しています。

【点検・評価】

時代の要請に応え社会に広く門戸を開放する目的で、「社会人特別選抜者入学制度」を導入したことは適切です。

【改善方策】

本学に在籍する助手を社会人選抜枠として受け入れること。

- 大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性
- 著しい欠員ないし定員超過が恒常に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

【現状説明】

大学院の定員と在籍学生数の状況は、収容定員 72 名に対して、現在 37 名の大学院生が在籍し充足率は 51.4%です。

【点検・評価】

平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度の収容定員に対する在籍学生比率は、平成 16 年度 (34.7%)、平成 17 年度 (36.1%)、平成 18 年度 (31.9%)、平成 19 年度 (41.7%)、平成 20 年度 (51.4%) と徐々に増加傾向を示しています。

【改善方策】

歯科医師臨床研修医制度の義務化により、歯学部卒業と同時に大学院へ入学してくる者は皆無となりました。今後は、歯学部に在籍する学生に対して大学院への入学を働きかけることや、直接的な入学対象となる臨床研修歯科医師に対して大学院の魅力を積極的にアピールしていくこと。

5. 学生生活

【到達目標】

学生が心身ともに健康で、衛生的かつ安全な環境で勉学・学生生活を送れるようにすること。

○奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

【現状説明】

本学の奨学金制度の適用は、人物・学力ともに優れ、かつ健康でありながら経済的な理由により就学が困難な学生を対象にしています。日本学生支援機構の奨学金制度があり、推薦基準を満たした学生の中から選考し、5月に日本学生支援機構に推薦し、受給できる状況にあります。地方公共団体や民間の奨学金制度については、公募があればその都度掲示して申請しています。本学独自の「影山晴川育英奨学金」があり、給付資格のある学生の中から選考されます。これは褒賞金としての性格を有し、学生の勉学意欲の向上に寄与しています。歯学部父兄会は、歯学部学生が経済的理由により就学継続が困難となった際、所定の金額を無利子で貸与し救済する共済基金を設けて、授業料の納付が困難な学生の救済に役立っています。

i) 奨学金

・ 日本学生支援機構奨学金（旧・日本育英会）

「日本学生支援機構奨学規程」に定められた基準に従って選考し、大学として推薦しています。希望者全員が奨学金を受給できる状況にあります。過去5年間の受給者の推移は以下のようです。

奥羽大学日本学生支援機構からの受給者の推移 () 内は新規受給者

年 度	一 種		二 種		合 計
	歯学部	薬学部	歯学部	薬学部	
平成 15 年度	22 (11)		72 (18)		94 (29)
平成 16 年度	27 (5)		122 (15)		149 (20)
平成 17 年度	30 (4)	30	88 (16)	86	234 (20)
平成 18 年度	28 (4)	55 (23)	82 (13)	165 (80)	330 (120)
平成 19 年度	19 (3)	68 (14)	58 (7)	201 (39)	346 (63)

・ 地方自治体奨学生

地方自治体より貸与される奨学金であり、薬学部学生1名が受けています。

・ 奥羽大学影山晴川育英奨学基金

成績・人物ともに優れている学生が選考されて奨学金が授与されます。入学時に各学部毎に2~3名（1名につき50万円）計4~6名、2・3・4年の終了時に各学年から2名（1名につき20万円）に授与され、年度毎計8~9名の学生が授与されます。

・奥羽大学歯学部父兄会共済基金

貸与金は学生一人当たり 350 万円（年間授業料相当額）を限度とし、卒業後 2 年目より貸与時の返済計画に従って返済します。現在の貸与学生は 19 名で、これまでの貸与学生総数は、昭和 50 年に開設されてから 165 名です。

ii) 保険制度

父兄会が負担し、（財）内外学生センターが運営する以下の保険に入っています。

・学生教育研究災害傷害保険

正課中、学校行事中、課外活動中または通学中等に、不慮の事故により傷害を受けた場合、保険金の給付が受けられ、本学に在籍する全学生が加入しています。

・医学生教育研究賠償責任保険

歯学部第 5 学年が臨床実習を行う際に、不慮の事故により他人に怪我をさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償責任を補償します。

・学生教育研究賠償責任保険

薬学部の学生は、早期体験学習やインターンシップ、病院・薬局実務実習の際に、不慮の事故により他人を怪我させたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償するため、父兄会の負担により、（財）日本学生支援協会が運営する賠償責任保険に加入しています。

iii) 本学では平成 20 年 3 月に地元金融機関（大東銀行・東邦銀行）と本学学生に対する教育資金の融資優遇制度協定を結んでいます。

【点検・評価】

「歯学部父兄会共済基金」は例年 2~3 名の学生が保護者の経済状況の変化等により貸与を希望した際には、希望者全員が 1 年間の授業料全額の貸与が認められています。これらの制度の設置は、学生の勉学意欲を鼓舞するとともに、就学継続を可能とし、「奥羽大学影山晴川育英奨学基金」は成績優秀者に与えられ、学生の勉学意欲の向上に寄与しており適切です。

【改善方策】

経済的援助をするシステムを整備するために、今後さらに、多くの金融機関と提携し、学生が便宜供与を受けられる措置を講じていきます。

○学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮の適切性

【現状説明】

本学にはカウンセリング室があり、臨床心理士資格を有するカウンセラーが常駐し学生の相談を受けています。生活相談のためにカウンセリング室を訪れる学生数は年間 100 名/年を超えていて、その他、学年主任とクラス担任が、個々の学生の学業を含む学生生活全般についての指導や相談に携わっています。

カウンセリング室来訪学生数

平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
115 名	125 名	116 名	119 名	139 名

学生の健康管理のために以下のようないくつかの対応を行っています。

- ・附属病院には内科、外科、歯科の診療室があり、学生の日常の健康相談に応じるとともに病気や怪我の手当てを行っています。
 - ・疾病の早期発見を目的として、「学校保健法」の定めにより定期健康診断（毎年実施）を全学部の全学年に義務付けています。
 - ・学生の正課中、課外活動中及び登下校中遭遇する事故に備えて、入学時に全学生が「学生傷害保険」に加入しています。
- i) 特に歯学部では感染症対策として、毎年歯学部第 4、第 5、第 6 学年の学生に、HBs 抗原抗体検査を実施し、第 5 学年時の臨床実習に備えて第 4 学年学生は B 型肝炎ワクチンの接種を勧めています。
 - ii) 「奥羽大学歯学部父兄会附属病院医療費助成制度」を設け、歯学部学生が、本学歯学部附属病院で受診した際の、初診費用分を助成しています。

大学周辺の道路事情や公共交通機関の状況により、通学の手段として自家用車を用いる学生が多いので、大学へ届け出て許可を得ることを義務付け、学内駐車場を利用する者は「車両運転通学許可証」を受け、本学主催の交通安全講習会（毎年 6 月開催、警察署係官の講演）を受講することを義務付けています。

【点検・評価】

奥羽大学歯学部父兄会附属病院医療費助成制度は、学生の負担を軽くしてより適切です。

交通安全講習会は、交通事故への危機認識を高めているので効果的です。

【改善方策】

平成 21 年で 4 年制薬学部が完成年度を迎えるので、今後は薬学部も歯学部同様の域に高めること。

○ハラスメント防止のための措置の適切性

【現状説明】

平成 16 年 4 月 1 日「学校法人晴川学舎服務規程」の第 3 章服務規律の第 9 条第 2~5 項にセクシャル・ハラスメントに関する項を追加し、それに従ってセクシャル・ハラスメントに関する「奥羽大学セクシャルハラスメント防止等に関する規程」・「奥羽大学セクシャル・ハラスメント防止委員会規程」・「奥羽大学セクシャル・ハラスメント調査委員会規程」を定めました。さらに、平成 19 年 4 月 1 日に「奥羽大学ハラスメント防止等に関する規程」・「奥羽大学ハラスメント防止委員会規程」・「奥羽大学ハラスメント調査委員会規程」を定めて、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントに対処できるようにしました。

年度初めのオリエンテーションで全学生に「セクシャル・ハラスメント防止」について説明し、セクシャル・ハラスメント防止のパンフレットを配付しています。

平成 18 年 8 月 30 日に、財団法人「21 世紀職業財団」の研修専任講師を招き、「職場のセクシャル・ハラスメントの防止のために」という演題に講演会を開催したところ、職員の 99% が参加しました。その際財団法人 21 世紀職業財団から「職場のセクシャル・ハラスメントの防止のために」(管理職用) というパンフレットが全員に配付されました。この時奥羽大学セクシャル・ハラスメント防止委員会作成の「セクシャル・ハラスメント・ガイドライン」も配付しました。

セクシャル・ハラスメントに関する相談の対応とセクシャル・ハラスメント問題における被害者の救済とセクシャル・ハラスメントの防止に関する情報収集と研修及び啓発活動を取り扱うためにセクシャル・ハラスメント防止委員会を設置しました。

防止委員会は平成 17 年度 8 回、平成 18 年度 7 回、平成 19 年度 5 回開催しました。また、防止委員の資質の向上のための研修会を、平成 17 年度 4 回、平成 18 年度 4 回、平成 19 年度 2 回行いました。毎年開かれる外部の研修会に委員が数人ずつ参加しています。

セクシャル・ハラスメントに関する相談は、平成 17 年度に 11 件、18 年度に 9 件、19 年度に 5 件あり、いずれの相談も相談員のレベルで問題を解決しています。

セクシャル・ハラスメント防止ポスターは、大学構内 10 カ所の掲示板に掲示しているほか、「奥羽大学報」に防止委員会委員長が毎年数回寄稿して、セクシャル・ハラスメント防止の啓蒙を行っています。

【点検・評価】

セクシャル・ハラスメント防止委員会の積極的な活動で安全な環境づくりをできたことは適切です。

【改善方策】

今まで、セクシャル・ハラスメントに関する訴えや相談はわずかでした。今後、ハラスメントのない健全で快適なキャンパス環境を醸成し維持するために、統合的で実質的な全学研修を実施し、ハラスメントの予防強化に努めます。

○生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況

【現状説明】

カウンセラーやアドバイザーとして、臨床心理士1名と上級教育カウンセラー1名の計2名を配置し、学生の生活と相談、進路の相談にあたっています。

平成19年度学生カウンセリング(人数) (平成20.3.31現在)

問題領域分類	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
修学相談 (学業・休学等)	18	10	0	0	5	12
進路相談 (将来の方針等)	5	5	0	0	6	14
適応相談 (人格・対人関係等)	10	5	0	0	6	12
健康相談 (身体・精神等)	5	15	0	0	0	0
生活相談 (経済・住居問題等)	5	0	0	0	0	0
小 計	43	35	0	0	17	38

【点検・評価】

悩みを持って相談に来た学生は、授業に遅刻・欠席しがちでしたが、面談後は、就学意欲を持つようになりました。カウンセリングは学生にとって不可欠なものとして適切な方法です。

○学生の進路選択に関わる指導の適切性

【現状説明】

専門職大学学部であることから、卒後の就職に関する指導・相談の該当件数はそれほど多くありません。

歯学部では、学外からの研修医を含む歯科医師募集や大学院入学の案内は、学生用掲示板に掲示しているだけで、学生の就職活動を支援する独立した組織は設けていませんが、個々の学生からの就職・進路相談には、全ての職員が対応しています。

薬学部では、教員組織の中の就職委員会が学生課職員と連携し、学生の就職活動を支援して必要な情報を提供しています。

- ・歯科医師過剰時代の到来により、今後は大学の直接支援の必要性が出てくるかもしれません。
- ・薬学部から初の卒業生を出すのが平成21年3月で、現在のところ入学定員の1割程度の学生からの相談を受けています。

【点検・評価】

適宣、対応してますことは適切です。

○就職担当部署の活動の有効性

【現状説明】

歯学部では研修終了後の歯科医師のために、病院や個人開業歯科医院からの求人状況等を掲示し、学生課の求人ファイルを閲覧できるようにしています。

薬学部では、総合病院薬局や調剤薬局や製薬会社から寄せられている求人を学生課に置くファイル化を閲覧できるようにしています。

【点検・評価】

必要な情報を学生課でファイルして自由に閲覧に供していることは適切です。

○学生の課外活動に対して大学として組織的に行ってている指導、支援の有効性

【現状説明】

「学友会」は、学生自身が主体的に組織し、代表を決めて課外活動を運営しています。体育会系クラブ 21 団体と文化系クラブ 6 団体が所属しています。大学はクラブ活動などの課外活動に対して、1 団体ごとに教員（准教授、講師）1 名が顧問となり、課外活動の活動を支援しています。

【点検・評価】

クラブ活動などの課外活動に対して、大学が組織的に支援していることは適切です。

6. 研究環境

【到達目標】

僅かでも、一つでも多く教育と臨床に反映させるための研究を推進できるように、常に環境を整備する。

○論文等研究成果の発表状況

a. 歯学部

【現状説明】

研究は、教育と並んで教員の業績を評価する重要な柱であり、教育の向上には不可欠な基盤として位置付けられます。本学部の教員の論文等の発表状況は次のとおりです。

論文の発表状況

	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	著書	論文	著書	論文	著書	論文	著書	論文
教授	13	92	26	101	17	98	17	59
准教授	8	28	5	39	1	41	3	38
講師	1	17	6	18	2	20	1	22
助教	1	25	2	33	0	36	0	19
助手	2	4	4	7	0	17	1	17
合計	25	166	43	198	20	212	22	155

IF のある学術雑誌への掲載数と IF の合計

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
基礎系 (9 分野)	論文数	11	13	14	14
	IF 合計	81. 984	38. 591	29. 343	36. 460
臨床系 (10 分野)	論文数	5	3	3	4
	IF 合計	7. 538	6. 531	5. 623	5. 322

【点検・評価】

インパクト・ファクターの高い雑誌への掲載数を示しました。研究活動は徐々に増えてきています。助教・助手の研究評価ポイントが低い点は今後の課題です。特に今後は、教員各自の研究に対する認識を高め時間的配分意識を持たせる必要があります。

【改善方策】

研究論文数を増やし、IF のある学術雑誌への投稿を奨めること。

b. 薬学部

【現状説明】

本学部における教員の論文等の発表状況は次のとおりです。

論文の発表状況

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	著書	学術論文	著書	学術論文	著書	学術論文
教授	15	20	4	46	6	21
准教授	0	15	1	21	4	13
講師	3	3	1	10	5	7
助手	0	6	0	11	0	26
合計	18	44	6	88	15	67

IF (インパクト・ファクター) のある学術雑誌掲載の推移は次のとおりです。

IF のある学術雑誌への掲載数と IF の合計

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
論文数	27	60	29
IF	60. 391	127. 577	65. 836

【点検・評価】

平成 17 年度から 19 年度までに開催された「奥羽大学薬学部公開セミナー」は、学内研究者同志の意思疎通に大いに役立ち、共同研究のテーマ数の増加につながりました。

○附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学・大学院との関係

【現状説明】

本学歯学部には次に示す 4 つの共同研究施設があります。各施設に関する利用規程と委員会と管理責任者を設けて共同の研究施設研究機器の管理と、整備と利用を円滑に行っております。

i)組換え DNA 実験室

平成 3 年に共同研究施設として実験室が開設されて、P2 レベルの組換え DNA 実験室として実験設備と機器の整備が進められ、組換え DNA の手法を伴う最先端の遺伝子研究に利用しています。平成 15~19 年度における組換え DNA 実験計画の件数と利用登録者数を表に示します。平成 19 年度の、利用登録者数は 27 名となっています。

組換え DNA 実験計画の件数と利用登録者数

	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年度		平成 19 年度	
	歯学部	歯学部	歯学部	歯学部	薬学部	歯学部	薬学部
実験計画件数	4	4	5	5	3	6	4
利用登録者数	12	12	15	18	4	22	5

実験室は登録研究者により、細胞培養並びに細胞への遺伝子導入と組換えプラスミドDNAやRNAの抽出・精製などに利用されています。機器の使用頻度は高く共同研究施設として効率的に運営され、先端的基礎医学研究を行うための施設として高い利用価値があります。実験室内は整理・整頓に気配りした清潔な研究環境が保たれています。

ii) 放射性同位元素共同研究施設

生命現象の解析の研究及び薬学部の学生実習で放射性同位元素が利用されています。

- 施設の管理・運営

施設は「放射線同位元素等による放射線の障害防止に関する法律」（以下「放射線障害防止法」という。）の規定に基づいて「奥羽大学放射線障害予防規程」を定め運営しています。施設の管理は放射線取扱主任者及び放射線管理責任者の資格にある者が当たり、施設長を委員長とした放射線安全委員会が施設の管理と運営に関する事項を企画・審議しています。

「放射線障害防止法」により、毎月 1 回放射線量及び汚染を測定し、施設の保守点と定期自主点検を年 2 回ずつ行って、施設の維持・安全管理に努めています。

- 施設の利用状況

施設には、3~4 人程度の業務従事者が同時に実験を行える実験室が 3 室あります。施設使用登録を受けた業務従事者数（学生実習の学生数を除く）を表に示します。

過去 5 年間の施設の登録人数、利用日数及び稼動時間（学生実習は除く）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
登録人数	15	16	13	23	18
(うち歯学部)	15	16	12	13	13
(うち薬学部)	-	-	1	10	5
利用日数	115	76	137	126	98
稼動時間	218	148.5	263.5	370.5	248.5

- 個人被ばくの管理及び健康診断

放射線による個人被ばくを管理するために、業務従事者は放射性同位元素取扱作業時にルクセルバッジを装着することが義務付けられ、1 ヶ月ごとの被ばく線量を測定し個人の外部被ばく線量を管理しています。

「放射線障害防止法」及び「労働安全衛生法」に基づき、業務従事者の健康診断については、所定の項目に関して年 2 回行っています。健康診断は健康管理責任者である医師が行っています。

○ 教育訓練

「放射線障害防止法」に基づき、業務従事者に対して教育訓練を毎年5月に1回行っています。新規登録者については、所定の項目に関し所定の時間の教育訓練を受講することが義務付けられています。

iii) 動物実験施設

平成4年度に「奥羽大学動物実験規程」と「奥羽大学動物実験委員会規程」と「奥羽大学動物実験研究施設施行規則」を定めましたが、平成19年度に動物飼育施設として遺伝子組換動物の使用に関する法律の改正に伴い、動物の飼育や取り扱い方のほかに、動物を実験動物として使用する際の倫理に関する取り決めを「動物実験計画書」「動物実験研究施設利用申込書・搬入届」に盛り込んで、従来の規程を改正して整備しました。

実験動物施設の年間利用者数と「実験計画書」の提出数

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
動物実験計画書	*	*	22	26	34	38
年間利用者数	685	1,665	2,499	3,252	2,882	-

*明細が不明。

iv) 電子顕微鏡施設及びX線微小部分析研究施設

平成4年度に「奥羽大学電子顕微鏡施設及びX線微小部分研究施設施行規則」を定め、遅滞なく運営されています。

電子顕微鏡施設利用状況（延べ人数）

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
SEM	26	20	22	33	30
TEM	0	6	5	1	0

【点検・評価】

共同研究施設の研究成果は、国際的専門誌に論文として発表しています。これらの共同研究施設は、本学の先端的医学研究で重要な役割を果たしており適切です。

【改善方策】

共同研究施設の維持経費を大いに超える使用経費となるよう利用率を高める。

○個人研究費、研究旅費の額の適切性

a. 歯学部

【現状説明】

個人研究費として、教授・准教授は年 40 万円、講師には年 30 万円が支給され、消耗品と学会出張旅費に殆どが費やされています。

【点検・評価】

各個人の適正配分による使用が届いているので適切です。

b. 薬学部

【現状説明】

個人研究費として、教授・准教授・講師には年 60 万円が支給されるほか、共同研究費としてが一人当たり平均 35 万円が支給されます。消耗品と研究旅費に殆どが費やされています。

【点検・評価】

各個人の適正配分による使用が届いているので適切です。

○教員個室等の教員研究室の整備状況

a. 歯学部

【現状説明】【点検・評価】

本学部の研究室は、教授室、講座研究室、大学院研究室が設けられています。各研究室は学内 LAN が敷かれています。教員は主として自講座の研究室で実験等の研究活動を行っています。

臨床系の講座は教員の数が多いことから、一人当たりの研究室面積が基礎系と比べて手狭なこともあります。

【改善方策】

研究室の確保については充足していますが、研究室の往来・交流については改善が必要ですので今後の課題として、研究室の配置換え等による解決を検討します。

b. 薬学部

【現状説明】【点検・評価】

教授、准教授及び専任講師全員に平均 20.2 m^2 の個室が設けられています。各研究室は学内 LAN が敷かれています。教員個室のほかに、研究室も確保してあるほか、中央機器室に各種大型実験機器があり、自由に使用できます。

○教員の研究時間を確保させる方途の適切性

【現状説明】【点検・評価】

大学は研究施設の時間的な制限をしていません。教員が研究する時間は確保されています。警備員も常駐してセキュリティも万全です。

【改善方策】

教員の研究意欲の昂揚を図り、施設利用率の向上に努めます。

○研究活動に必要な研修機会確保の方策の適切性

【現状説明】

各領域および各講座の主任が、教員及び研究生に対して専門とする学会への参加を奨励し、研究成果を発表する機会を多く持つように指導しています。教員の学術研究の促進及び資質の向上に寄与するために「奥羽大学国内研修規程」並びに「奥羽大学教員の海外留学に関する規程」が定められています。また、平成19年4月には、教育・研究水準の向上を図る目的で「奥羽大学特別研究期間（サバティカル・リープ）に関する規程」を定めました。特別研究期間は、学期の始めから1年間又は半年間となっており、この期間中は授業及び校務が免除され、研究に専念できるようになっています。

【点検・評価】

国内研修、海外留学及び特別研究期間の制度は、教員が学術研究を推進するうえで有用な機会であり適切です。

【改善方策】

特別研究期間の制度の存在を教員に徹底する。

○共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

a. 歯学部

【現状説明】【点検・評価】

制度としては本学にはありませんが、教員から施設・設備の要求があった時は、次年度に対応実現しております。他大学教員と共同研究を行っている本学教員は存在しており、共同研究の一切について教員自身の自主的判断に任せております。

b. 薬学部

【現状説明】

本学部では、平成 17 年度開設時から、毎年 1,000 万円の学内共同研究費が予算化され、提出された共同研究申請書を学部内に設置した「共同研究費配分審査委員会」の審査を経て配分しています。共同研究は、薬学部と歯学部の垣根を越えて申請が可能であり、重複申請も可能ですが、予算は薬学部教員に配分されます。平成 17 年度は、8 課題と少なかったが、平成 18 年度は 13 課題、平成 19 年度は 17 課題に学内共同研究費が配分されました。研究課題は年々増加しております。研究活動の活性化がうかがえます。これらの中で、本学部と歯学部教員の共同研究は、平成 17 年度で 2 件、平成 18 年度と平成 19 年度で各 1 件ずつでした。

【点検・評価】

本学部は、学科目制をとっていますが、研究は各個に行っても共同で行っても自由で個人意志に任せられているのは適切です。

○科学研究費補助金および研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

a. 歯学部

【現状説明】

外的競争資金の導入額は増加傾向にあります。その採択状況は、次に示すとおりです。

科学研究費補助金の採択状況

学 部	科学研究費								
	平成 17 年度			平成 18 年度			平成 19 年度		
	申請件数	採択件数	採択率	申請件数	採択件数	採択率	申請件数	採択件数	採択率
歯学部	70	5	7.1%	73	3	4.1%	79	4	5.1%
薬学部	1	1	100%	34	4	11.8%	42	3	7.1%
計	71	6	8.5%	107	7	6.5%	121	7	5.8%

質の高い研究を行うように、絶えず喚起しており、インパクト・ファクターの高い専門雑誌への掲載と科学研究費補助金をはじめとする競争的研究費の確保に学部一丸となって努力しています。

【点検・評価】

教員の研究・業績集を2・3年ごとに作成し公表しています。平成18年度発行の『大学院教員の研究業績集』から掲載雑誌のインパクト・ファクターを記載しています。科学研究費補助金をはじめとする競争的研究費の獲得状況については『奥羽大学報』にも掲載し、公表しています。

【改善方策】

一人でも多くの研究者に科学研究費と研究助成財団への研究助成金を申請し採択される機会を高めるよう大学が奨励する。

b. 薬学部

【現状説明】【点検・評価】

本学部の文部科学省科学研究費の申請件数は、平成18年度に34件、19年度に42件と増加しています。その採択件数は4件と3件です。

- 研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性
- 研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性

【現状説明】

厚生労働省の「臨床研究にかかる指針」や「ヘルシンキ宣言」の趣旨によって、人を対象とした研究に対する倫理的配慮の必要性を勘案して平成17年に「奥羽大学倫理審査委員会規程」を定めました。

研究を倫理面から監視・監督するために、ヒトを用いた研究に関しては「奥羽大学倫理審査委員会」(以下「倫理委員会」という。)を、動物を使用する研究には「動物実験委員会」をそれぞれ設置しています。倫理委員会は学外者を含め医師、歯科医師、薬剤師、歯科臨床研究者、歯科基礎研究者、薬学研究者、人文・社会科学専門家及び法律家によつ構成し、その中から倫理審査委員長を選出し運営しています。提出された研究計画は事前に毎月開催する学内部会で審査して、問題ないと判断された“研究計画”が年4回開催される倫理審査委員会に諮られます。これらの研究計画は「臨床研究に関する倫理指針」(厚生労働省平成15年7月)を遵守して厳重に審査し、倫理的に問題のない研究に許可しています。

平成18年度と19年度の申請状況

年度	平成18年度	平成19年度
歯学部	2件(承認2件)	9件(取り下げ1件・承認8件)
薬学部	4件(承認3件・保留1件)	4件(承認4件)
合計	6件	13件

動物を用いた研究については、研究者が動物実験計画書を動物実験委員会に提出します。動物実験委員会が動物実験計画書を審査し、適正と認めた動物実験だけを行っています。

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
動物実験	17件	20件	45件

ヒトを用いた研究に関しては、倫理委員会がそれぞれの研究計画の点検・評価を行っています。研究計画を変更する際は、変更点を倫理委員会に提出し承認を受けることにしています。

また、研究計画が長期間に及ぶ研究については、1年ごとに研究計画書を倫理委員会に提出し、研究の適切性について審査を受けています。

【点検・評価】

動物実験についても動物実験委員会が適切性を確認して、倫理面の問題が生じた場合は直ちに研究を中止させることにしています。提出された実験計画数は、臨床研究を主体としたヒトを用いた実験及び動物実験ともに年度ごとに増加しており、本学における研究の活性化がうかがえます。原因として、教員各自のリサーチ・マインドの高揚と薬学部教員が参画したことによる研究の広がりが考えられます。**研究の活性化が進んでいることは適切です。**

【改善方策】

今後、充実した FD 活動を行うために、学外で倫理に関する講習会等の開催があった時は本学の倫理委員と動物実験委員を研修のために積極的に参加させ、その結果を学内で講習会を開催し研究者に積極的に伝えて倫理観の向上を図り、質の高い研究ができるようとする。

7. 社会貢献

【到達目標】

本学が医療施設である附属病院を有し、歯学部と薬学部からなる教育機関であることを機会あるごとに積極的に広め、地域社会において多くの理解を得ること。

○社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

【現状説明】

教育機関であることから、社会にいつでも開いている窓口は歯学部附属病院です。

そのようなことから、

i) 歯学部附属病院の診療に歯学部と薬学部の教育課程の一部を組み込んでいます。

ii) 県や市から各種委員の委嘱を受けて、地域社会に協力しています。

委員等の委嘱については、次のとおりです。

- 市文化財保護審議会 ○ 市環境審議会 ○ 健康ふくしま 21 評価検討会
- 青少年健全育成事業 ○ 県歯科保健対策協議会 ○ 県文化功労賞審議会
- 県歯科技工士試験 ○ 県国民健康保健診療報酬審査 ○ 市衛生検査精度管理専門委員
- 県野生動植物保護 ○ 市廃棄物減量等推進審議会 ○ 動物実験審査委員会
- 市総合計画審議会 ○ 歯・口の生活習慣病関連事業検討会 ○ 市公共事業評価委員会
- 薬剤師試験 など
- 附属病院内に特設ギャラリーを設けて、地域住民から寄せられた絵画、写真、工芸品(障害者施設から)川柳などを展示し、来訪者に供しています。

iii) 年一回学生が主催する「奥羽祭」の会場として大学を市民に開放して、各種展示コーナーを設け、

○ 歯・口腔と健康についてをテーマとして、「歯みがき指導」や「歯垢採取して顕微鏡で観察」したり、「一次救命の講習会」ほか、「お笑いライブ」、「コンサート」、「模擬店」などで市民との交流をすすめています。

iv) 平成 20 年度から「高大連携公開講座」を実施しています。県内の中学校・高校に教員が出向き自己の研究テーマに関する最先端の研究について生徒に説明しています。

【点検・評価】

地域住民と学生と大学が交流していることについては、全学あげて開催している「奥羽祭」が企画・立案の段階から学生が市中を巡り自営業者や各店舗からの協力と参加を得ていることや、地方自治体からの依頼に応えている実際は、年々その輪の拡がりみせていることから適切です。

【改善方策】

本学々生の教育の実を上げ、社会との協調意欲を高めること。

○公開講座の開設状況とこれへの市民の参加状況

【現状説明】

平成元年に「奥羽大学公開講座規程」を制定し、地域住民の知的、文化的水準の向上のために、文学部が主体となって公開講座を開催してきました。平成17年からは薬学部と歯学部が連携し、薬学・歯学の理解を深めるテーマで開催しています。

・平成17年度 テーマ「お口と体の健康」

第1回 平成17年9月24日

- 「歯科疾患と全身の関係」
「くすりのききめを科学する」

歯学部
薬学部

第2回 平成17年10月1日

- 「歯周病の原因と予防」
「高血圧とくすり」

歯学部
薬学部

第3回 平成17年10月15日

- 「口臭と口腔乾燥症」
「糖尿病とくすり」

歯学部
薬学部

第4回 平成17年10月22日

- 「睡眠時無呼吸症候群」
「健康食品とくすり」

歯学部
薬学部

・平成18年度 テーマ「高齢社会を健康に過ごすために」

第1回 平成18年8月26日

- 「歯科からみた高齢者の健康とは」
「高齢者とクスリの効き目」

歯学部
薬学部

第2回 平成18年9月9日

- 「噛むことと認知症」
「メタボリックシンドロームと老化」

歯学部
薬学部

第3回 平成18年9月30日

- 「お口からはじめる老化防止」
「老化防止の薬はできるか？」

歯学部
薬学部

第4回 平成18年10月14日

- 「食事を美味しく食べるため」
「ボケを防止するために」

歯学部
薬学部

・平成19年度 テーマ「奥羽大学健康宣言2007」

第1回 平成19年8月25日

- 「潜在能力を発揮させるマウスガード」
「男性不妊症治療の現状と将来」

歯学部
薬学部

第2回 平成19年9月8日

「福島近県の薬用・食用植物と有毒植物」 薬学部

「福島近県を起源とする伝統薬（漢方を含む）とその構成生薬」

《講座終了後「薬用植物園」見学》 薬学部

第3回 平成19年9月29日

「歯並びと健康」 齒学部

「骨粗しょう症」 齒学部

第4回 平成19年10月13日

「かむことと健康」 齒学部

「健康は良き自然環境から」 薬学部

市民の参加状況は、テーマが「健康宣言」ということもあり、「健康」に対して興味を持つ60歳代、70歳代が多く毎回30～40人の参加を得ています。

【点検・評価】

アンケートを実施して、できるだけ参加者の要望と期待に応えるよう努力している姿勢と毎回参加を続ける人がいることは適切です。

【改善方策】

開設の時期と会場と講座内容と広報の方法等について、全学的に検討する必要があります。具体的には、高齢者ばかりではなく、幅広い年齢層の受講者にも参加してもらえるようなテーマづくりを検討し、学内施設で開催するばかりでなく、公共施設を使用した公開講座を地域から要望される努力を重ねます。

○教育研究の成果の社会への還元状況

【現状説明】

a. 歯学部

歯学部附属病院では、県内の医療機関、医師会などと連携を図りながら、地域歯科診療をはじめとして急患の受け入れと歯科検診など、開かれた病院としての医療活動を行っています。また、臨床研究の成果をもとに、研修セミナーを公開方式で実施したり、研修会へ講師を派遣したり、小・中・高生の職業体験実習の受け入れをして、健康な身体を維持するための歯の大切さについて啓蒙活動を行っています。

研究面における社会貢献については、研究結果を提出することにより、何らかの形で特許の申請と結び付いたり、実用化されたりした報告を得ています。委託を受けて研究したことについて、次表に示します。

委託研究状況

年度	課題名	委託先	研究担当者
17	健康飲料と口腔衛生	ユニックス・インターナショナル 株	教授(2名)
	植物研究園内における土壤動物の多様性評価に関する研究	(財)新技術開発財団	准教授(1名)
	頸骨の骨代謝に及ぼすultrasoundの作用を探る	伊藤超短波株	教授(1名)
18	植物研究園内における土壤動物の多様性評価に関する研究	(財)新技術開発財団	准教授(1名)
	術前心電図検査の研究	株クリニカルサプライ	准教授(1名)
	植物研究園内における土壤動物の多様性評価に関する研究	(財)新技術開発財団	准教授(1名)
19	デンタルリンスの有効性評価試験	ジョンソン・エンド・ジョンソン 株	教授(1名)
	植物研究園内における土壤動物の多様性評価に関する研究	(財)新技術開発財団	教授(1名)
	頸骨の骨代謝に及ぼすultrasoundの作用を探る	伊藤超短波株	教授(1名)
20	多機能歯ブラシの有効性評価試験	ジョンソン・エンド・ジョンソン 株	教授(1名)
	カシジダ感染マウスに対するヒノキチオールの感染予防効果について	イーエヌ大塚製薬株	教授(1名)
	植物抽出物を用いた歯周病の作用機序に関する研究	日清オイリオグループ株中央研究所	教授(1名)
	小児の全身麻酔後におけるデクスマデトミジンを用いた術後鎮静法の検討	(財)脳神経疾患研究所附属総合南東北病院麻酔科	教授(1名)
	マスティック樹液配合噛み噛みサプリの唾液中細菌に対する抗菌効果を評価するための受託試験	明治薬品株	教授(1名)
	デクスマデトミジンを用いた術後管理の検討	ホスピーラジャパン株	准教授(1名)
	カシジダ感染マウスに対する卵黄抗体の感染予防効果について	イーエヌ大塚製薬株	教授(1名)
	低出力パルス超音波照射の生体組織への影響の検討	伊藤超短波株	教授(1名)
	ビタミンDの作用の研究	中外製薬株	教授(1名)
	トレハロースの歯周疾患予防への応用を目指して	(財)富徳会	助手(1名)
	超音波の骨組織への影響の検討	伊藤超短波株	教授(1名)

b. 薬学部

薬学部では、保険調剤薬局薬剤師会と病院薬剤師会と協力して外部講師を招き、公開セミナーを開催して医薬品情報を提供しています。

「抗がん剤取り扱いガイドライン」

平成18年6月14日 17:00～18:30

米国カリフォルニア大学メディカルセンター薬剤部長

「ゲノム情報に基づくクスリの適正投与について」

平成18年10月11日 18:00～19:00

大阪大学大学院薬学研究科 教授

「ガン分子標的治療研究の最前線」

平成19年6月15日 18:00～19:00

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科 教授

「病院薬剤師は今」

平成19年10月3日 17:00～18:30

筑波大学大学院人間総合科学研究科 教授

「動き出した薬学教育6年制モデル・コア・カリキュラムと長期実務実習の目ざすもの」

平成19年10月24日 17:00～18:30

昭和大学薬学部病態生理学 教授

受講者は保険薬局薬剤師と病院薬剤師と本学を含む大学教員で、出席者数は1回の公開セミナーあたり平均50名でした。

【点検・評価】

学部の特性により、民間から委託を受け研究を推進したり、研修セミナーを開催したり、研修会へ講師を派遣したり、小中高校の職業体験実習を受け入れたり、公開セミナーを企画開催したことは適切です。

【改善方策】

多くの参加者を得るような企画を検討推進すること。

○国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況

【現状説明】

多くの本学専任教員は、地方自治体（多くは福島県及び郡山市等）が設置する各種の審議会や協議会の委員として協力しています。福島県にかかる例として「県歯科技工士試験委員会」「県歯科保健対策協議会」「県歯科技工士試験」「県薬事審議会」「県野生動物保護アドバイザーミーティング」、また郡山市にかかる例として「環境審議会」「総合計画審議会」「産業廃棄物減量推進審議会」などがあります。各々専門性を発揮することを期待され、政策形成に深く関与しています。また、医療系の大学という性格から、医療に関する講演会の講師として各自治体をはじめ多くの諸機関からの要請を受けています。

委嘱を受けた外部委員の就任は、教員の本務に支障を来すことのないように教員本人が判断し学部長の了承を得た上で受けています。

【点検・評価】

本学の教員が専門的学識を活かして、各自治体等の政策形成に参画していることは、社会貢献の観点から望ましいことであり、社会に開かれた大学として適切です。

○大学の施設・設備の社会への開放や社会との共同利用の状況とその有効性

【現状説明】

地元との連携を深めるために、記念講堂をはじめ教室等を規程に基づいて開放しています。県や市の歯科医師会の伝達講習会や薬剤師会主催の会議に提供するほか、県立高校の授業や夏期休暇中に行われる補習授業や、危険物取扱主任者の試験などに大学を開放してきました。このほか、地区の運動会や近隣小学校の運動会やスポーツ少年団等に本学グラウンドを貸与して利用されています。また、図書館利用を望む方々には開館中は本学の資料を開放しています。地域における医療・福祉分野の発展に貢献しています。

【点検・評価】

地域社会の要請に応え本学施設の使用を供与していることは適切です。

○大学附属病院の地域医療機関としての貢献度

【現状の説明】

本学附属病院は、地域歯科医療へのかかわりを重視していることから、以下に記すような地域社会との交流をおして社会に貢献しています。

i) 地域歯科医療の支援

心身障害者施設や保健施設を有する福島県内の医療機関（県立矢吹病院、県太陽の国病院、医療法人篤人会富士病院、磐梯町医療センター）から委託を受けて、歯科医師と歯科衛生士をチームとして派遣し、診療業務を遂行しています。

ii) 休日・夜間等時間外の歯科急患を受け入れています。

郡山市休日・夜間急病センター及び県内の歯科医療機関の後方支援として、また消防署からの救急依頼として、時間外の歯科急患を受け入れている。これには「当直・時間外診療マニュアル」を作成し、当直医と看護師と警備員等の全スタッフが協力体制を整えています。

iii) 福島県「歯っぴいライフ」病診連携推進事業の実施協力

福島県、福島県歯科医師会の要請により、平成12年度から要介護者等歯科治療連携に関する事業として、本学附属病院をキーステーションとして「要介護者等歯科治療後方支援モデル事業」の推進に協力してきました。

iv) 口腔健康診査事業の実施協力

財団法人福島県保健衛生協会の実施している県民の健康診断事業の一つである口腔健康診査事業に、平成12年度から診療担当歯科医師として歯科用パノラマX線画像を読影診断し歯科治療の指針を示して協力しています。因みに平成16年度から平成18年度までは4,700余名分で平成19年度は1,200名でした。

v) 歯科検診の実施協力

幼稚園、保育所、小学校及び障害者施設からの依頼を受け、所属病院の小児歯科と総合歯科と歯科麻酔科のスタッフが、歯科検診に協力をしています。平成19年度実績は、検診実施施設数23ヶ所で被検診者数1,900人でした。

vi) 大学祭への参加

毎年10月に行われている大学祭である奥羽祭に附属病院独自のイベントを企画し、多くの県民・市民に公開しています。主な企画は、無料歯科検診、受診相談、歯磨き指導、医療機器の展示、病院見学、講演会及びトークショー等です。

vii) 附属病院研修セミナー

研修歯科医と附属病院職員等の研修を目的に、平成9年度から開始されたセミナーで、テーマは各診療科の代表的な疾患や症状の診断や治療法の解説を中心に時局講演等を交えて地域歯科医療のあり方等について行いました。このセミナーは公開で、福島県歯科医師会、福島県歯科衛生士会、奥羽大学歯学部同窓会等に案内を送付して、多くの受講者がありました。また、セミナーの内容はホームページのほか、地元新聞社の協力を得て新聞紙上で公表しています。

viii) 各種研修会への講師派遣

福島県下の保健所、教育委員会、歯科医師会、歯科衛生士会、地域公民館等からの依頼を受け、テーマにふさわしい歯科医師及び附属病院職員を派遣し、地域歯科医療の向上に積極的に協力しています。

平成19年度講師派遣実績

平成19年	名 称	派遣教員	主 催 者
5月23日	障害者口腔ケア指導①	講師	あだたら育成園
	学術講演会	教授	
6月 9日 10日	ICLSコース講習会	教授	横浜市緑区歯科医師会
		准教授	
		准教授	
	歯の衛生週間特別講演会	准教授	白河歯科医師会
19日 27日	口腔ケア推進研修会（高齢者介護編）	教授	福島県社会福祉事業団
		講師	
7月 8日	歯科助手認定講習会	講師	郡山歯科医師会
25日	障害者口腔ケア指導②	講師	あだたら育成園
31日 8月28日	口腔ケア推進研修会（身体障害者介護編）	教授	福島県社会福祉事業団
		臨床講師	
9月 5日	みさか小学校歯科衛生指導	教授 助教 助教	白河市教育委員会
12日	白河第二小学校歯科衛生指導		
19日	白河第一小学校歯科衛生指導		
25日	白河第三小学校歯科衛生指導		
26日	障害者口腔ケア指導③	講師	あだたら育成園
	口腔ケア推進研修会（知的障害者介護編）	教授	福島県社会福祉事業団
30日	歯科助手認定講習会	准教授	郡山歯科医師会
10月10日	口腔ケア推進研修会（知的障害者介護編）	講師	福島県社会福祉事業団
		准教授	
14日	歯科助手認定講習会	教授	郡山歯科医師会
16日	白河第四小学校歯科衛生指導	教授 助教	白河市教育委員会
20日	学術研修会	教授	
23日	小田川小学校歯科衛生指導	教授 助教	白河市教育委員会
24日	関辺小学校歯科衛生指導		
	五箇小学校歯科衛生指導		
31日	白河第五小学校歯科衛生指導		福島県県中保健福祉事務所
	のびゆく子ども支援事業相談会	教授	
11月 7日	口腔ケア研修会	講師	県南地区特別養護老人ホーム連絡会
14日	学術講演会	准教授	福島県保険医協会
28日	障害者口腔ケア指導④	講師	会津歯科医師会
12月11日	学術講演会	准教授	あだたら育成園
1月20日	会津歯科医師会学術講演	教授	福島県保険医協会
23日	障害者口腔ケア指導⑤	講師	あだたら育成園
28日	歯科衛生士研修会	教授	福島県保健衛生協会
3月19日	障害者口腔ケア指導⑥	講師	あだたら育成園

ix) 諸団体との交流・提携

地域歯科医療の発展に寄与するため、諸団体に加入して連携を強化しています。現在、医療関係では福島県歯科医師会準会員として附属病院の常勤歯科医師全員が加盟しているほか、福島県病院協会、全日本病院協会、福島県診療録管理研究会及び福島県病院医事研究会の会員として活動しています。医療関係以外では、福島県国際交流協会の賛助会員として外国語で受診できる病院として登録しているほか、海外研修生の受け入れも行っています。また、郡山商工会議所会員、タウン誌『街こおりやま』の会員として、歯科に関する記事の募集・掲載を行っています。

x) 職業体験学習、インターンシップの受け入れ

福島県内の小・中学校、高等学校、商工会議所からの依頼により、職業体験学習やインターンシップの場を提供しています。対象職種としては、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、看護師、診療放射線技師、栄養士、医療事務です。

xi) 広報誌『ニュースレター』の発行

日常の医療活動やトピックなどについて記載した広報誌『ニュースレター』を来院患者や附属病院の関係団体に配付し、歯科保健及び歯科医療への関心を高めるように努めています。

xii) マニュアル及びリーフレットの配付

本附属病院で作成したマニュアルやリーフレットは福島県内の歯科医療機関をはじめ関係諸団体の医療関係者に提供しており、本附属病院の医療情報を地域に還元し、地域医療の向上に貢献しています。これまでに提供したマニュアルは、『医療連携マニュアル』『医療事故防止マニュアル』『当直・時間外診療マニュアル』『病院感染対策マニュアル』『病棟・手術室看護業務マニュアル』で、リーフレットは「障害児・者、有病者歯科ご案内」「スポーツ外傷予防 マウスガード」「歯周病の原因と治療法」「特別外来診療のご案内」です。

x iii) 「歯っぴい健口川柳」大会の開催

国民の歯科に対する関心を高めるために、歯科に関連することをテーマとして川柳を月刊『川柳マガジン』で毎月全国公募し、月ごとに川柳の専門家が審査して、表彰を行っています。これまでの応募者は、小学生から高齢者まで広い年齢層にわたり、地域も全国に及んでおり、学校教育の一環として応募して来ることもあります。

x iv) 新聞・情報誌への寄稿

新聞社、情報雑誌発行所からの依頼により、歯科医療に関する記事を寄稿しています。寄稿した新聞・情報誌は、福島県老人クラブ連合会情報誌の『元輝新報』、地元のタウン誌『街こおりやま』、地域タウン新聞等でした。

x v) 特設ギャラリーの開放

附属病院の待合室に特設ギャラリーを設置し、学校のクラブ活動や同好会の作品発表、地域の文化活動やサークルの作品展示、東北歯科専門学校の作品展示の場として、病院施設の一部を社会に開放しています。

【点検・評価】

現状説明のとおり実施してきたことは本学附属病の年間目標としている事業であり、職員が積極的に取り組んでいることは適切です。

本事業は平成18年3月で終了しましたが、この事業をとおして県内歯科医療機関においては有病者に対する問診や対診がより活発に行われ、生体情報モニターの設置や医療安全にかかる対策や研修につながったと考えています。

【改善方策】

地域社会との交流は、日常業務のなかから自然発生し、大切に育てることにより発展していくと考えていますので、附属病院職員全員の意識向上を図るとともに、実施内容の見直しと企画担当の後継者育成を常に心がけています。

8. 教員組織

(1) 学部等の教員組織

【到達目標】

学部の目標を達成するために、教育課程を編成し実施するうえで適切な教員組織を構築する。

○学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

a. 歯学部

【現状説明】

本学部には、基礎系 5 講座（9 分野）と臨床系 6 講座（10 分野）の計 11 講座（19 分野）の教員と、教養科目と総合臨床医学科目を担当する教員が在籍しています。講座は分野（旧講座）別に分かれています。1 分野の教員は概ね基礎系では 4 名（教授 1 名、准教授 1 名及び助教または助手 2 名）、臨床系では 5 名（教授 1 名、准教授 1 名及び助教または助手 3 名）を基準としており、専任教員の現在総数は 167 名です。

歯学部教員数（平成 20 年 5 月 1 日現在）

職名	教授	准教授	講師	助教	助手	客員教授	非常勤講師
人數	31	24	25	26	61	8	63
計	167					71	

平成 20 年度現在の在籍学生総数は 599 人で、教育に携わる専任教員 1 人当たりの学生数は 5.3 人です。専任教員のうち、博士の学位取得者は 91 名で 90.0% にあたります。内訳として、学術博士 2 名、理学博士 5 名、医学博士 6 名、歯学博士 78 名です。

客員教授は、全国の大学の中から本学部の学生にとって是非とも必要な歯科医学を教授できる有識者を採用しています。非常勤講師は、本学の教育研究の補助者として採用しています。

より実際的な歯科診療体制の整備を目指して基礎歯学と臨床歯学の内容を合致させた教育を行うために、学則を改め、平成 17 年度から次表のように講座を編成し教員を配置しました。

	新 講座	旧 講座・教室
基礎講座	生体構造学講座	口腔解剖学第Ⅰ講座、口腔解剖学第Ⅱ講座
	口腔病態解析制御学講座	口腔病理学講座、口腔細菌学講座、歯科薬理学講座
	口腔機能分子生物学講座	口腔生理学講座、口腔生化学講座、生物学教室
	生体材料学講座	歯科理工学講座、物理学教室 化学教室
	口腔衛生学講座	口腔衛生学講座、数学教室
臨床講座	歯科保存学講座	歯科保存学第Ⅰ講座、歯科保存学第Ⅱ講座
	歯科補綴学講座	歯科補綴学第Ⅰ講座、歯科補綴学第Ⅱ講座
	診療科学講座	診療科学講座
	口腔外科学講座	口腔外科学講座、歯科麻酔学講座
	成長発育学講座	歯科矯正学講座、小児歯科学講座
	放射線診断学講座	歯科放射線診断学講座

教養科目として「英語」・「ドイツ語」・「心理学」・「社会学」・「文章表現」と総合臨床医学として「小児科学」・「内科学」・「外科学」。

平成19年度から、教養科目と専門科目を組み合わせたものを系統科目として第1・2学年に、基礎科目と臨床科目を組み合わせて総合科目として第3・4学年に配置しました。さらに、建学の精神である「人間性豊かな歯科医師の養成」を実践するための「歯科医療人間学」を開講しました。この科目には、第1学年から第6学年の科目担当教員が相互に連携して交互に授業を行うことで6年一貫教育の備えとしています。

【点検・評価】

学則を改め、講座を再編し、従来の枠組みとは異なる分野の科目を組み合わせて、新たな科目としたことは、6年一貫教育を実現するうえで有効です。

また、本学の建学の精神を実践する「歯科医療人間学」では、臨床・基礎・教養の教員が協力して「豊かな人間性」の涵養に努めており、教育に供することで6年一貫教育の支えとしたことは適切です。

【改善方策】

教育研究のさらなる充実を目指して講座の編成について常に点検するとともに、公募によって各講座にすぐれた人材を配置すること。

b. 薬学部

【現状説明】

4年制薬学部が平成17年度4月開設、6年制薬学部が平成18年度4月開設のため、只今年次計画進行中。

○大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性

(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)

○主要な授業科目への専任教員の配置状況

a. 歯学部

【現状説明】

授業科目への専任教員の配置状況は次の表のとおりです。

専任教員の科目担当別バランス

	教養科目	基礎歯科学	臨床歯科学
教 授	4	11	15
准教授	7	10	8
講 師	0	0	12
助 教	3	15	8
助 手	0	4	6
合 計	14	40	49

i)一般教養科目

人文社会科学系科目では、「英語」「文章表現」「社会学」は教授各1名、「ドイツ語」は准教授1名、「心理学」は准教授2名が担当しています。自然科学系科目では、「生物学」は教授、准教授、助教各1名が、「化学」は准教授1名、助教2名が、「物理学」は准教授2名、「数学」は准教授1名が担当しています。

なお、「美術」「法学」「英会話」「倫理学」は非常勤講師が担当しています。

ii)専門科目

専門科目の教育は、各分野に所属する専任教員が担当しています。平成19年度から新設した第1～第2学年にまたがる系統教育（教養+専門）は、「生物学」、「口腔生化学」、「口腔解剖学」、「口腔組織学」、「口腔生理学」のそれぞれの内容に精通した助教から教授までの教員が担当し、統合科目（基礎+臨床）は、基礎歯科学系と臨床歯科学系の助教から教授までの教員が分担しています。

「法医学」「オーラル・メディシン」はが非常勤講師が担当しています。

【点検・評価】

これらの専任教員は、専ら本学の教育研究に従事しており、「大学設置基準」第12条の規定を遵守しています。

学則を改正し、教員資格の見直しを行ったことが科目担当教員の増員につながり、専任教員を潤沢に配置をすることができるようになって適切です。

b. 薬学部

【現状説明】

4年制薬学部が平成17年度4月開設、6年制薬学部が平成18年度4月開設のため、只今年次計画進行中。

○教員組織の年齢構成の適切性

a. 歯学部

【現状説明】

本学部教員の年齢構成は、次表のとおりです。

歯学部教員の年齢構成

職種	60歳以上	60～51歳	50～41歳	40～31歳	30歳以下	計
教授	5(4.7%)	17(16.0%)	9(8.5%)	0	0	31(29.2%)
准教授	0	11(10.4%)	10(9.4%)	3(2.8%)	0	24(22.6%)
講師	0	2(1.9%)	10(9.4%)	14(13.3%)	0	26(24.6%)
助教	0	0	4(3.8%)	18(17.0%)	3(2.8%)	25(23.6%)
	5(4.7%)	30(28.3%)	33(30.1%)	35(33.1%)	3(2.8%)	100%

【点検・評価】

本学部専任教員の年齢構成は適切です。

b. 薬学部

【現状説明】

4年制薬学部が平成17年度4月開設、6年制薬学部が平成18年度4月開設のため、只今年次計画進行中。

- 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

a. 歯学部

【現状説明】

学部長をはじめとして、教授と准教授と事務職員 9 名からなる教務委員会と教授と准教授 6 名からなるカリキュラム委員会が、カリキュラムの進行状況を精査検討し、教授会に諮り改善点を出した後、各科目担当教員の同意を得てから決定事項について全教員に説明しています。

【点検・評価】

教務委員会とカリキュラム委員会が中心となってカリキュラムに対する説明を行っていることは適切です。

b. 薬学部

【現状説明】

4 年制薬学部が平成 17 年度 4 月開設、6 年制薬学部が平成 18 年度 4 月開設のため、只今年次計画進行中。

- 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性
○教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

a. 歯学部

【現状説明】

平成 19 年度から、「奥羽大学ティーチング・アシスタント(T.A.)に関する取扱規程」を定め、大学院生を任用し、学部教育における指導の補助を実施しています。平成 19 年度には 6 名、平成 20 年度には 7 名が TA としてこれに当たっています。

【点検・評価】

歯学教育で実習は、重要な教育手法であり、TA や非常勤講師を活用していることは適切です。

【改善方策】

非常勤講師は兎も角として、TA の対象となる大学院生の参加増員を図ること。教員以外の職員の中に医療情報処理や統計解析、CT 画像の処理などをできるように職員教育を行って教育支援職員として充てるようすること。

b. 薬学部

【現状説明】

4 年制薬学部が平成 17 年度 4 月開設、6 年制薬学部が平成 18 年度 4 月開設のため、只今年次計画進行中。

○教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

a. 歯学部

【現状説明】

教員の募集は、全国国公私立の歯学部を有する大学に募集するとともに、その内容を本学のホームページに掲載し公募しています。教員の任用については、「奥羽大学教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規程」に定めています。教員の選考は、奥羽大学教員資格審査委員会の審査を経て教授会が行います。委員会は、本学部にあっては、学部長・大学院研究科長又は病院長・事務局長によって構成しています。

各教員の資格については、次のように定めています。

i) 教授又は准教授

- ・専門に関する教育歴、研究歴が 10 年以上で、その資格にふさわしい研究業績のある者。
- ・博士の学位を有する者又はこれと同等の研究業績のある者。
- ・教授又は准教授としての人格、識見を有する者。

ii) 講師又は助教

- ・専門に関する教育歴が 5 年以上、又は教育歴と研究歴（大学院）の合算が 5 年以上で、その資格にふさわしい研究業績のある者。
- ・博士の学位を有する者又はこれと同等の研究業績のある者。

iv) 助手

- ・4 年制の大学を卒業した者。
- ・歯科大学、大学歯学部又は医科大学、大学医学部を卒業した者。ただし、歯科医師又は医師の資格を取得した者。

教員の職と任期については、「奥羽大学教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規程」に定め、任用期間は 5 年間です。任用後 5 年間の業績評価により再任され、助手・助教の場合の再任期間は 3~5 年、准教授・教授は 5 年間となっています。ただし、臨床系教員のうち、講師の再任期間は 3 年間で、講師を 5 年以上経験し学位を取得していれば、准教授・教授に任用されます。

【点検・評価】

教員の募集・任免・昇格に対する基準と手続きの内容とその運用については、適切です。

b. 薬学部

【現状説明】

4 年制薬学部が平成 17 年度 4 月開設、6 年制薬学部が平成 18 年度 4 月開設のため、只今年次計画進行中。

- 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性
- 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

a. 歯学部

【現状説明】

教員の教育研究の評価については、教員の出所進退を議題としてとりあげた時に、内容の一部として説明される域に止まっていました。それは教員として本学に採用された各個人には、採用された瞬間から教員の心構えと役割については既に備わっているものとして受け止めてきましたので各個の教員の評価についても“教員の自主性を尊重”することとしていました。

学（部）長と教授会は“いかに教育を進めるか”ということに意を強く注ぎ、評価することについては緩やかでした。

大学全教員に対する考課については、それぞれが所属する部署の所属長が勤務に関する数項目について5段階で評価していました。

平成17年度から教員の教育研究活動を検証して、教育効果を高めることを目標に、教育・研究、学内運営、社会貢献を大きな柱として教員各人が「自己点検・自己評価」をするほか、「学生による授業評価」を実施し、「教員による担当授業自己点検」を実施し、学部長が総合業績評価としてまとめ、教員個々にフィードバックして向上を促しています。

【点検・評価】

教員の自己点検・自己評価を実施したことにより、教育と研究に対する教員個々の取り組み方が明らかとなり、長所と問題点を抽出することができるようになりました。

教育科目特性が明瞭となり、教員間の連携が進みました。これらの結果を「学生による授業評価」と「教員による担当授業自己評価」を冊子として公表することにより学部内の教員の適性配置を促しました。以上のことから適切です。

b. 薬学部

【現状説明】

4年制薬学部が平成17年度4月開設、6年制薬学部が平成18年度4月開設のため、只今年次計画進行中。

(2) 大学院歯学研究科の教員組織

【到達目標】

大学院の目的を達成するために、適切な教員組織を構築する。

- 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性
- 大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況

【現状説明】【点検・評価】

大学院研究科の理念・目的・教育課程の種類、性格については、重複することから前出 3. 教育内容・方法の (2) 大学院歯学研究科（博士課程）の項に譲ります。

本大学大学院歯学研究科の入学定員は 18 名で、収容定員は 72 名です。（現状説明については前出 4. 学生の受け入れ (2) 大学院歯学研究科における学生の受け入れの項に譲ります。）

大学院歯学研究科の教員は、専任教員 2 名と 4 領域 19 専攻科目の教員として専攻科目担当教員 38 名です。[大学院設置基準第 9 条の規定に基づく教員数](#)については、規定を充分満たしており適切です。教員の役割分担と連携についても体制は確保されており適切です。

- 大学院研究科における研究支援職員の充実度
- 大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

【現状説明】【点検・評価】

大学院歯学研究科においての研究内容については、その専門性から教員が自ら担当することが重要である理由から、誰でも研究支援ができるではありません。本学には共同研究施設のうち、動物実験研究施設に動物を飼育管理する専任職員が常駐しています。

[現在のところ専任職員は 1 名ですが研究者との連携協力は過不足なく適切です。](#)

○大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状説明】【点検・評価】

大学院歯学研究科を担当する教員は、4領域19専攻科目を担当する38名が歯学部教員を兼任しているほか、基礎歯科学と臨床歯科学を専任で担当する教員が各1名ずつです。

大学院担当の専任教員についての規程は定めてありません。

○ 奥羽大学教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規程

前 略

(委員会の組織)

第4条 委員会は、次の者で構成する。

- (1) 学部長
- (2) 歯学部にあっては、大学院研究科長又は病院長
薬学部にあっては、学生部長
- (3) 事務局長
- (4) 前各号のほか、必要と認められる者若干名

2 委員長は学部長とし、委員長が委員会を招集する。

(教授又は准教授の選考)

第5条 教授又は准教授の選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 専門に関する教育歴、研究歴が10年以上で、その資格にふさわしい研究業績がある者
- (2) 博士の学位を有する者又はこれと同等の研究業績のある者
- (3) 教授又は准教授としての人格、識見を有する者

(講師又は助教の選考)

第6条 講師又は助教の選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 専門に関する教育歴が5年以上、又は教育歴と研究歴（大学院）の合算が5年以上で、その資格にふさわしい研究業績のある者
- (2) 博士の学位を有する者又はこれと同等の研究業績のある者

後 略

○大学院設置基準 第九条 第一項の二

博士課程を担当する教員にあっては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者

- イ. 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者
- ロ. 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者
- ハ. 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

本学では、「奥羽大学教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規程」と「大学院設置基準」第九条第一項の二に準拠して、専攻科目を担当する教員を選定し任用しております。また、専任教員には専攻科目担当教員として 15 年以上担当した教員（基礎歯科学担当 18 年、臨床歯科学担当 16 年の経験を有する）を任用しています。

専門性の高い教員を専攻科目担当教員として配置したほか、大学院の専任教員 2 名を配置したことは適切です。

○大学院研究科における教員の教育活動および研究活動の評価の実施状況とその有効性

【現状説明】

大学院教員の教育研究活動の評価については、平成 19 年度に過去 5 年間の教育活動、研究指導、研究業績を『奥羽大学大学院歯学研究科、教育・研究業績集』としてまとめ公表しました。

また、教育については、各教員の担当授業回数、学位論文指導実績、学位論文審査回数を調査し、点数化しました。さらに、「学生による授業評価」をアンケート形式で実施し、教育の現状を把握して大学院研究科を改善整備するための備えとしました。

【点検・評価】

大学院教員の教育活動、研究指導、研究業績をまとめ公表したこと、教育業績を点数化し評価を行ったこと、「学生による授業評価」を実施したことは適切です。

○学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

【現状説明】【点検・評価】

大学院歯学研究科の専攻科目を担当する教員 40 名のうち 38 名が歯学部の科目担当教員であることから、学内の人的交流の状況は円滑です。また、歯学部教員と薬学部教員は平成 19 年度から「奥羽大学動物実験委員会」の場を通じて研究の情報交換を行っています。科研費補助の申請について共同で行うようになりました。学外との人的交流については、県の公設試験研究機関の「福島県ハイテクプラザ」を利用して職員の協力を得ています。

また、平成 19 年度における大学院教員の学会出張は 147 回で 1 人当たり平均 3.7 回を数え、研究発表の場としてだけでなく、専門を同じにする国内外の大学や大学院や研究所等の研究者と教育・研究に関する情報収集や展示を行っている他、大学院教員が他大学等に講師としての出張は 83 回で一人当たり平均 2 回出向いて、大いに人的交流を進めています。適切です。

9. 事務組織

【到達目標】

教学組織と学生の連携を図り、日常的に支援体制を整えておく。

○事務組織の構成と人員配置

【現状説明】

事務局は「学校法人晴川学舎」と「奥羽大学」の事務を処理するために置かれており、事務組織（平成20年5月1日現在）は、事務局長の下に7部13課から成っています（「学校法人晴川学舎事務組織規程」）。現在、講堂棟に総務部32人と財務部4人と学事部（歯学部担当・薬学部担当）20人、図書館に図書館事務部7人、歯学部附属病院棟に病院事務部16人及び看護部44人の人員を配置しています。

事務局長は、理事長又は学長の命を受け事務を統括しています。大学の学部にかかる教学事務は学事部が掌っています。全学にかかる管理事務は総務部が、財務事務は財務部が担当し、それぞれの部に部長、課長、係長、主任及び課員を置いています。

【点検・評価】

事務組織内の連携は、総務部と財務部と学事部がオープンフロアとして配置された「総合事務局」として機能し、教務、学生生活、入試など学生に対するきめ細かいサービスや業務の効率化、情報の共有という面から見て適切です。

【改善方策】

事務組織は、大学全体の運営活動において欠かせないものです。よりいっそうの学生サービスと教育研究支援に対応し社会の要請に応えるため高度なITスキルなど、専門性の高い技能を身に付けた職員を養成してまいります。

○事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況

【現状説明】

本学の事務組織は、法人並びに奥羽大学の業務全般にわたる管理運営を「学校法人晴川学舎事務組織規程」「学校法人晴川学舎事務分掌規程」「学校法人晴川学舎職務権限規程」「法人業務の委任に関する規程」「学校法人晴川学舎事務専決規程」等に則って行っています。

教学の事務を掌る学事部長は、教学に関して学長及び学部との連絡調整を図るために、教授会や各種委員会に参加して、議事録の作成などに関与し、教学組織の連絡調整と事務処理を速やかに行い、学事に支障がないように努めています。

【点検・評価】

教学組織との連携は学部長と学生部長と学事部長が中心となって適切に行われています。

【改善方策】

教学に関する事務を更に効率的に処理するために、今後、特に高度なITスキルや業務スキルを有する職員を養成してまいります。

○大学運営における、事務組織と教学組織との有機的・一体性を確保させる方途の適切性

【現状説明】

教学組織として学部教授会、大学院研究科委員会があります。各学部・研究科独自の教学上の課題だけでなく全学的な合意を必要とする課題についても審議・決定されます。この過程において事務組織は、全般の事務業務を行っています。大学運営における教育研究上の施策は、事務組織と教学組織が一体化しなければ機能しない体制になっています。

【点検・評価】

学事部職員は、教授会をはじめとする多くの各種委員会にも出席して、教学組織との連絡調整に常に常時随伴して学内運営が円滑に行われており適切です。

【改善方策】

事務組織と教学組織のそれぞれが独自性を保ちながら、大学運営に適切な方策を絶えず工夫してゆきます。

○教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性

【現状説明】

学部の教授会、学生部委員会、各種委員会には教学事務を担当する学事部長、課長が必ず加わり、協力して企画、立案に当たっています。教育課程の編成、学生募集、入学試験、入学式、卒業式、学生への説明会、父兄会の開催などで学事部が補助的な役割を担っています。

【点検・評価】

学事部職員が、教授会に出席するほか、多くの各種委員会に出席していることで、教学との連絡調整が図られ、学内運営は円滑に行われていて適切です。

○学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性

【現状説明】

本学の運営協議会や学部長会や教授会の審議によって意思決定が行われた事項等については、事務局が速やかに教育職員をはじめとする職員全員に伝達しています。また、事項内容によつては、学生と保護者にも知らせています。

【点検・評価】

本学の意思決定を伝達するシステムは適切に運営されています。

【改善方策】

学内の意思決定・伝達システムの中で事務局の役割を明確にし、恒常に自己点検・評価を行い、優秀な人材の確保と効率的な事務組織の構築に努めます。

○国際交流等の専門業務への事務組織の関与の状況

【現状説明】

本学における国際交流の状況については、前出した3. 教育内容・方法の項の説明に譲ります。現在、本学歯学部学生と韓国「慶熙大学」の学生との間でスポーツの交流試合を行っており、その実施については学事部職員が担当しています。

【点検・評価】

交流に伴う事務を適切に処理しています。

【改善方策】

本学の教育研究と関連する外国の大学・研究所等との交流を積極的に推進します。

○大学運営を経営面から支えうるような事務機能の確立状況

【現状説明】

大学運営を経営面から支える事務組織として、財務部が予算を編成し、予算執行が適切かつ効率的に行なわれているかを財務顧問と公認会計士を交えて点検し、大学の経済的経営面に関することについてまとめて法人に報告し指示を受けています。

【点検・評価】

事務局財務部は大学運営を経営面から支える組織として適切に機能しています。

【改善方策】

今後さらに厳しさを増す私学環境の中で、部門を問わず経営的視点で物事を認識することが求められます。教職員が常に経営的視点を持って勤務することに努めます。

○大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性

【現状説明】

大学院歯学研究科は、個別の存在ではなく大学歯学部の専門性をより研究する存在としての意味合いが強いことから、事務組織は歯学研究科についても大学歯学部の事務に準じた取り扱いを行ってきました。大学院歯学研究科運営委員会及び大学院研究科委員会には、学事部職員が出席協力して企画・立案に協力しています。入学試験や入学式、学位授与式などの学校行事においても事務上の役割を果たしています。

【点検・評価】

円滑に業務を行っていることは適切です。

○事務職員の研修機会の確保の状況とその有効性

【現状説明】

事務局として、各部長をはじめに、課長以下の職員に対し職務を遂行するうえで必要な研修会に積極的に参加するよう促しています。これまでに民間が主催する私学経営に関する事務研修会（私学経営研究会ほか）や文科省が私学を対象として行う事務研修会、「日本私立大学協会東北支部主催事務研修会」「私立歯科大学協会主催教務研修会」「東北地区大学等学生指導職員研修会」「GAKUEN ユーザー研修会」をはじめ、多くの研修会に出席してきました。

【点検・評価】

事務職員にとって必要と認められる研修については、積極的に参加することを促すほか、研修結果について「復命書」にまとめ報告していることは適切です。

【改善方策】

大学の事務の業務に関する内容の研修、または自己啓発の推進となる研修について事務職員各々の研修会参加希望を募るなどして、(SD) の向上を進めてまいります。

10. 施設・設備

【到達目標】

- ・本学の教育目標を達成するために、必要な施設・設備を整備する。
- ・施設・設備の管理体制を整備し、学生と職員が施設・設備を効率的に利用できるようにする。

○大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

【現状説明】

本学の校地等面積は、208,192 m²です。そのうち運動場面積は20,000 m²、全天候型テニスコート6面3,914 m²、駐車場（構内700台・附属病院前200台）、薬用植物園は8,753.09 m²です。校舎としては、中央棟、基礎医学研究棟、附属病院、薬学部棟、薬学部実習棟、第1講義棟、第2講義棟、第3講義棟、解剖棟、動物実験研究棟があり、その他記念講堂、体育館、武道館、クラブ棟、研修棟、福利厚生施設及び宿舎等を含め、建物面積は56,327.75 m²です。これらの詳細を表に示します。

施設名	室名	数	面積 (m ²)	施工 (年)	備考
中央棟	講義室（歯学部）	2室	6,844.37	昭和51	○実習室 実習シミュレーション装置41台・デントシム8台・AV機器・モニターTV・技工実習台130台・モニターTV30台・TVスタジオ室（映像送出システム）がある。
	演習室	1室			○図書館 電動棚（複式6連53台、単式6台）を備えている。
	実習室	3室			○図書館 電動棚（複式6連53台、単式6台）を備えている。
	図書館	1・2階			○図書館 電動棚（複式6連53台、単式6台）を備えている。
基礎医学研究棟	教授室	8室	5,292.87	昭和49	○実習室 AV機器（モニターTV10台）を備えている。
	研究室	24室			○実習室 AV機器（モニターTV10台）を備えている。
	演習室	3室			○実習室 AV機器（モニターTV10台）を備えている。
	実習室	3室			○実習室 AV機器（モニターTV10台）を備えている。
	準備室	6室			○実習室 AV機器（モニターTV10台）を備えている。
附属病院	教授室	17室	14,241.96	昭和49	○臨床講義室 大型ビデオプロジェクター・VHSビデオデッキ・スライド・
	研究室	28室			○臨床講義室 大型ビデオプロジェクター・VHSビデオデッキ・スライド・
	演習室	5室			○臨床講義室 大型ビデオプロジェクター・VHSビデオデッキ・スライド・

附属病院	デモ室	1室			OHC 等の AV 機器を備え、歯科医学の臨床実習に活用している。
	臨床講義室	1室			
	歯科診療室	1室			
	技工部・学生技工部	各1室			
	病棟	12室/43床			
	ナースステーション	1室			
	オペ室（準備室を含む）	2室			
	内科・外科診療室	各1室			
	放射性同位元素共同研究施設	1室			
薬学部棟	講義室（歯学部・薬学部共用）	11室	5,731.55	平成元	○視聴覚教室 プロジェクター・VHS ビデオデッキ・OHC 等の AV 機器を備えている。
	演習室	2室			○CALL 教室 パソコン 60 台を配備
	視聴覚教室	1室			○中講義室 書画カメラ・パソコン端子・DVD・ビデオ等を設置し、いずれもプロジェクターにより投影ができる。
	CALL 教室	1室			○情報処理実習室 パソコン 60 台を配備
	中講義室	1室			○自習室○ パソコン 32 台を設置し学生に開放
	情報処理実習室	1室			
	自習室	1室			
	研究室	32室			
	非常勤講師室	1室			
	実験室（薬学部専用）	17室			
薬学部実習棟	実習室	11室	4,714.85	平成元	○実習室 カメラ・書画カメラ・DVD・ビデオ等を設置し、いずれもプロジェクターにより投影ができる。また、実習の様子を記録したマルチメディア実習が実現し、その利用頻度は極めて高い。
	準備室	7室			
	実験室	4室			
	研究室	16室			
	助手室	2室			
第1 講義棟	講義室	3室	1,343.99	昭和47	
	研修室	2室			

第2 講義棟	講義室（歯学部・薬学部共用）	2室	1,489.51	平成8	スライディングウォールで2分割に仕切ることができる。AV ラックに大型プロジェクター・VHS ビデオデッキ・スライド・パソコン端子・OHC 等、AV 機器を各1台ずつ備えている。
第3 講義棟	講義室（歯学部・薬学部共用）	7室	2,366.69	平成19	○講義室 DVD・CD・VHS・パソコン端子・書画カメラ等のAV 機器が設置されており、いずれもプロジェクターにより投影ができる。
	教員控室	1室			
解剖学棟	教授室	1室	964.70	平成3	
	研究室	2室			
	実習室	1室			
動物実験研究棟	飼育室	11室	688.73	平成10	
	実験室	6室			
	手術室	2室			
体育館	研究室	1室	25.20	昭和50	○アリーナ バスケットボールコート2面・ハンドボールコート1面・バドミントンコート6面・バーボールコート2面・テニスコート2面・フットサルコート1面がそれぞれ確保できる面積である。
	アリーナ	1面	1,544.84		
	トレーニングルーム	1室	66.20		
	ミーティングルーム	1室			
	更衣室	1室			
	温水シャワー室	1室			
武道館	武道場	1室	571.72	昭和58	50畳1面
クラブ棟	ミーティングルーム	1室	70.00	昭和58	
	部室	15室	522.00		○部室・茶室を含む
	温水シャワー	1室			
運動場	グラウンド	1面	20,000.00		

情報化・国際化に対応した教育・研究設備については、平成17年度開設の薬学部に設置した情報処理機器 LAN に加え、歯学部と薬学部及び事務局を光ファイバーで結ぶ学内 LAN を増設して教育・研究を充実させています。平成19年度には、附属病院の2階・3階・4階の診療室の施設・設備の整備充実を図るため改修工事を行い、93台のユニット等設備の取替更新をしています。平成20年

度には、附属病院4階の病棟・口腔外科改修及びユニット等の取替更新をしています。

【点検・評価】

校地・校舎面積、施設・設備は「大学設置基準」を上回っています。年数経過による施設と設備の老朽化や劣化に対する対策について、本学は教育機関に使用する施設々備の安全性とその継続性を常に保ち続けることに腐心して、順次、建物は改修改築工事を施工して構築物補強強化維持に努めてきました。同様に、設備は取替更新を行ってきました。施設々備の整備状況については、それぞれの有資格職員が常駐し管理していることも含めて、適切です。

○教育の用に供する情報処理器などの配備状況

【現状説明】

i) 本学情報システムのインフラ概要

情報システムは、クライアント・サーバ方式で構築されており、各教員研究室、教室、図書館、事務室等のパソコンとサーバー間は幹線に光ケーブルを配し、学内 LAN を構築して、教育業務の用に供しています。

・インターネット情報

大学紹介、研究活動情報、図書館情報、公開講座（高大連携公開講座を含む）案内など大学の主要な情報をホームページに掲載。学内外とのメール交換。

ii) 事務局システム

・履修管理・非常勤講師管理・学生管理（学生証発行管理、各証明書発行管理、就職先管理、保健衛生管理、学籍簿管理。）・備品・消耗品管理

iii) 情報システム運用上の管理体制

・本学の情報システムの円滑な運用を図るため、学内に「情報セキュリティ委員会」「情報ネットワーク委員会」を設置しています。

iv) セキュリティ対策

・コンピューターウィルス感染事故対策シミュレーションを実施し、各ユーザーに配信しています。

・危機管理マニュアル「コンピューターウィルス感染事故対策マニュアル」を作成し、常勤職員に配信しています。

・学内端末コンピューターウィルス及びセキュリティ対策は教職員各自でも実施するよう促しています。

【点検・評価】

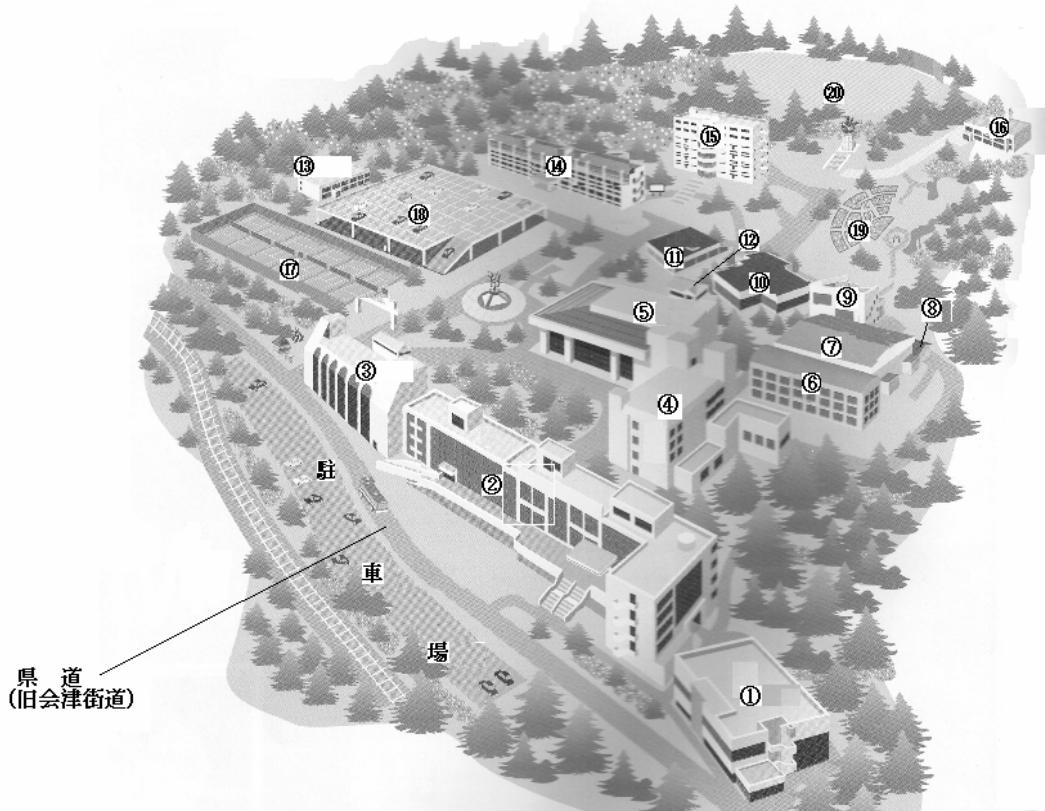
教育上必要な情報処理機器が配備されて適切です。また、セキュリティ対策も適切に行っています。

- キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況
- 「学生のための生活の場」の整備状況
- 大学周辺の「環境」への配慮の状況

【現状説明】

学生生活を送る上での環境ならびに施設は図のように整備しています。

- ① 講義棟
- ② 附属病院
- ③ 基礎医学研究棟
- ④ 中央棟
- ⑤ 記念講堂
- ⑥ 第3講義棟
- ⑦ 体育館
- ⑧ 武道館
- ⑨ 第2講義棟
- ⑩ カフェテリア
- ⑪ 売店
- ⑫ 研修棟
- ⑬ クラブ棟
- ⑭ 薬学部実習棟
- ⑮ 薬学部棟
- ⑯ 解剖学棟
- ⑰ テニスコート
- ⑱ 立体駐車場
- ⑲ 薬用植物園
- ⑳ グラウンド



福利厚生施設「無垢苑」は、「磐梯朝日国立公園」の観光基地として著名な「磐梯熱海温泉」にあり、敷地面積 4,270.03 m²、建物床面積 956.99 m²です。施設には、64畳の大広間を含め部屋数 11 部屋を擁し、収容人員は 45 名です。敷地内には、毎分 43 度摂氏の 250 リットル湧出の泉源を有し、室内風呂及び露天風呂が備わっています。学生及びその保護者、教職員が保養目的や学内の会議及びセミナーに利用できるようになっています。

本学への通勤・通学には路線バスのほかに車・バイク・自転車の利用によっています。これら全て駐車・駐輪スペース構内に確保しています。大学敷地に隣接するのは、住宅地とショッピングモールなどがあり便利な住環境を形成しています。

キャンパス周囲には、野外灯を設備して防犯対策に努めるなど近隣住宅地の環境の保全に配慮しています。このほか警備員により大学周辺の巡回も行っています。

【点検・評価】

学生々活を送る上での環境設備は十分に整備され、校舎施設はすべてバリアフリー化が図られており適切です。

○施設・設備面における障がい者への配慮の状況

【現状説明】

多くの地域住民が利用する附属病院には、利用者が円滑に利用できるようにスロープ・自動ドアを設置しています。中央棟は、図書館等の利用を踏まえスロープ・自動ドア・多目的トイレ等を設置しています。

薬学部棟(5号館)についてもスロープ・自動ドア・多目的トイレ等を設置しています。薬学部実習棟(1号館)には、施設の利用の利便性及び安全性を向上するためにエレベーター、多目的トイレを設置しています。

第3講義棟は、郡山市が提唱する「景観づくり、人にやさしいまちづくり条例」に適合しており、エレベーター・多目的トイレを備えています。さらに、エネルギーの使用の合理化を促進するために高効率空調機を設置し、講堂棟と第2講義棟と薬学部実習棟の3棟に太陽光発電を設備して省エネルギー対策を実施しています。

【点検・評価】

校舎施設はすべてバリアフリー化の推進が図られており適切です。

○施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

○施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

【現状説明】

施設・建物の保守・点検・整備、空調施設の日常運転・点検・管理、電気設備・ガス器具の安全点検は管理課技術職員が実施しています。加えて電気設備は年1回の法定定期点検の実施、ガス器具はガス会社の保安要員による定期的巡回検査を実施しています。

大学敷地全域にわたる除草及び施肥管理、樹木の定期的剪定及び消毒は、環境設備課が実施しています。

防火・防災は、消防計画を作成し消防署に報告し、本学で防火管理組織及び自衛消防組織により消防訓練を実施しています。また、消防施設は年2回の法定定期点検を実施しています。

電話は、電話会社との保守契約により点検を実施しています。

施設の清掃及びゴミ回収は外部清掃業者に委託し、産業廃棄物は、収集運搬業者及び処理業者と契約を締結し処理しています。施設の衛生消毒は月1回外部業者に点検、実施を依頼しています。

給排水の衛生面は、受水槽、高架水槽、浄化槽は水質検査を年1回保健所に依頼し、排水測定、排煙測定は業者に委託してそれぞれ実施しています。

不慮の災害、学外者による犯罪行為、学内関係者による不注意などから生じる施設・設備の損壊を未然に防止するため、機械警備システムによる監視と警備員がキャンパス周辺と建物内巡回監視をしています。また、休日・夜間の大学緊急連絡網の整備により非常時の連絡体制は整っています。

省エネルギーの観点から照明及び空調設備の稼動時間の制御は、中央集中制御による一括管理システムと個別に手動管理するシステムが混在しています。

省エネルギー対策として、230kwの太陽光発電システムを設置したことにより、月平均20,066kwの電力を受電設備へ供給し、冷房時には氷蓄熱式空調システムを設置して省エネルギー対策をしています。

研究施設・設備の運営に関しては、施設ごとに委員会を設置して、維持・管理を実施しています。

DNA実験室に対しては実験安全委員会を設置し、安全主任者が委員長となり、研究者のほか、微生物・疫学・免疫学研究者、人文科学・社会科学研究者、健康管理者及び事務職員を加えて組織し、運営と維持・管理に当たっています。

動物実験研究施設では、動物実験委員会を設置して動物実験指針の適正運用を監視し、動物実験研究施設運営委員会が実質面の運営と維持・管理に務めています。

【点検・評価】

施設・設備の保守点検、安全管理、防災に関するマニュアルの再点検と整備を常に行っており、危機管理に万全を期すように努力していることは適切です。

ボイラーやエレベーター設備には、設置後30年を経過し老朽化・劣化が懸念されるものが含まれ、安全維持への対策は計画を練って対処しつつあります。

災害時の対策について「災害対策マニュアル（地震対策）」は、未だ作成されていません。

平成20年度に「奥羽大学廃棄物処理規程」「奥羽大学有害廃液取扱規程」を整備し、分別ゴミ回収を徹底し廃棄物処理体制の強化を進めていることは適切です。

【改善方策】

- ・老朽化・劣化が懸念される施設・設備については、平成22年度までに年次計画の下に安全体制と設備維持を実施すること。
- ・災害時の対策として「災害対策マニュアル（地震対策）」（仮）を作成し全教職員及び学生に配付し、避難場所、備蓄倉庫、屋外非常放送設備の設置を示すこと。
- ・災害時には患者、付添い者、近隣の住民がキャンパスに避難することが想定されるので、対策を検討すること。

11. 図書・電子媒体等

【到達目標】

本学図書館は、本学の理念・目的を支えるための基盤的な施設として、図書・雑誌・その他の媒体等から成る学術情報を広く収集し、組織化し、保存し、教職員・学生等の利用者に迅速かつ的確に提供し、新たなる「知」の創出を側面より支援し、また国内外からのニーズにも対応し、かつ地域社会との連携と協力を深めつつ、もって社会の発展に貢献することを理念・使命としています。

この理念・使命に基づく到達目標は次のとおりです。

・収集

本学の教育・研究に必要な内外の図書・雑誌等を計画的、系統的に収集する。その際、学術専門書のほかに人間形成に必要な教養書の収集も行う。

また、電子ジャーナルや e-book 等、電子媒体資料についても、いっそうの充実を図り、教育、研究面からのニーズに応えていく。

・利用者サービス

貸出、閲覧、レファレンスサービスを含む情報サービス、情報リテラシー教育など各種の利用者サービスを行い、利用者の便益を有効なものとする。

・環境整備

快適な利用環境を整備するとともに、電子的図書館機能の充実を図る。

・「学術情報機関リポジトリ」の構築を推進する。

・他機関との連携・協力をを行い、学術情報提供機能の強化に努める。

・地域住民への情報支援サービスを推進する。

○図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性

【現状説明】

i) 図書

平成20年3月31日現在の蔵書総数は230,441冊であり、その内訳は、内国書140,231冊、外国書90,210冊です。

蔵書構成は、医学系67,297冊(29.2%)、歯学系24,604冊(10.7%)、薬学系7,139冊(3.1%)、文学系38,795冊(16.8%)、その他92,606冊(40.2%)であり、本学の学部・学科・大学院研究科の専門性を反映した構成となっています。

過去3年間の図書受け入れ状況は、平成17年度3,588冊、18年度3,281冊、19年度2,662冊です。閲覧方式は、利用者が図書・雑誌等を直接書架から手にとって閲覧できる仕組みになっています。

ii) 学術雑誌

平成20年3月31日現在の所蔵数は2,302種類であり、内訳は国内雑誌1,065種類、外国雑誌1,237種類です。現在、継続して受入れている種類数は701種類、内訳は国内雑誌468種類、外国雑誌233種類となっています。

また、平成20年3月31日現在の電子ジャーナルは、ACS(American Chemical Society)関係24種類ほか、総計196種類です。

iii) 視聴覚資料

平成20年3月31日現在、ビデオテープ1,800点、DVD280点、CD-ROM155点、カセットテープ417点、スライド148点、その他182点、総所蔵数2,982点です。

iv) 資料購入費

(単位：千円)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度
図書	和書	8,723	6,589	4,138
	洋書	3,027	2,653	1,667
計		11,750	9,242	5,805
雑誌	和書	3,090	3,253	3,208
	洋書	21,514	37,411	46,460
計		24,604	40,664	49,668
その他		1,478	1,115	104
合計		37,832	51,021	55,577

資料購入費合計は、年毎に増加しております。これは外国雑誌価格の高騰に起因しており図書費は減少傾向にあります。

平成 18 年度の大学総事業経費のうち、図書館資料費の占める割合は、1.44%であり、文部科学省の「平成 18 年度学術情報基盤実態調査結果報告」の私立大学 C クラス（2~4 学部）の平均値 1.3%を上回っています。

v) 図書館資料の選択

図書購入希望者は、各学部に配分された図書予算の範囲内において、館長に図書購入申請書を提出し、図書委員会の議を経て決定しています。

学習図書は、講義要綱やカリキュラムを参考として、教員、図書館員が隨時選択を行い、また学生からの希望図書は授業との関連を勘案して購入しています。

雑誌の収集方針は、本学の学部構成と密接に関連し、歯学部や薬学部を中心とした自然科学系と、一般教養とその周辺分野の雑誌が対象です。学術雑誌の継続、新規、中止等については、年1回各学部と講座等を対象としたアンケートに基づき、図書委員会の議を経て決定しています。

【点検・評価】

平成 20 年 3 月 31 日現在の蔵書総数は 230,441 冊で、学術雑誌の所蔵数は 2,302 種類で、電子ジャーナルは ACS 関係 24 種類ほか総計 196 種類で、平成 18 年度の大学事業経費のうち図書館資料費の占める割合は、1.44%で文部科学省による報告の私立大学 C クラスの平均値を上回っている等のことから、資料の体系的整備とその量的整備状況は適切です。

○図書館の規模、開館時間、閲覧室の座席数、情報検索設備や視聴覚機器の配備等、利用環境の整備状況とその適切性

【現状説明】【点検・評価】

i) 図書館の規模、施設・設備の整備状況

本学図書館は、大学設立当初はキャンパス内の2ヶ所に分離していましたが、昭和51年9月、中央棟の完成に伴い、その1、2階を図書館として現在に至っています。

平成10年に大規模な改修工事を行い、利用者の動線を考慮して1・2階の出入口を1階にまとめて、管理上の効率化を図っています。

総面積は2,635m²、用途別では事務室（含館長室）247m²、閲覧室618m²、書庫1,280m²、サービススペース490m²であり、利用サービスにかかる施設として、1・2階の閲覧室のほか研究個室11室、視聴覚資料コーナー、新聞・雑誌コーナー、PC用コーナー、コピーコーナーなどがあり、メディアの多様化にも対応しています。

閲覧室座席数は231席あり、学生収容定員1,872人の12.3%に相当しており適切です。

ii) 開館状況

平成19年度の年間開館日数は276日で、開館時間は平日午前9時から午後7時まで、土曜日は午前9時から午後4時までとなっています。[適切です。](#)

iii) 情報検索設備、視聴覚機器の配備

本学図書館は、平成7年8月に当時の学術情報センターと接続を行い、平成12年9月にインターネット接続端末を設置しました。

平成13年8月に図書館システム用サーバーを入れ替えて、新CAT/ILL対応ソフトを導入、平成14年11月、電子化された目録情報の公開を開始し、全所蔵の目録情報は電子化されており、新規受入分は随時入力しています。

[平成20年5月現在のパソコン保有数は、業務用9台、利用者用8台です。](#)

視聴覚資料室には、ビデオ、DVD、CDなどの資料を収蔵し、1階閲覧室の視聴覚コーナーには、それらのソフトに対応できるオーディオブースが6台設置してあるのは適切です。

iv) 利用サービス

利用者教育としては、新入生全員に本学図書館作成のリーフレット「図書館利用のしおり」東北地区大学図書館協議会作成の「図書館のすすめ」を配付し、口頭説明等により総合案内を行っています。また、授業担当者の希望に応じて、図書館見学会や「文献の調べ方」などのサービスを実施し、平成14年度に開設した本学図書館のホームページでも利用案内を行っています。

図書貸出冊数、期間等については、学生は2週間以内3冊まで、教員は2週間以内15冊までとし、長期休暇時には特別貸出を実施しています。

平成19年度の年間利用者数は3,159人、うち教員1,011人、職員195人、学生1,953人です。貸出冊数は5,623冊、うち教員2,228冊、職員257冊、学生3,138冊です。

地域住民から本学図書館資料の利用申請があった場合、図書館長はこれを許可しています。

[利用環境については整備されており適切です。](#)

○学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況

【現状説明】【点検・評価】

1) 学術情報の処理・提供システム

国立情報学研究所の NACSIS-CAT 総合目録データベース機構に参加して所蔵データの同研究所へのアップロードを行い、図書館資料の発注より受け入れまでの入力作業は国立情報学研究所のネットワークシステムを援用し、得られた目録情報を本学図書館の資料検索システムの基盤としています。

現在、本学図書館の図書館システムは（株）ブレインテックの「情報館5.0」を導入して、日々の図書館業務をトータルにサポートしています。その基本機能は、次のとおりです。

i) 貸出管理（貸出・返却・督促・予約処理）

　　収書管理（発注・受入）

　　利用者管理（利用者登録・更新・削除）

ii) 目録（書誌登録・更新・削除、書誌統合、所蔵・登録・更新・削除、所蔵一括処理、

　　NACSIS-CAT アップ&ダウンロード）

　　資料検索（総合管理用検索、利用者検索 OPAC、Web 検索）

　　雑誌管理（各号管理、クレーム処理、製本管理）

iii) 予算・会計、統計（利用、蔵書、サービス）

　　蔵書管理（蔵書点検、除籍処理）

本学図書館のホームページは平成12年3月に開設し、提供サービスの内訳は目録所在情報（OPAC）、図書館利用情報、情報検索用データベース、オンラインジャーナルの閲覧です。

主なる電子資料、外部データベースには「医学中央雑誌」（医中誌刊行会）、「MAGAZINPLUS」（日外）、「雑誌記事索引ファイル」（NDL）、「SciFinder Scholar」（CAS、科学情報協会扱）、「PubMed」（NLM）などがあります。

2) 国内外の他大学との協力

他大学等との相互協力は、主に文献複写の受付、依頼や職員研修会等を通じて活発に行っています。現在、相互協力を目的として加盟している団体は、日本図書館協会、私立大学図書館協会、日本医学図書館協会、東北地区医学図書館協議会、東北地区大学図書館協議会、福島県内大学図書館連絡協議会、福島県医療機関図書室協議会、日本薬学図書館協議会、日本薬学図書館協議会北海道・東北地区部会です。

加盟団体の協力により行われた過去3年間の文献相互貸借件数は次のとおりです。

学生及び教員が頻繁に利用しており、適切です。

文献相互貸借受付件数

		平成17年度	平成18年度	平成19年度
現 物		3	5	3
複 写	件 数	799	560	514
	(枚 数)	(3, 202)	(2, 257)	(2, 140)
謝 絶		61	31	29
合 計		863	596	546

文献相互貸借依頼件数

		平成17年度	平成18年度	平成19年度
現 物		20	13	2
複 写		395	495	456
海外利用		1	1	1
謝 絶		2	2	0
合 計		418	511	459

○学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

【現状説明】

本学図書館が受け入れた学術資料はすべて保管され、オープンシステムで利用に供されており、資料の廃棄は行っていません。

学術雑誌は年2回に分け製本し、バックナンバー室の移動式書架に配架しています。

本学発行の学術論文集である『奥羽大学歯学誌』(年4回刊)、『奥羽大学文学部紀要』(年1回刊、平成18年12月発行をもって廃刊)は、国内の大学や研究機関と交換入庫しています。なお、『奥羽大学歯学誌』は国立情報学研究所の電子化支援事業に参加し、平成17年度から電子化が行われています。他大学等から支援資料として送付されてくる紀要類は、バックナンバー室で保管していますが、一部は閲覧室の雑誌コーナーに配架しています。

本学大学院研究科の学位論文は、各研究室で保管しています。

【点検・評価】

貴重図書、学位論文、紀要類などを含めた学内資料の電子化(いわゆる「機関リポジトリ」)について検討する必要があります。

【改善方策】

図書館資料の電子化については、日本医学図書館協会、日本薬学図書館協議会等のコンソーシアムを援用して経費の節約に努めること。

○資料の保存スペースの狭隘化に伴う集中文献管理センター（例えば、保存図書館など）の整備状況や電子化の状況

【現状説明】

書庫狭隘化に伴う対策として、書架の増設は毎年小規模ながら行ってきましたが、平成 17 年 4 月薬学部新設に伴い書庫の拡張と書架増連の工事を施工し、223,000 冊の収容を可能としました。現在の蔵書 230,441 冊は超過していますが、書架 1 段を 25 冊収容として、かなり余裕をもたせた積算であり、実質 25 万冊までは収容可能です。保存スペース対策としての資料の電子化は現在のところ行っていません。

【点検・評価】

- ・バックナンバー室はほぼ満杯状態で、増加する一方の製本雑誌の配架をどのように確保するかは、利用頻度の低い資料の取り扱いをどうするか充分に検討を要します。

【改善方策】

- ・本学図書館で利用できる有料で大型のデータベースに「SciFinder」や「医中誌」がありますが、有料データベースの導入の必要性について調査を行い、医学関係を中心とした「PubMed」や国立国会図書館の「雑誌記事索引」などの利用の仕方や各種サイト紹介を含めた情報リテラシー教育の充実を図ること。
- ・書庫の増設、資料の分散、資料の廃棄等を検討すること。

12. 管理運営

【到達目標】

- ・学校法人理事会と大学の教学組織は、職能分担して連携協力関係を維持する。
- ・学長は、校務を掌り所属職員を統督する。
- ・学部長は、学部運営責任者として学部教員を統括し、学部の教育と研究の推進に積極的に役割を果たす。
- ・研究科長は、大学院歯学研究科の運営について学長に協力し大学院教員を統括し、教育に資する研究の推進と研究者の育成に努める。
- ・学部教授会と研究科委員会は、教育課程と教員人事等の審議組織としての役割を果たす。

○学部教授会の役割とその活動の適切性

【現状説明】

学生の教育、学生生活全般、教員の教育研究における管理運営は、教授会、学生部委員会並びに各種委員会が担っています。教学に関する事項については、学生部委員会及び各種委員会が教授会に提案し、教授会が審議したうえで学部長及び学長が決定しています。

- ・歯学部教授会の役割については、以下のように定めています。

○「奥羽大学歯学部教授会規程」

第6条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の入学、進級、卒業、休学、復学、転学、退学等に関する事項
- (2) 教育課程及び授業に関する事項
- (3) 試験に関する事項
- (4) 学生の指導、厚生及び賞罰に関する事項
- (5) 学友会、父兄会に関する事項
- (6) 専攻生、聴講生、委託生の入学、退学に関する事項
- (7) 学則及びその他の規程の制定、改廃に関する事項
- (8) 学長の選考委員の選出に関する事項
- (9) 学部長、附属病院長の推薦に関する事項
- (10) 教授、准教授、講師、助教、助手及び非常勤教育職員等の候補者選考並びに退職に関する事項
- (11) 名誉教授及び客員教授の推薦に関する事項
- (12) 学長及び学部長の諮問に関する事項又は教授会において必要と認める事項
- (13) 前号のうち、特に好ましくない不測の事態が発生したとき、調査及び対応にあたる教授を適宜選出し、臨時に委員会を構成するなどして、事態の解決に努めなければならない。

- ・薬学部教授会の役割については、以下のように定めています。

○「奥羽大学薬学部教授会規程」

- 第6条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
- (1) 学生の入学、卒業、休学、復学、転学、退学等に関する事項
 - (2) 教育課程及び卒業に関する事項
 - (3) 単位の取得及び試験に関する事項
 - (4) 学生の指導、厚生及び賞罰に関する事項
 - (5) 学友会、父兄会に関する事項
 - (6) 学則及びその他の規程の制定、変更並びに廃止に関する事項
 - (7) 学長の選考委員の選出に関する事項
 - (8) 学部長の推薦に関する事項
 - (9) 教授、准教授、講師、助教、助手及び非常勤教育職員等の候補者の選考並びに退職に関する事項
 - (10) 名誉教授及び客員教授の推薦に関する事項
 - (11) 学長及び学部長の諮問に関する事項又は教授会において必要と認めた事項
 - (12) 前号のうち、特に好ましくない不測の事態が発生したとき、調査及び対応にあたる教授を適宜選出し、臨時に委員会を構成する等して、事態の解決に努めなければならぬ。

教授会は毎月2回開催し、決定事項は速やかに教員に通知しています。緊急の場合には曜日、時間を問わず教授会を招集することにしています。

【点検・評価】

学部教授会は「学則」第15、16、17、18条並びに「奥羽大学歯学部教授会規程」「奥羽大学薬学部教授会規程」に則って、順調に運営されており適切です。

○学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

【現状説明】

学部長の職責は「学則」第14条に「学部の校務を掌理する」と規定しています。

- ・学部教授会を統括し、学部の管理と運営に当たる。

これらの責務を有する学部長と学部教授会との間の連携協力及び機能分担は、以下の体制のもとに行われています。

- ・学部執行体制

○学部長は、機能的学部運営を行うため学生部長と協力して学年主任とクラス担任を選任します。任命された教員は、学部教授会等が開催される前にその審議案件についての協議を行い、教授会議題を学部長に提出します。

- 教育課程などの運営と執行に関して、学部長が選任した委員による教務・カリキュラム、データーベース(DB)の委員会で、教授会に諮られる原案を作成・立案し教授会で審議しています。

【点検・評価】

学部教授会と学部長との間の連携協力と機能分担は適切に行われています。

- | |
|--|
| ○ 学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性 |
|--|

【現状説明】

本学には、全学的審議機関として大学運営協議会があり、「奥羽大学運営協議会規程」に基づいて設置されています。その構成員は、各学部の教授又は准教授の中から学長が指名する者2名のほかに、附属病院長が指名する附属病院の診療科長若干名、事務局長、各部長、事務長の計12~16名となっています。 協議会は事務局長が招集し、重要な審議結果については、理事長、学長又は常務理事会に具申することになっています。

【点検・評価】

各学部及び歯学部附属病院の管理運営上の問題については、理事長、学長及び常務理事会に上申され、円滑な運営の推進が図られており適切です。

○大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

【現状説明】

大学院研究科委員会の役割については、以下のように定めています。

○奥羽大学大学院学則

第12章 大学院研究科委員会

第37条 大学院に大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

2 研究科委員会の構成は学長、歯学部長、研究科長及び第5条に定める各専攻科目の主任をもって組織し、必要あるときは研究科委員会の決定により専攻科目の他の教員を加えることができる。

第38条 研究科委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学院教員の選考に関する事項
- (2) 研究指導及び授業科目に関する事項
- (3) 入学、転学、退学及び除籍に関する事項
- (4) 賞罰に関する事項
- (5) 試験及び履修単位に関する事項
- (6) 学位論文の審査及び諮問に関する事項
- (7) その他研究科に関する重要な事項

第39条 研究科委員会委員長は、研究科長がその任に当たり会務を統理する。

第40条 研究科委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

第41条 研究科委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ委員会を開くことができない。

2 議事は出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第13章 大学院運営委員会

第42条 本大学院の管理、運営のため大学院運営委員会を置く。大学院運営委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学長
- (2) 歯学部長
- (3) 研究科長
- (4) 研究科の専攻科目主任若干名

2 前項第4号の委員は、研究科委員会がこれを選出する。

第43条 前条第1項第4号の規定する委員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により委員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

第44条 大学院運営委員会は学長の諮問に応じ次の事項を審議する。

- (1) 大学院に関する重要な規則の制定改廃に関すること。
- (2) 大学院の予算の方針に関すること。

- (3) 大学院学生の定員に関すること。
- (4) 大学院と歯学部その他の機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他大学院の運営に関する重要なこと。

第45条 大学院運営委員会は必要に応じ学長が招集し、その議長となる。

第46条 本学則に定めるもののほか、大学院運営委員会運営等につき必要な事項は大学院運営委員会が定める。

研究科委員会は、毎月第3水曜日に開催しています。

運営委員会は、毎月1回の研究科委員会に先立って定期的に開催しています。研究科委員会における報告事項や審議事項についてあらかじめ協議を行い、その円滑な運営を図っております。

【点検・評価】

研究科委員会は、「奥羽大学大学院学則」に則り、必要事項を処理しており、運営委員会は、研究科委員会に諮る大学院学則改正、学位規程改正、カリキュラム作成、学位論文審査委員の選出方法の改善、社会人特別選抜制度導入に向けた議案など数多くを策定し、有効に実施してきていることは適切です。

○大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

【現状説明】【点検・評価】

大学院の研究科委員会と運営委員会は、学部教授会とは別に行われていますが、研究科委員会のメンバーの多くが歯学部教授会のメンバーでもあることから、歯学部との協議・調整が必要な時は、円滑に対応しています。

○学長、学部長、研究科委員長の選任手続の適切性、妥当性

【現状説明】

○学校法人晴川学舎寄付行為施行細則

第1条 奥羽大学の学長等の選任又は解任並びにその他必要事項については、この細則の定めるところによる。

第2条 奥羽大学の学長を選任する場合は、次の各号に掲げる者をもって組織する候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において候補者を選定し、理事会に推せんする。

- (1) 理事長
- (2) 理事の中から理事長が指名した者 3人
- (3) 評議員の中から理事長が指名した者 2人
- (4) 大学院研究科委員会において選任した者 2人
- (5) 教授会において選任した者 各2人

2 選考委員会は、理事長が招集し、議長となる。

3 理事会は、選考委員会から推せんされた学長候補者につき審議決定し、理事長が任命する。

4 学長の解任は、あらかじめ教授会の意見を聴き、理事会が決定し、理事長が解任する。

5 学長の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

6 第3項の決定は、評議員会に報告する。

第3条 奥羽大学の次の者の選任及び解任は、あらかじめ教授会の意見を聴き理事会が決定し、理事長が任命又は解任する。

- (1) 学部長 (3) 図書館長
- (2) 病院長、副病院長 (4) 学生部長

2 奥羽大学の次の者の選任及び解任は、あらかじめ大学院研究科委員会の意見を聴き、理事会が決定し、理事長が任命又は解任する。

- (1) 大学院研究科長

【点検・評価】

規程に基づいて適切な手続きを踏まえ、適正に選任されています。

○学長権限の内容とその行使の適切性

【現状説明】【点検・評価】

学長の職務権限については、「学校教育法」第92条第1項第3号に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」と規定されていて、本学「学則」第14条に (1)学長 校務を掌り、所属職員を統督する。と規定しており、**学長は規定に則って大学運営を適切に進めております。**

○学部長や研究科委員長の権限の内容とその行使の適切性

【現状説明】

学部長の職務権限については、「学則」第14条に (2)学部長 学部の校務を掌理する。と規定しています。大学院研究科委員会は、研究科長が委員長となって招集しその議長となると規定しており、研究科長は大学院全般について責任をもって諸活動を円滑に遂行しています。

○奥羽大学学則

(教授会の招集)

第16条 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。

2 学部長は、当該学部教授会構成員の3分の1以上の要求があったときは、教授会を招集しなければならない。

(教授会の定足数)

第17条 教授会は、構成員総数の3分の2以上の出席によって成立し、議決を要する場合は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合には議長がこれを決める。

○奥羽大学大学院学則

第39条 研究科委員会委員長は、研究科長がその任に当たり会務を統理する。

第40条 研究科委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

【点検・評価】

学部長は、教授会をはじめとして諸会議で規程に則って権限を行使しております。
大学院研究科長も規定に則って、大学院の諸活動の取りまとめ役としての責務を果たしており、権限を適切に行使しています。

○学長補佐体制の構成と活動の適切性

【現状説明】

学部長、大学院研究科長、附属病院長、図書館長及び事務局長と事務局各部長が、それぞれの担当する部署の業務に関して学長を補佐しています。

【点検・評価】

大学業務総て規程に則って行われており適切です。

○大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

【現状説明】

本学を設置する「学校法人晴川学舎」の管理運営は、理事会及び評議員会が担っています。本法人の管理運営組織は、「学校法人晴川学舎寄附行為」により、理事長と理事 11 名(学長を含む)、監事 2 名及び評議員 31 名で構成(平成 20 年 6 月 1 日現在)しています。常勤の理事の中から必要に応じ学事、財務、総務及び校友に関する業務を分掌する常任理事を委嘱しています。理事長と常勤の理事で常務理事会を組織し、法人業務の連絡調整を行い、意思決定プロセスとして確立されています。決定事項の運用は、教授会や研究科委員会、あるいは事務局によって理事会との調整の上で実施しています。

【点検・評価】

大学と法人理事会は、互いに連携しながら大学の意思決定を行っていて適切です。

【改善方策】

職員は理事会決定事項をより理解し業務の遂行に精進すること。

○評議会、大学協議会などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

【現状説明】

大学運営協議会は、本学及び歯学部附属病院の管理・運営の適正化を図り、教育と研究と診療が円滑に運営できるように、隨時開催しています。また、重要な審議事項については、理事長、学長又は常務理事会に具申して意見を聴き、意思決定をしています。

【点検・評価】

教授会と大学運営協議会は、互いに連携しながら適切に運営されています。また、大学運営協議会と法人理事会との連携も適切です。

【改善方策】

連携をさらに深めること。

○教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係および機能分担、権限委譲の適切性

【現状説明】・【点検・評価】

学校法人理事会と教学組織との調整は、法人理事を兼任している学長に委ねられています。法人理事会は、教授会等の教学組織の決定を尊重しており、教学組織と法人理事会との連携協力関係は適切です。

【改善方策】

大学をとりまく環境が厳しい中で、教学組織と法人理事会の連携・協力を密にしていくこと。

○関連法令等および学内規程の遵守

【現状説明】・【点検・評価】

文部科学省、厚生労働省、福島県などの行政機関はもとより、関係諸機関から発出される法令等については遵守しています。それらに關係する学内諸規程も整備して遵守し、適切に大学は運営されています。

○個人情報の保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度、審査体制の整備状況

【現状説明】・【点検・評価】

個人情報の保護を目的とした「奥羽大学個人情報保護に関する規程」を平成17年に定め、個人情報の適正な取得、利用、管理及び保存を図り、個人の権利利益やプライバシーの保護に資しています。

また、「個人情報保護委員会」を設置し、個人情報にかかわる諸問題に対処できる審査体制を敷いていることは適切です。

【改善方策】

本学の各部署において「個人情報保護に関するガイドライン」を作成すること。

13. 財務

【到達目標】

学生定員の確保を図り、均衡ある健全な財務体質を維持し続ける。

○中・長期的な財務計画の策定およびその内容

【現状説明】

中・長期的財務計画と将来計画については、年度決算後に日本私立学校振興・共済事業団で刊行している『今日の私学財政』を指標（全国私立大学の平均数値）として経年比率分析表を作成し「財務の健全性」を分析評価の一助としています。比率分析表からは、主に「自己資金の蓄積力」「財政の耐久性」「財務構造の柔軟性」「資金調達と運用のバランス」などの項目について検討し、当該年度の決算の数値を基礎として以後5年間のシミュレーションを行っています。

平成19年度以降の財務計画は、平成16年度に計画した薬学部設置から薬学部完成年度（平成20年度）までの中期財務計画（「消費収支予算決算総括表」平成15年度までの決算額と平成16年度から20年度までの予算額）の平成18年度までを決算額に改めました。その履行状況から計画に変更が必要かどうか検討を加えたものです。

平成16年度から平成19年度までの「消費収支予算決算総括表」から、履行状況は、平成16年度、17年度、18年度いずれも予算額より帰属収入はアップしましたが平成19年度は17,413万円のマイナスとなり現在は54,217万円収入額が上回り、予算に対する収入率は平成16年度108.7%、17年度103.7%、18年度104.4%、平成19年度96.6%となりました。また、支出は、予算に対する消費支出の執行率が平成16年度101.1%、平成17年度97.5%、平成18年度99.5%、平成19年度100.02%で、4ヵ年で6,555万円支出額が抑制されました。このことから、中期財務計画は、予定額を収入額が上回り支出額がやや抑制された状況で進行しており、予定通り進めました。

シミュレーションでは、学生全入時代に突入する環境の中でも学生定員の確保があれば、計画していた、平成16年度に102.3%の消費支出比率は、薬学部完成年度の平成20年度には94.5%まで改善され、法人の収支状態は均衡が得られると予想しています。よって、本学財政は、中期財務計画が順調に進行していることから、財政基盤はこの時点では安定しており、教育研究環境の充実が保てると言えます。

【点検・評価】

平成 19 年度は、薬学部の入学定員 200 人に対し入学者は 86 人(充足率 43%)と大きく定員を下回りました。財政の安定を図るために、入学定員を満たす学生確保が絶対条件であることから、本学にとって大きな問題となりました。定員割れを改善する程度に止まらず、本学薬学部の存立を揺るがす状態と判断せざるを得ない状況と思いました。確りした教育課程を遂行することは無論として、今後の学生確保の対策が喫緊の課題です。私立大学を取り巻く環境が、全入時代と言われて非常に厳しく、平成 19 年度の全国大学入学状況は、4 割以上の大学が定員割れを起こした状況にあるとの報告も受けています。

平成 20 年度の薬学部入学者は 55 人(充足率 27.5%)と平成 19 年度を更に大きく下回りました。

【改善方策】

定員確保が非常に困難な状況下にある現在、学生確保問題について、全学を挙げて現状分析と今後の取り組みについて検討して薬学部の入学定員及び学生生徒等納付金の見直しを行うほか、改善・改革に取り組みます。

○教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の確立状況

【現状説明】

- 1) 本学の教育研究予算は、実習費予算と研究費予算に区分しています。
実習費予算は、歯学部の基礎実習・模型実習・臨床実習・一般教養課程実習と薬学部の実習から成っています。各実習担当責任者から各自提出し平成19年度の予算要求は、学部長の審査を受けた後に理事長と事務局で予算を作成し、理事会・評議員会で審議決定しています。歯学部の基礎実習に2,658万円、模型実習に6,114万円、臨床実習に7,408万円、一般教養課程の実習に247万円を配分し、薬学部実習には5,988万円を配分しました。
- 2) 研究予算は、学部研究予算と大学院研究予算に区分しています。
 - i) 学部の研究予算として、歯学部では教授と准教授に各40万円ずつと講師に30万円の個人研究費と、講座研究費各165万円ずつと、共同研究施設経費を配分しています。
薬学部では、教授と准教授と講師に各60万円ずつの個人研究費と、大型研究用設備経費と、共同研究費として1,000万円を配分しています。
 - ii) 大学院の研究予算は、歯学研究科担当教員に大学院生が納付した授業料の70%を配分して研究費に充てています。
 - iii) 歯学部の共同研究施設研究費は、電子顕微鏡施設、放射性同位元素施設、動物実験施設及び組換えDNA実験共同研究施設等の各施設長から提出された予算要求を、査定した後に理事会で決定され、平成19年度には7,988万円を配分しました。
薬学部の共同研究費は、共同研究代表者らの予算要求を査定した後、共同研究費の1,000万円の中から配分しました。
その他、外部機関から受納する奨学研究等の研究費は、受納額の90%を教員に配分しています。

【点検・評価】

教育研究の目的を達成するため、各実習責任者や研究者が目標を設定して予算を要求し、それを基に実習と研究が十分実施できるように配慮し査定し配分しています。

【改善方策】

文部科学省科学研究費や奨学研究費等の外部資金の獲得を奨励して、研究活動の活性化に努めること。

○文部科学省科学研究費、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）、資産運用益等の受け入れ状況

【現状説明】

- 本学の文部科学省科学研究費、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）の受け入れ状況は次のとおりです。

科研費・寄附金等の受入状況

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
科研費	12 件	12 件	18 件	18 件
	1,730 万円	1,670 万円	2,690 万円	2,382 万円
寄附金等	-----	8 件	9 件	13 件
	-----	1,288 万円	674 万円	1,126 万円

- 資産の運用は、元本が保証される確実で効率的な運用を進めることから、日本国債と大口定期預金等で運用しています。

【点検・評価】

薬学部の増設により、外部資金(奨学寄附金)の受け入れが増え文部科学省科学研究費の受入額も僅かながら増加し、外部から受け入れる資金が増加傾向にあります。

[資産運用収入は、元本保証の国債高を増やし、僅かでも収益を高めることにしていることは適切です。](#)

【改善方策】

文部科学省科学研究費や外部資金の獲得を奨励し、研究活動の活性化に努めること。

○予算編成の適切性と執行ルールの明確性

【現状説明】

理事会で決定した予算額は、予算執行部署の責任者に配当額を確認のうえ、年度初めに配分しています。予算執行部署の責任者は、「予算差引簿」に恒常に記録し十分な管理のもと執行状況を把握しています。その際、予算執行部署で検収した執行調書は、予算差引簿に記録後、財務部に提出されます。予算差引簿は、執行調書と検証して財務検証印を押印しています。

個人研究費は、年度当初に年額を指定口座に振り込みます。執行状況については、前期（4月から9月まで）と後期（10月から3月まで）の二期に分けて報告し、精算するシステムになっています。したがって、各部署において予算執行（支出負担行為）され検収が済んだ調書は、月単位で予算差引簿と財務部のコンピュータにデータと調表を統一管理しています。

財務部長は、予算差引簿の継続記録を検証して、四半期ごとの執行実績と前年度実績を比較検討した状況を理事長に報告します。また、第3四半期では、実績報告に加えて仮決算報告書を作成し、予算執行に伴う状況報告を行っています。当該年度の執行状況の分析と評価の結果を、次年度の予算編成に反映し予算執行の効果をあげるようにしています。

【点検・評価】

予算の配分と執行は、検収と確認が十分に行われるシステムになっており、業務は正確かつ正常に機能しており適切です。

○監事監査、会計監査、内部監査機能の確立と連携

【現状説明】

財務監査は、「学校法人晴川学舎経理規程」第51条から第53条に則って監事が行い、毎年2~3回実施されています。監事が作成した監査報告書は、理事会及び評議員会に提出されます。また、監事は理事会、評議員会に出席して報告を行っています。

監査の内容は、財産の管理状況及び予算執行状況並びに理事の業務執行状況について行われています。監事には、外部有識者2名が選任されています。学校法人の業務運営や財産状況を監査するにふさわしい学識経験者として、理事会が推薦した会計事務所経営者と歯科医院経営者を評議員会の同意を得て理事長が任命しています。

年度の中間期と決算期に行われる監査では、財務担当理事から監事に定期的に学校法人の業務状況等の報告を行い、監事から要請された帳簿と証憑証拠書類のすべてを提示して窓口を得ているので、誤謬や脱漏の防止が十分に図られています。また、財務比率等の検証を得たうえで財政の健全性のチェックも併せて行われています。監事は、公認会計士の監査に毎回立ち会っています。なお、恒常に作成された諸票と稟議書と会計関係書類等の監査資料は、「学校法人晴川学舎経理規程」に基づき作成し、それぞれにチェック機能が働くシステムに整備されています。

【点検・評価】

「学校法人晴川学舎事務組織規程」「学校法人晴川学舎事務分掌規程」「学校法人晴川学舎職務権限規程」及び「学校法人晴川学舎経理規程」を遵守し、書類の整備と履行状況が検証できる明確なシステムのもとで監査が実施されており、財務システムが内部監査機能を果たしていると言え、監事が公認会計士の監査に毎回立ち会っていることは適切です。

○消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率における、項目毎の比率の適切性

【現状説明】

本学財政の健全性については、「消費収支計算関係比率」及び「貸借対照表関係比率」を作成し、日本私立学校振興・共済事業団が公表する平成19年度版『財務比率比較表』にある全国大学法人の平均値と比較し「健全性」の分析と評価を行い検証しました。平成18年度の「財務状況のゆとり」と「財政の釣合」について、比較分析した結果以下のとおりです。

消費収支計算関係比率では、学生生徒等納付金比率は73.8%で、全国大学法人平均（以下「全国平均」という。）49.9%と比較して23.9ポイント高く、学生生徒等納付金収入に対する依存度が高いことを示しています。一方、寄付金比率0.2%（全国平均2.4%）、補助金比率9.4%（全国平均10.4%）は、全国平均と比べ低くなっています。支出を見ると、本学の人件費比率は56.9%（全国平均49.9%）で管理経費比率は8.0%（全国平均7.2%）であり、全国平均よりやや高くなっています。教育研究経費比率は30.2%で全国平均34.3%より、やや低くなっています。消費収支比率115.2%（全国平均が106.9%）と高くなった理由は、教育環境を現在よりも良くするための第3講義棟建設等による基本金組入率が17.3%となったことにあり、全国平均より8.3%上回りました。

貸借対照表関係比率では、自己資金構成比率が93.0%（全国平均84.8%）で財務構造の柔軟性が高いことを示しています。また、総負債比率も7.0%（全国平均15.2%）と、財政面の安定性が高いことが証明されています。

さらに、流動比率355.7%（全国平均254.4%）も全国平均に比較して高く、資金の流動性があり、財政が安定している状況を示しています。

【点検・評価】

総負債比率が全国平均に比べ8.2ポイント低く、財政の安定性が高いことは評価できます。しかし、平成19年度になって薬学部の入学定員充足率が43%と大幅に下がりました。このような状況が今後も続くと財政比率の悪化につながることから改善方策が必要です。

【改善方策】

第一に入学定員の確保に努めること、学生生徒等納付金等の設定を検討するほか、その他の収入も引き上げる。

14. 点検・評価

【到達目標】

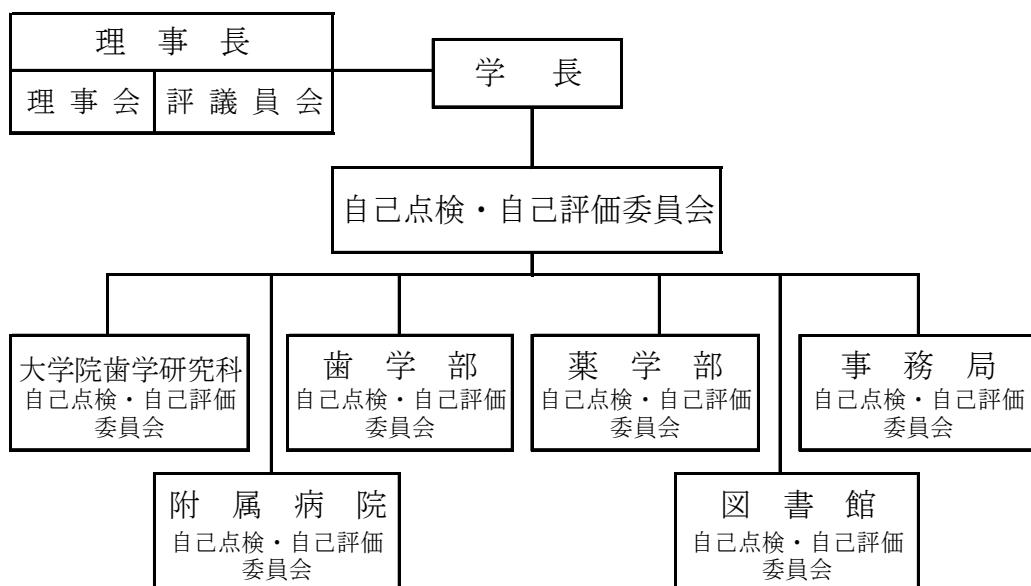
適切な自己点検・評価を実施し、本学の目的達成に資する。

- 自己点検・評価を恒常的に行うためのシステムの内容とその活動上の有効性
- 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

【現状説明】

本学では平成16年4月に奥羽大学自己点検・自己評価委員会規程を制定し、平成17年1月に「奥羽大学歯学部 点検・評価報告書」を大学基準協会に提出するに至り、大学としての自己点検・自己評価を実施することは、大きな視野からの点検・評価もさることながら、各部署ごとの点検・評価が全体の点検・評価を構成することに鑑み、本学全体の自己点検・自己評価を行う上の「奥羽大学自己点検・自己評価規程」と、本学の部署を、大学院、歯学部、薬学部、事務局、附属病院、図書館の6つとし、それぞれの部署の自己点検・自己評価委員会規程「奥羽大学大学院研究科自己点検・自己評価規程」「奥羽大学歯学部自己点検・自己評価規程」「奥羽大学薬学部自己点検・自己評価規程」「奥羽大学事務局自己点検・自己評価規程」「奥羽大学附属病院自己点検・自己評価規程」「奥羽大学図書館自己点検・自己評価規程」を平成18年7月に定め整備しました。

<奥羽大学自己点検・自己評価組織>



平成18年度に、歯学部と大学院歯学研究科は、平成14年度から平成18年度までの5年間の自己点検・評価を実施して、それらを外部評価委員3名による第三者評価を平成19年4月に受け、『2006（平成18）年度奥羽大学自己点検・評価報告書－歯学部・大学院歯学研究科－』にまとめて公表しました。

平成19年度（平成19年4月～平成20年3月）に実施した自己点検・自己評価の結果については平成20年10月に外部評価委員（明海大学々長・教授、日本歯科大学歯学部長・教授、東京医科歯科大学大学院歯学研究科歯学部長・教授、星薬科大学教授）4名による第三者評価を受けました。『2008年度（2003.4.1～2008.3.31）自己点検・自己評価報告書 奥羽大学』

本学 点検・評価スケジュール

平成20年 (2008)	内 容
4月22日(火)	・「大学評価実務説明会」 2008(平成20)年度評価、2009(平成21)年度申請対象
4月28日(月)	・自己点検・自己評価委員会開催 大学評価(認証評価)基本事項等の確認
5月 1日(木)	・「点検・評価報告書」「大学基礎データ」等作成基準日 ※H15～H19(5年間)
5月 7日(水)	・「大学基礎データ」様式ダウンロード
5月 9日(金)	・「点検・評価報告書」「大学基礎データ」等大学評価調書作成指示 関係各部署説明会 ・「添付資料」(募集要項、時間割表、規程他)在庫確認、リスト作成依頼
5月～6月	・学部等の関係各部署の進捗状況確認
6月末日	・本学の「自己点検・評価報告書」の原稿締切
7月10日(木)	・「大学基礎データ」提出締切(全表) ・「添付資料リスト・現物」提出締切(各部署からリスト・現物の提出) ・「点検・報告書」提出締切(「評価項目チェックリスト」添付)
8月11日(月)	・「点検・評価報告書」「大学基礎データ」第1次原案点検確認 ・第1次原案修正依頼(評価項目毎に評定予測と問題点抽出、修正指示)作成 ・「点検・評価報告書」「大学基礎データ」第1次原稿修正指示 (評価項目毎の評定予測を付し、問題点、修正根拠添付し指示)
8月22日(金)	・第1次原稿修正提出締切 ・第2次原稿点検確認開始 ・大学評価を受けるための「点検・評価報告書」原稿点検・総括
10月初旬	・外部評価委員会開催(外部評価者4名) 10月4日(土)・6日(月)2回に分けて開催
11月初旬	・本学の「自己点検・評価報告書」を印刷入稿
11月4日(火)	・大学基準協会で事前チェックを受ける

a. 歯学部

【現状説明】

本学部では教授会の議を経て、教員の責任を以下のように定め、自己点検・評価の達成目標としています。

- ・教員は、自己の活動を点検・評価し、自己の活動の向上と改善を図り、学生の教育に資する。
- ・本学部における教育・研究・社会貢献並びに管理・運営等における評価の結果を分析し総合的に不十分な面の改善を図り、それぞれの部門において教員としての役割を果たす。教員の業績評価等については、次のように実施しています。

i) 評価の方法

評価の方法は、以下の5種とします。

- A. 教員の自己点検・評価
- B. 同僚による評価
- C. 学生による授業評価
- D. 教員による担当授業自己評価
- E. 外部評価

Aについては歯学部自己点検・自己評価委員会が実施しています。

Bについては学部長または評価委員会が行っています。また、『奥羽大学自己点検評価報告書』の公表に併せてEの外部評価を開催してきました。

CとDについては学生部委員会が実施し、評価委員会に報告しています。

ii) 教員の自己点検・評価

教員の自己点検・評価は平成17年度にトライアルとして教育・研究・診療の3項目について実施しました。その結果は、全教員に「評価結果の通知」としてフィードバックしました。平成18年度から、①教育②研究③社会貢献④学内活動⑤診療の5項目について実施しています。

各調査年度の評価結果は以下の方法で5段階評価を行いました。

教員の職掌と所属別、①基礎系教授②臨床系教授③基礎系准教授④臨床系准教授・講師⑤基礎系助教・助手⑥臨床系助教・助手⑦一般教養系教員の7つに振り分け、各区分の評価を行っています。

iii) 学生による授業評価

教育業績評価の一環として、「学生による授業評価」を平成13年度から実施してきました。結果については、教員個々にフィードバックしてきましたが公表はしませんでした。平成18年度に過去6年間の結果をまとめて冊子として公表しました。また、今回平成18・19年度の「学生による授業評価」の結果をまとめて冊子としました。

iv) 同僚による評価

平成 17～18 年度に実施した「教員の自己点検・評価」と「学生による授業評価」を合わせ、評価の低かった 4 名の教員に対して、学部長を含む 3 名の教員による「授業参観」を行い、これらの該当教員と学生から聞き取り調査を行ったうえで、4 名の教員に教育内容の向上を促し、平成 20 年度のシラバスの記載内容の改善を命じました。

業績評価の実施結果については、教授、准教授、講師、助教及び助手の職位別にして点検項目ごとにまとめた結果の分布を紙上公開するに留め、「個人情報保護法」に基づく個人データは非公開としています。

b. 薬学部

【現状説明】

本学部は、開設から 3 年が過ぎ、薬学部設置認可申請書に記載どおりの講義・実習を実施してきました。平成 19 年度に薬学部自己点検・自己評価委員会を設け、教育と研究に関して、助手を含む全教員について、19 年度分までの 3 年間にわたる、年度ごとの業績をまとめています。まとめた結果は『2008 年度（2003. 4. 1～2008. 3. 31）自己点検・自己評価報告書 奥羽大学』の中に掲載します。

なお、本学部は平成 23 年度に 6 年制の完成年度を迎えます。完成前の平成 21 年度に薬学教育評価機構に対して「自己評価 21」の評価基準に基づいた自己評価を提出します。

c. 大学院歯学研究科

【現状説明】

本研究科は、平成 17 年度から FD 委員会を設置し大学院担当教員の資質向上に努め、平成 18 年度に「奥羽大学大学院研究科自己点検・自己評価委員会規程」に基づき、「大学院研究科自己点検・自己評価委員会」が自己点検・自己評価を行いました。平成 18 年度に過去 5 年間（平成 14～18 年度）の教育・研究業績をまとめて発刊し大学院教員に配付しました。平成 20 年度には、平成 15～19 年度の 5 年間の教育・研究業績をまとめて発刊しました。大学院担当教員の教育評価は、大学院生に対する教育時間、授業回数、学位論文の指導実績、学位審査に携わった回数等を基準として行い、研究活動の評価についてはインパクト・ファクターを取り入れ、質的評価に役立てました。

自己点検・評価の結果は『2008 年度（2003. 4. 1～2008. 3. 31）自己点検・自己評価報告書 奥羽大学』の中に掲載します。

【点検・評価】

自己点検・自己評価をはじめたころは、語の響きから教員各々が点検・評価を行い、長所を表現するだけにとどまっていました。しかし、回を重ねるごとに、項目の設定や意義について深く考えるようになり、現在では到達目標についても理解が得られるようになったことは適切です。

また、日常業務の中に緊張感と協力の姿勢が見られるようになったことから自己点検・自己評価を実施したことは適切です。

【改善方策】

本学の理念・目的を達成するために、今まで実施した自己点検・自己評価の項目を精査し、本学が個性を持った大学として継続していくような項目を整備して自己点検・自己評価を続けていくこと。

○自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

【現状説明】

歯学部、大学院歯学研究科では、平成18年度（平成14年3月～平成18年3月）に自己点検・自己評価を実施し、学外委員3名による第三者評価を受け、『2006（平成18）年度奥羽大学自己点検・評価報告書—歯学部・大学院歯学研究科一』として公表しました。平成20年度（平成15年3月～平成20年3月）には、歯学部、歯学部附属病院、大学院歯学研究科、薬学部、事務局及び図書館の6つの部署において自己点検・自己評価を実施し、外部委員4名による第三者評価を受けました。その結果については『2008年度（2003.4.1～2008.3.31）自己点検・自己評価報告書 奥羽大学』として公表しています。

【点検・評価】

外部評価委員による第三者評価を受けて体制が整備されたことは適切です。

平成18年度の外部評価委員会から、大学院生に対するティーチング・アシスタント制の充実や大学院卒業後のポストと待遇面の充実等が指摘され、ティーチング・アシスタント制を平成19年度に運用を開始していることと、卒業後のポストについては新教員制度により希望する者は1年間の助手を経て助教として任用される道が拓けたことは評価できます。

【改善方策】

外部評価委員会による講評を踏まえ、各単位における改善を進めて、問題点と課題の分析を十分に行うこと。

○文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応

【現状説明】

- 文部科学省からの指摘事項はありません。
- 本学は昭和 62 年 11 月 16 日付にて、大学基準協会に賛助会員として加盟しております。
- 平成 16 年 1 月 26 日に、財団法人大学基準協会に莊司格一学長が加盟判定審査費 100 万円を添えて加盟判定審査申込書を提出いたしました。
- 平成 16 年 9 月 9 日に財団法人大学基準協会に清水秋雄学長が「奥羽大学歯学部点検・評価報告書」を添えて、認証評価申請書を提出しました。
- 平成 16 年 10 月 8 日に大学基準協会の実地視察。
- 平成 16 年 12 月 20 日に財団法人大学基準協会から「奥羽大学に対する加盟判定審査結果ならびに認証評価結果（案）」が大学に送付されました。
- 平成 17 年 1 月 8 日に財団法人大学基準協会に清水秋雄学長が「奥羽大学に対する加盟判定審査結果ならびに認証評価結果（案）についての意見」を提出しました。
- 平成 17 年 3 月 22 日「奥羽大学に対する加盟判定審査結果ならびに認証評価報告書 平成 17 年 3 月 22 日 財団法人大学基準協会」が大学に送付されました。

評価結果 貴大学は、大学設置基準は充たしているものの、現時点では、教育内容・方法、学生生活、管理運営、点検・評価、情報公開・説明責任等に関して問題点が認められる。なお、これらの点については、今後の努力の成果を見極めることが必要であることから、現時点では、本協会の大学基準に適合しているか否かの認定は保留する。

なお、報告書の中に「大学に対する提言」総評に提示した事項に関する改善事項が示してありました。改善事項については次に記します。

一、必ず実現すべき改善事項

1 教育内容・方法

- 1) 最近まで卒業試験で 20% 程度の学生が不合格となってきたことは異常事態である。その結果、収容定員に対する在籍学生数の比率が高くなっている。受験生の選抜方法、在学生の進級判定の見直し等原因の分析をするとともに、診療参加型臨床実習の強化を含むカリキュラムの改善、学生による授業評価の実施とその教育現場へのフィードバック、そして教員の教育能力の向上のための方策の策定など早急に検討する必要がある。

2 学生生活

- 1) 今までセクシャル・ハラスメント防止に関して特別な対応は行っていない。早急に対策を検討する必要がある。なお、現在暫定的ではあるが委員会が設置され委員会規則も制定され、一応の準備が整っていることから、学生、教職員への周知方努力されたい。

3 管理運営

- 1) 学長、学部長、大学院研究科長の職務権限と責任に関する規定を明確にする必要がある。

4 点検・評価等

- 1) 自己点検・評価報告書を外部へ公表するとともに、評価結果をふまえた改善を行う必要がある。

5 情報公開・説明責任

- 1) 大学機関誌「奥羽大学報」に消費収支計算書（大科目）一表のみが公開されているので、資金収支計算書および貸借対照表を合わせた財務三表を公開するとともに、表の読み方や内容の解説などわかりやすい公開方法の工夫が望まれる。

二、一層の改善を期待される事項

1 理念・目的

- 1) 大学の理念に基づいた適切な目的が明示されていない点は改善が望まれる。
- 2) 学部、大学院設置の目的は学則には記載されているが、大学案内、学生向けガイドブックには明示されていない。また教育目標も社会一般の人々に対して明示されているとは言えないので改善が望まれる。

2 教育内容・方法

- 1) 各学年の進級試験の合否および進級判定の基準について不明確な点があるので改善が望まれる。
- 2) FD委員会が組織され、学生による授業評価制度も導入されているが、教育効果の向上への活用および授業評価結果の公表が望まれる。また、大学院についても院生による授業・研究指導の評価、FD活動を組織的かつ積極的に行うことが望まれる。
- 3) 診療を実施する臨床系専攻の学生の教育・研究に対するシステムが準備されていない点は改善が望まれる。
- 4) 学位論文は「奥羽大学歯学誌」への投稿を義務付けられているが、この条項を改め、欧文誌を含め他専門誌への投稿を認めることが望ましい。
- 5) 教員の国際学会への自主的な参加を促し、また国外の研究者の積極的な招聘をすすめる支援を含めた体制を整備する必要がある。

3 学生の受け入れ

- 1) 入学定員に対する入学者数に割合がやや高くなっているので、入学定員を厳守することが望まれる。
- 2) 博士課程における収容定員に対する在籍学生数の比率が35%と極めて低いので改善が望まれる。

4 学生活

- 1) 大学院独自の奨学金制度やポスト・ドクトラル・フェロー制度が整備されていない。院生が研究に専念できるよう、また若手研究者の研究面での活性化を図るためにも支援体制を整える必要がある。多くは保護者からの支援、少ないアルバイト収入に頼っている。支援体制などに配慮が望まれる。

2) 院生が臨床研究を行うのに「学生教育研究災害保険」や「医学生教育研究賠償保険」への加入が義務付けられていない点は改善が望まれる。

5 研究環境

- 1) 学内誌への投稿が大多数で、査読制度のある専門誌への投稿が少ない。研究活動の低調化に關係がある。投稿誌についての再検討が必要である。
- 2) サバティカル・リープ制度など、教員の研究活動に必要な研修機会についての規定がない点は改善が望まれる。

6 教員組織

- 1) 学部教育を担当する教員が大学院研究科を兼担することから、研究能力、研究指導能力を十分備えた教員を選考できるよう規程の整備をすることが望まれる。

7 事務組織

- 1) 事務職員の不足から兼務および空席が多い点は改善が望まれる。

8 施設・設備

- 1) バリアフリー化が進んでいるのは歯学部病院のみで、学生、教職員への配慮はなされていないので改善が望まれる。

9 財務

- 1) 監査報告書の名称が「監事意見書」となっている点は改善が望まれる。
- 2) 募集停止した文学部教員等に係る負担などを考慮すると、退職給与引当特定資産を全く有していない点については改善することが望まれる。
- 3) 学生生徒等納付金以外の収入比率が低い点は改善が望まれる。

10 点検・評価等

- 1) 大学院運営委員会のメンバーが自己点検・自己評価を行うのではなく、大学院研究科委員会のメンバーが自己点検・自己評価委員会を組織し、早急に自己点検・自己評価システムを作り、定期的な点検・評価を実施し、その結果を検証し、これを大学院研究科の改革に活用する必要がある。

11 情報公開・説明責任

- 1) 合格判定基準が公表されておらず、また受験生の入学試験の成績や合否理由を開示する制度がなく、説明責任が果されていない。

以 上

◎本学は2007（平成19）年6月末日までの結果報告要請を真摯に受け止め、財団法人大学基準協会に清水秋雄学長が、「改善事項」に対する報告書の提出について」を提出しました。

◎平成20年3月21日財団法人大学基準協会から、「奥羽大学に対する再評価結果 平成20年3月11日 財団法人大学基準協会」と「平成19年度「再評価」結果報告書 平成20年3月11日 財団法人大学基準協会」が、「貴大学の大学評価結果ならびに認証評価結果について」と共に大学に送付されました。

再評価結果の内容は、貴大学は本協会の大学基準に適合しているものと承認されましたのでご通知いたします。

なお認定期間は、2008（平成20）年4月1日より2年間（2010（平成22）年3月末日まで）とのことでした。

◎現在、本学は平成22年4月1日～の大学基準適合の認証評価を受けるための申請書等づくりに勤しんでおります。

○ 再評価結果のⅡ総評の中で

i) 自己点検・評価の結果を理事者側と教学側とが緊密に協調・連携してどのように改善に結びつけようとしているのか必ずしも明確ではなかった。――との記述について、本学は、法人理事と理事長に対して、大学の学長・学部長・研究科長・学生部長等の教学役職にある者が事宣に応じて口頭又は稟議書により、人事と財務に関する全てのことについて連携協力しています。

ii) 大学設置基準、大学院設置基準の改正に伴い、具体的な人材養成の目的を学則に定めることが望まれる。――との記述について、学部ごとに「学則」第1条 人材の養成の目的を次のように定めています。(1) 歯学部は、高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな歯科医師を養成することを目的とする。(2) 薬学部は、高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな薬剤師を養成することを目的とする。

iii) 査読制度のある専門誌への投稿状況や各受験科目および総合点数の最高点数、最低点数、平均点数を明示してある受験生用の資料は、今回の報告書からは確認できなかった。――との記述については、査読制度のある専門誌への投稿状況を奥羽大学添付資料(7)『2008年度(2003.4.1～2008.3.31)自己点検・自己評価報告書 奥羽大学』p.33に研究評価では査読制度のある雑誌とそうでない雑誌とを区別して評価しています。p.35にIF(インパクト・ファクター)について記載しています。

各受験科目および総合点数における最高点数、最低点数、平均点数については学内資料にとどめ、明示してある受験生用の資料としてはありませんでしたが、「高校訪問」「進学相談会」「オープンキャンパス」などの場では内覧しています。今後受験生や父兄の要望がある時は適切な形で対応してまいります。

15. 情報公開・説明責任

【到達目標】

開かれた大学としての信頼と評価を得るために、可能な限り本学の情報を公開する。

○財政公開の状況とその内容・方法の適切性

【現状説明】

本学は、公共性を有する法人として財務情報の公開を行っています。財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書並びに監事による監査報告書を常に事務所に備え、必要に応じ対応できる整備をしています。受付書類を準備して利害関係者から、財務情報の公開の請求及び閲覧の請求があった場合に、常に対応できるように関係書類を事務所に備えています。また、財務三表（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表）については、本学の広報誌『奥羽大学報』に主な事業概要のほか、財務諸表の読み方や内容の解説を加えて掲載し、本学の利害関係者に送付しています。また、同様にホームページにも掲載して一般情報として公開しています。

【点検・評価】

学校法人は、教育サービスにかかわっている在学生とその保護者、教職員そして卒業生などの学校関係者に対して、教育研究の状況や経営状況についての情報を積極的に公開しており適切です。

【改善方策】

情報公開に関しては、より理解しやすい内容として組み立てること。

○情報公開請求への対応状況とその適切性

【現状説明】【点検・評価】

現在までのところ、情報公開の請求については大学案内の請求の段階で止まり、特段の請求はありません。[情報公開は適切に行っております。](#)

○自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

【現状説明】

平成14年度に実施した自己点検・評価は、「奥羽大学点検・評価報告書」としてまとめましたが、学内公表に止め、平成18年7月1日「奥羽大学自己点検・自己評価規程」を定めた後は、評価結果について毎年度これをまとめ「奥羽大学自己点検評価報告書」として公表しています。

点検・評価報告書の配付先は、本学の教職員と文部科学省と全国国公私立歯科大学・歯学部と同じく薬科大学・薬学部と、薬学系大学等です。

【点検・評価】

[平成18年度から公表しているのは適切です。](#)

○外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

【現状説明】

平成18年度に歯学部・大学院歯学研究科を対象とした自己点検・自己評価を実施し、併せて外部評価を実施して『2006（平成18）年度奥羽大学自己点検・自己評価報告書—歯学部・大学院歯学研究科—』を刊行しました。この報告書は、学内全教員に配付し、全国国公私立歯科大学・歯学部に配付しました。また、平成19年度に大学基準協会の加盟審査を受け、適合の認定を受けたことも本学のホームページ上で公表しています。

【点検・評価】

規程にしたがって外部評価を実施し、その結果を公表していることは評価できます。

終章

大学基準協会から問われた事について一応は答えることができましたが、当方の思慮不足から戸惑う項目もありました。

本学は1972年に歯学部を設置したことに始まり、1986年に大学院歯学研究科を設け、1989年に文学部を開設し(2007年廃止)、2005年に薬学部を設置した、比較的歴史の浅い大学です。

現代社会におけるグローバル化の進展とIT技術の普及により情報交換が盛んになり、それに伴なって情報公開による説明責任が必要となりました。このようなときに、教育機関としての本学と本学職員の社会的責任を計量するため大学基準協会の認証評価を受け得ることは、良い機会になりました。

自己点検・自己評価は、自らが日々をより良く過ごそうとする者にとっての心構えであり、身だしなみであり、礼儀であることからとの思いが強く、近来までは自らの内に止めてすべては結果で示そうとしておりました。しかし、教育機関とそこにいる人間、特に教育者の社会的責任については、周囲の認識と了解を得る必要があることをはつきりと認識しました。それは、基準をもって自己点検・自己評価を行い、自らが大学の質の保証を行うために大学を改めて見直す糸口を得たことにほかなりません。本学教育課程と教育内容に目標を持ち達成することは大切なことですが、より重要なことは目標に向かうプロセスであり、プロセスを検証し目標に照準を合わせ、調整する間を取ることです。

本学歯学部では1978年に卒業生を初めて社会に送り出してから30年を数えます。輩出した卒業生は日本全国各地でそれぞれ地域歯科医療を通して立派な社会人として活躍しており、今またその子弟が本学に年10人位ずつ入学してくれる状態が続いております。文学部卒業生は1993年から2007年までに4,100余名を輩出しましたが、社会の様々な分野で元気に活躍していることを風聞として受けるようになりました。それらのことから、目標の達成状況は可でもあるし、不可でもあります。

ところで、今回の自己点検・自己評価によって此処数年の歯学部の低調と薬学部入学志願者の低下に対する対応は、喫緊の課題です。歯学部が対応すべき課題としては、国家試験の合格率を上げること。志願者の増加を図り、定員を充足すること。教育内容を充実させること。薬学部が対応すべき課題としては、志願者の増加を図り定員を充足させること。国家試験で高い合格率を獲得すること。常に教育内容の充実に心を配ること。

「大学教育」の現状は、未熟な学生が大学に入学し、そのまま未熟な社会人として社会に輩出されている状況で、このようなことを、大学の使命として受け入れるべきではなく、教育の使命の一つとして社会に適応できる人材を育成していく必要があります。そして、医療系大学である奥羽大学では、人間性豊かな医療人を育成して日本の医療に貢献すべきです。資格を持った医療人を目指している学生には、本学が実施する教育内容と教育課程は充実整備されていなければ、日本の医療に貢献できることはありません。

「魅力ある個性」を育むために、教育内容と教育課程を整備する上で不可欠な自己点検・自己評価を大学の個々の教員をはじめとする職員全員に定着させ教育組織体制を整えることに努めます。さすれば、現在の世界が抱えている「人口増加問題」「食糧不足問題」「エネルギー枯渇問題」「温暖化による環境問題」と、わが国が抱えている「少子・高齢者問題」の中で何処にあっても、本学卒業生が魅力ある個性を持った医療人として、創意と工夫と知恵を携えて、社会問題に立ち向かってくれるものと思います。

平成20年4月1日より、大学基準協会から平成22年3月末日までの大学基準に適合しているとの認定をいただいたところですが、平成22年4月1日以降の認証評価を得るための機会を得たことは、大学にとって大変有意義なことでした。

以上